

釜石市高齢者保健福祉計画 第8期介護保険事業計画

令和3（2021）年度～令和5（2023）年度

かまいし
“ほ”と
プラン8

令和3年3月

釜石市

はじめに

我が国では、「人生 100 年時代」の長寿社会が進んでおり、厚生労働省が公表する百歳以上の高齢者の数は、老人福祉法が制定された昭和 38 年には全国で 153 人でしたが、令和 2 年 9 月 1 日現在では 80,450 人となっております。

また、内閣府の令和 2 年版高齢社会白書によると、令和元年 10 月 1 日現在、65 歳以上の高齢者人口は 3,589 万人で、総人口に占める 65 歳以上人口の割合（高齢化率）は、28.4%と過去最高で、後期高齢者人口（75 歳以上）の総人口に占める割合（14.7%）が前期高齢者人口（65 歳以上～74 歳）の総人口に占める割合（13.8%）を上回っております。

一方、本市においては、国や県を上回る速度で高齢化が急速に進んでおり、令和 3 年 1 月末現在、高齢者人口は約 1 万 2 千 8 百人、高齢化率は過去最高の 39.8%となっております。

また、高齢者のうちの約 2 割の方が要支援・要介護認定を受けており、何らかの介護が必要な状態となっております。

こうした中、令和 2 年度までを計画期間とする第 7 期計画では、「閉じこもり予防戦略」と「安心戦略」の 2 つの戦略を重点施策として明確化し、基本施策の確実な推進を図ってきました。

「閉じこもり予防戦略」は、社会とつながることが高齢者の自立度低下、虚弱化の予防に効果があることから、「介護予防」に着目し、人とのつながり、社会とのつながりを重視したまちづくりを進めてきましたが、引き続き、「いきいき 100 歳体操」などの取り組みを継続し高齢者の自立支援・重度化防止を進めていくことが必要です。

「安心戦略」に関しては、虚弱化しても地域で安心して住み続けられるよう、医療と介護の連携強化とあわせて、日常生活圏域ごとに高齢者への在宅サービスの提供体制を整え、「在宅生活の限界点」を引き上げるまちづくりを進めてきましたが、限られた資源の中で、個々の状況やニーズに応じたサービスや支援に繋げることができるよう専門職や関係者が連携した取り組みが必要となっております。

第 8 期計画では、第 7 期計画までに取り組んできた基本施策や重点施策を引継ぎつつ、第六次釜石市総合計画の基本目標との整合性を図り、「あらゆる人の幸せをみんなで考えつくるまち」を基本理念に掲げます。

本計画では、団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となる令和 7 年を見据えて、地域包括ケアシステムをさらに深めていく必要がありますので、市民の皆様をはじめ、関係各位のなお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました市民の皆様や関係各位、様々な視点から慎重にご審議いただきました「釜石市介護保険運営協議会」の委員の皆様から心から感謝を申し上げます。

令和 3 年 3 月

釜石市長 野田武則

目次

I 総論	1
第1章 計画の策定にあたって	3
1. 計画策定の趣旨	3
2. 計画の性格	4
3. 計画の期間	4
4. 計画の策定経過	5
5. 介護保険制度改正の概要	7
第2章 本市の高齢者を取り巻く現状と課題	8
1. 高齢者の人口等の状況	8
2. 高齢者世帯の状況	11
3. 第1号被保険者の状況	12
4. ニーズ調査からみる高齢者等の状況	16
5. 在宅介護実態調査からみる高齢者等の状況	25
6. その他調査の状況	29
7. 介護保険サービス等の状況	33
8. 第7期計画の重点施策の振り返り	43
第3章 計画の基本的考え方	47
1. 計画の基本理念	47
2. 計画の基本施策	49
3. 計画期間における重点施策	51
4. 計画の体系	53
5. 日常生活圏域	54
第4章 計画の推進	55
1. 計画の推進体制及び進捗状況の管理	55
2. 関係機関等との連携	55
II 各論	57
第1章 施策の展開	59
1. 地域包括ケア体制の充実	59
2. 安心できる生活の実現	72
3. 健康で生きがいのある生活の充実	87
4. 介護保険事業の円滑な運営と専門性の向上	95
第2章 介護サービスの見込量と介護保険料の算出	100
1. 目標年次までの将来推計	100
2. 被保険者数と要介護認定者数の推計	102
3. 各サービス量の見込み	104
4. 介護保険事業の費用見込み	111
5. 第1号被保険者の保険料見込	113

I 総論

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

わが国では、少子高齢化が進行し、日本の高齢化率は、国立社会保障・人口問題研究所による日本の将来推計人口（平成29年出生中位（死亡中位）推計）によれば、団塊の世代が75歳以上となる令和7年に3割に達し、令和22年には1.5人の現役世代（生産年齢人口）が1人の高齢者を支えるようになると予想されています。

一方、本市では、令和3年1月末時点で高齢化率が39%を超えており、国よりも早いスピードで高齢化が進行しています。今後、団塊の世代が75歳以上となる令和7年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年を見据え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムをより一層進展させ、健やかに暮らせる安全で安心なまちづくりを推進していく必要があります。

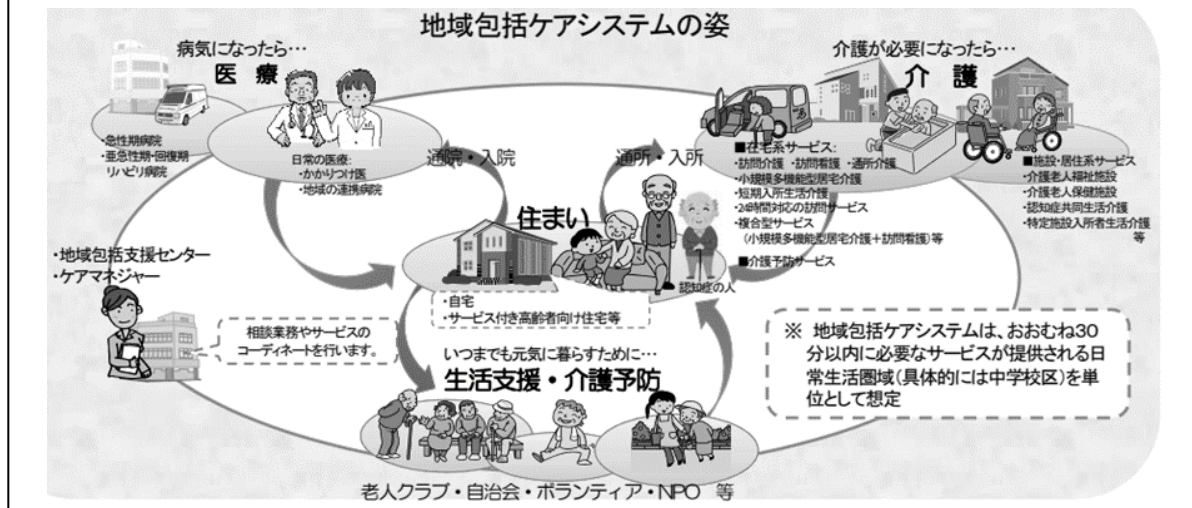
また、「地域共生社会」の実現に向けては、支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者が把握し、関係機関との連携等により解決が図られることを目指し、地域づくりや包括的な支援体制を整備することが求められています。

さらに、今般の新型コロナウイルス感染症への対応について、住民に最も身近な基礎自治体として国や県の動向を注視するとともに、防災等を含めた緊急時の対策強化も必要となっています。

これらを踏まえ、これまで取り組んできた施策や方向性を引き継ぎつつ、地域住民や関係機関等と連携を強化しながら各種施策を進めていくため、「釜石市高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

◆「地域包括ケアシステム」とは◆

厚生労働省においては、2025年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進しています。



2. 計画の性格

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「老人福祉計画」及び介護保険法第117条の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体のものとして策定することで、介護保険及び保健福祉サービスを総合的に展開することを目指すものです。

また、国の定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、岩手県が策定する「高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画」「医療費適正化計画」「地域ケア体制整備構想」、本市が策定する「第六次釜石市総合計画」や「釜石市地域福祉計画」などの上位計画、関連計画等との整合性を踏まえて策定しています。

■老人福祉計画

高齢者が住み慣れた地域で安心して元気に、いきいきと暮らし続けるため、必要な措置が講じられるよう定めたものです。要介護者等に対する介護給付等対象サービスの提供のほか、一人暮らし高齢者の生活支援のためのサービス提供等も含め、地域における高齢者を対象とする福祉サービス全般にわたる供給体制の確保に関する計画です。

■介護保険事業計画

介護保険の給付対象サービス種類ごとのサービス量の見込み等について定め、保険料算定をするなど、介護保険事業運営の基本となる計画です。

3. 計画の期間

計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間です。

なお、計画は3年ごとに見直しを行うこととされていることから、第7期計画の最終年度となる令和2年度に計画の見直しを行い、団塊の世代が75歳以上となる令和7年を見据えた中長期的な目標を掲げた計画としています。



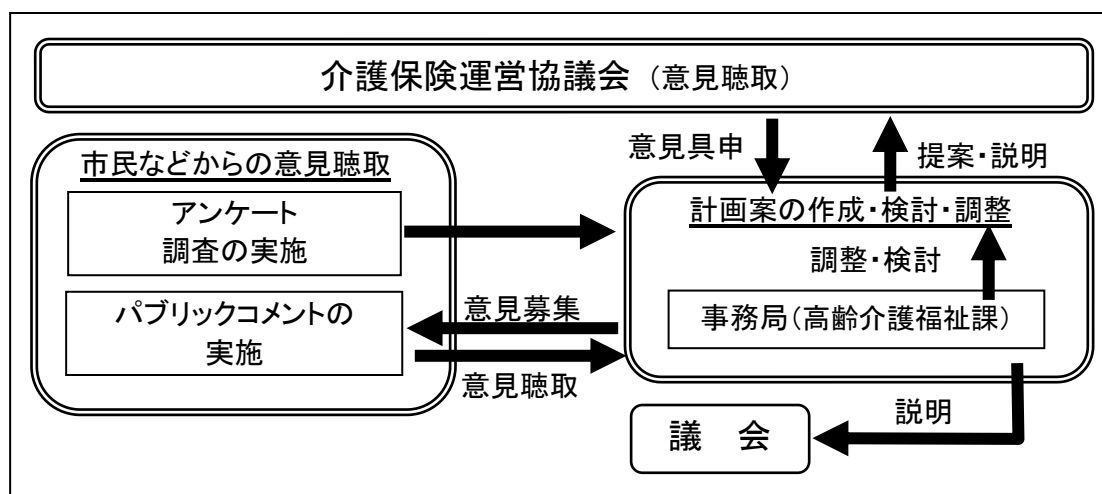
4. 計画の策定経過

(1) 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、介護保険に関する市長の附属機関である「釜石市介護保険運営協議会」において、計画策定に向けて調査・審議を行いました。

また、市民の意見を反映するために、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査や在宅介護実態調査などを実施し、高齢者の意識や生活の実態、ニーズ等の把握に努めました。

さらに、計画素案作成後、広報かまいしや本市ホームページを通じて広く素案を周知し、「釜石市意見募集手続制度」に基づいてパブリックコメントを実施するなど広く市民の意見の把握と反映に努めました。



◆「釜石版地域包括ケアシステム」の充実◆

1 地域包括ケア連携の推進

- ・医療機関、介護保険事業所、職能団体、福祉関係機関、民間企業、地域住民など様々な主体が行う自助・互助・共助・公助による取組の連携と推進を図り、支えあいの地域づくりを進めます。
- ・多職種の連携を推進し、住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、関係者間の連携強化に努めます。

2 適切なサービスの提供

- ・子どもからお年寄りまで、誰もが「医療」「介護」「予防」「生活支援」「住まい」といった「支援やサービス」が一体的に提供されるよう、「地域包括ケアシステム」の深化・推進と自立支援・生活の質の向上・重度化防止に向けた取り組みを推進します。

※釜石版地域包括ケアシステム

一般的な「地域包括ケアシステム」が高齢者を対象としたものであるのに対して、「釜石版地域包括ケアシステム」は対象となる年齢を限定せず、病気、障がい、生活困窮、引きこもり、被災などにより支援を必要とする全ての住民に対して、地域住民一人ひとりを始めとした様々な主体が行う「自助」「互助」「共助」「公助」による取り組みと連携の推進により「医療」「介護」「予防」「生活支援」「住まい」のサービスが適切に提供される仕組み。

(2) 計画策定スケジュール

開催年月	内 容
令和元年 9月～ 令和 2年 1月	○在宅介護実態調査の実施
令和2年 6月～7月	○介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施
令和2年 7月～8月	○介護サービス事業参入意向等調査の実施
令和2年 10月	○介護支援専門員調査の実施
令和2年 10月	○第1回釜石市介護保険運営協議会の開催 高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（骨子案）について
令和2年 12月	○第2回釜石市介護保険運営協議会の開催 高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（素案）について
令和3年 1月	○釜石市議会議員全員協議会の開催 高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画について ○パブリックコメントの実施（1月～2月）
令和3年 2月	○第3回釜石市介護保険運営協議会の開催 (1)計画（素案）に対するパブリックコメントの実施結果について (2)高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（案）について (諮問)
令和3年 3月	○高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定に係る答申 ○釜石市介護保険条例の改正（介護保険料）

5. 介護保険制度改正の概要

令和2年6月12日に成立した「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」では、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等が重要であるとしています。

今回の制度改正の大きなポイントは以下のとおりです。

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援

市町村において、既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進

- ①認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- ②市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する。
- ③介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進

- ①介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求められることができると規定する。
- ②医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）や介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報について安全性を担保しつつ提供することができることとする。
- ③社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

4. 介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化

- ①介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取り組みを追加する。
- ②有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- ③介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

5. 社会福祉連携推進法人制度の創設

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

第2章 本市の高齢者を取り巻く現状と課題

1. 高齢者の人口等の状況

(1) 総人口等の推移

令和2年の本市の総人口は、介護保険制度が始まった平成12年から14,919人減少し平成30年からは1,603人減少した32,374人となっています。

年齢階層別に見ると、各階層で減少しており令和2年の生産年齢人口は16,512人(51.0%)、高齢者人口は12,871人(39.8%)となっています。

なお、今後も人口減少は続き令和7年には28,400人となるとともに、高齢者人口(65歳以上)も減少しますが、総人口の減少幅の方が大きいいため、高齢化率は40%を超えて推移する見込みです。

■総人口および年齢階層別人口の推移

(単位：人)

	平成 12年	平成 30年	令和 1年	令和 2年	令和 7年
総人口	47,293	33,977	33,167	32,374	28,400
年少人口(0～14歳)	6,107	3,285	3,150	2,991	2,335
総人口に占める割合	12.9%	9.7%	9.5%	9.2%	8.2%
生産年齢人口(15～64歳)	28,838	17,636	17,036	16,512	14,248
総人口に占める割合	61.0%	51.9%	51.4%	51.0%	50.2%
高齢者人口(65歳以上)	12,348	13,056	12,981	12,871	11,817
総人口に占める割合	26.1%	38.4%	39.1%	39.8%	41.6%
前期高齢者	7,281	5,700	5,597	5,641	4,650
高齢者人口に占める割合	59.0%	43.7%	43.1%	43.8%	39.4%
後期高齢者	5,067	7,356	7,384	7,230	7,167
高齢者人口に占める割合	41.0%	56.3%	56.9%	56.2%	60.6%

資料：「住民基本台帳」各年9月30日及び令和7年は釜石市高齢介護福祉課独自推計値

※令和7年の推計値は、平成30年と令和元年、令和元年と令和2年の実績をもとにコーホート変化率法により推計しています。

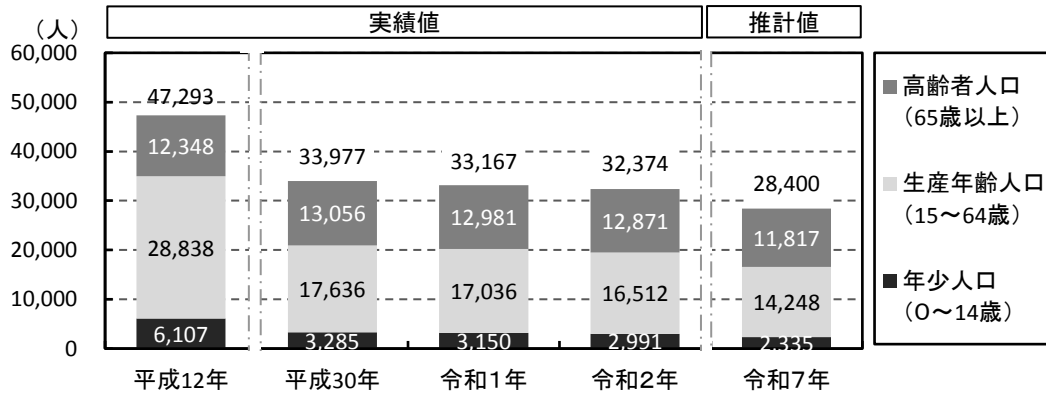
※コーホート変化率法：コーホートとは、同年(または同期間)に出生した集団のことを言い、コーホート変化率法とは、その集団ごとの過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

※本計画の上位計画である「第六次釜石市総合計画」では、釜石市人口ビジョンによる人口推計と将来展望を示していますが、本計画では、介護保険料の算定にあたり独自推計を行っています。

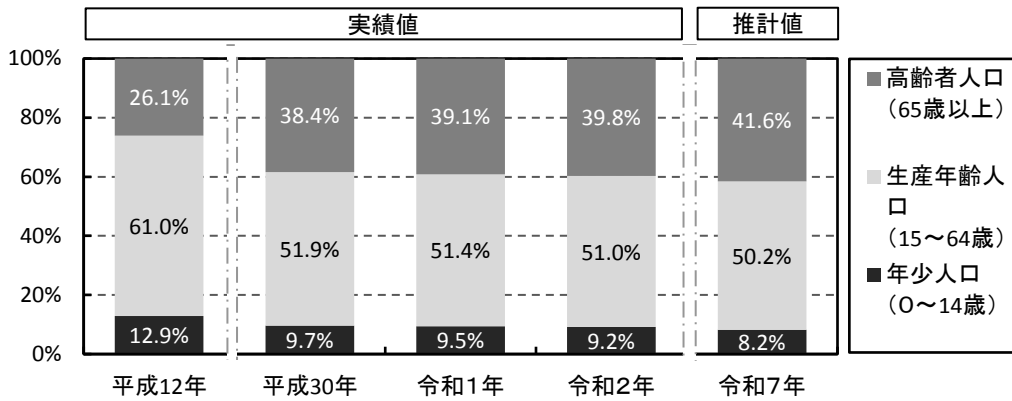
◆(参考)釜石市人口ビジョンによる目標値

	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
人口ビジョン目標値	36,628人	34,518人	32,388人	30,481人	28,702人	27,094人

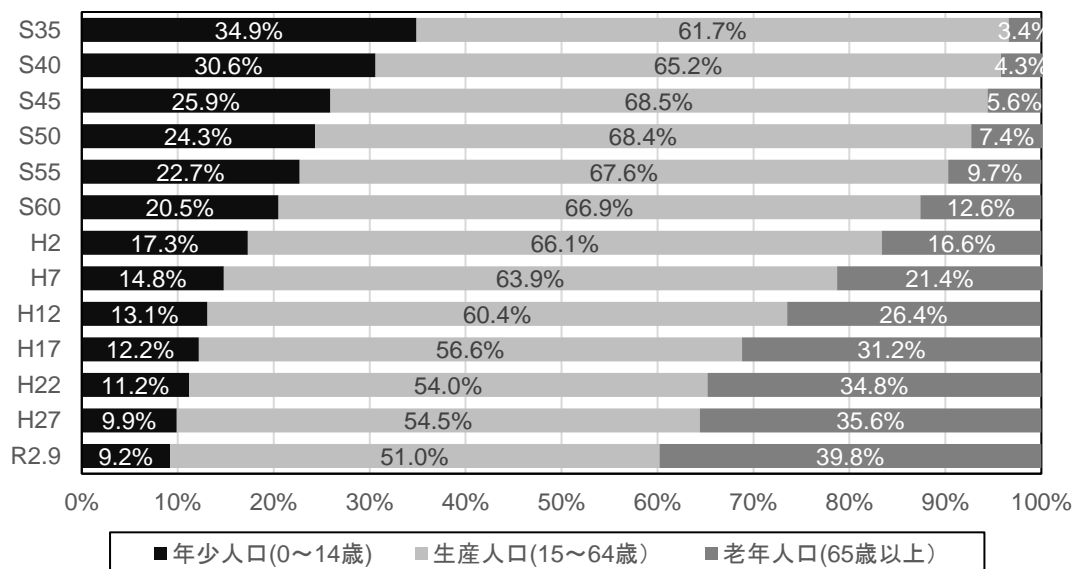
■総人口および年齢階層別人口の推移（グラフ）



■年齢階層別人口割合の推移（グラフ）



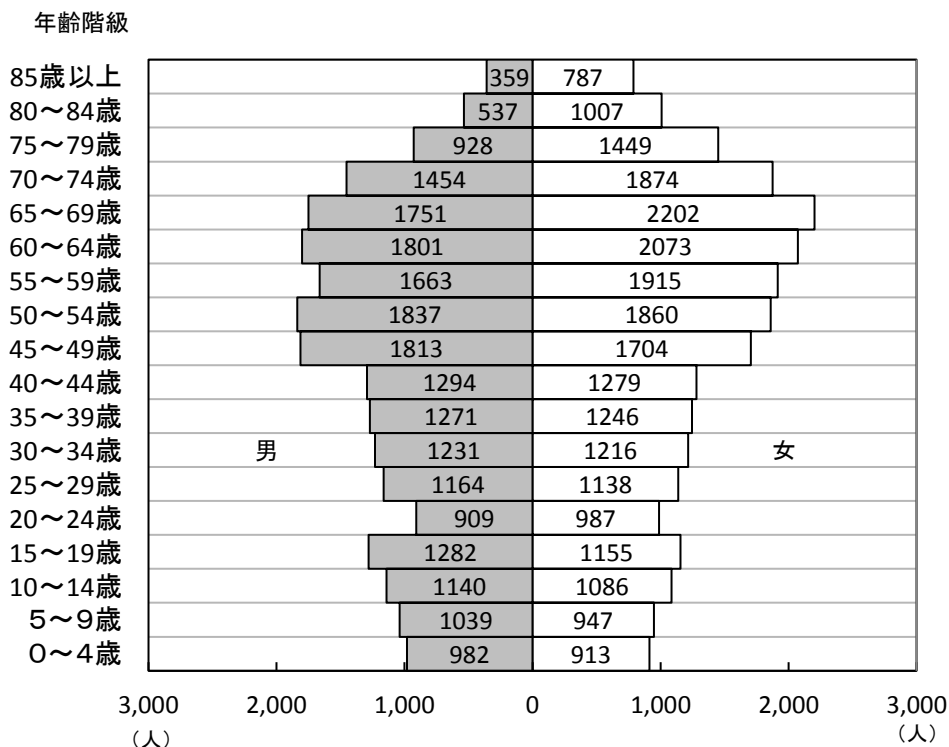
■年齢階層別人口割合の推移（グラフ） 資料：国勢調査（R2のみ住民基本台帳 R2.9末時点）



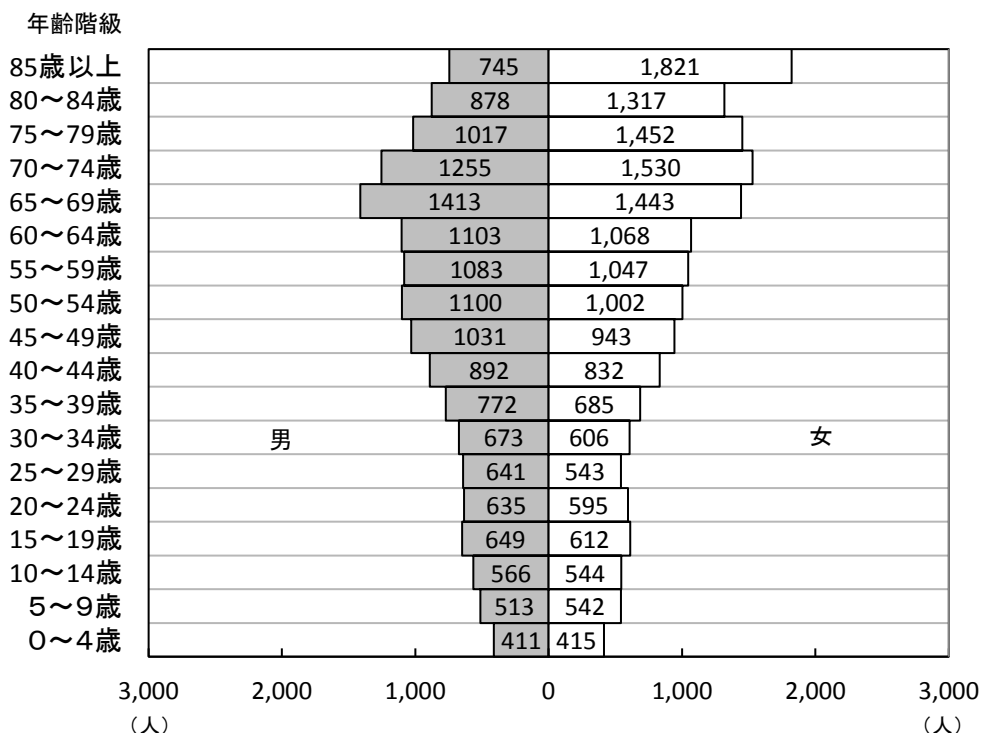
(2) 人口ピラミッド

平成12年の人口ピラミッドと令和2年の人口ピラミッドを比較すると、平成12年には65歳から69歳をピークにその後は急激に減少しています。令和2年は65歳から69歳がピークとなっているのは同様ですが、その後も緩やかに減少しています。

■平成12年（グラフ）



■令和2年（グラフ）



資料:「住民基本台帳」各年9月30日

2. 高齢者世帯の状況

(1) 高齢者世帯の推移

国勢調査では、高齢者のいる世帯は平成22年までは増加していましたが、平成27年は減少に転じ8,465世帯となっています。

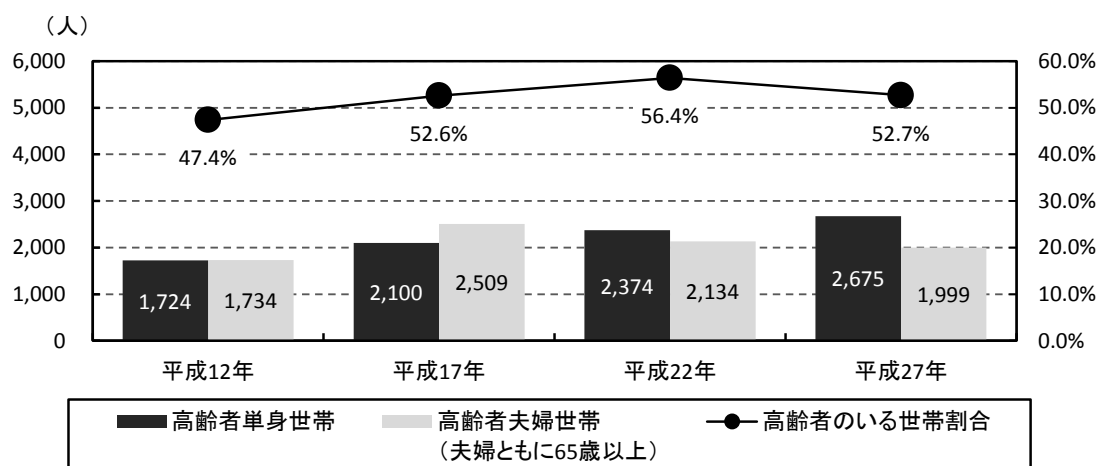
また、高齢者のいる世帯の中では、特に高齢者単身世帯の増加が多く、平成12年の1,724世帯から951世帯増加し平成27年は2,675世帯となっています。

■世帯の状況

(単位：世帯)

	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
一般世帯	17,706		16,975		16,070		16,048	
高齢者のいる世帯	8,391	47.4%	8,935	52.6%	9,069	56.4%	8,465	52.7%
高齢者単身世帯	1,724	20.5%	2,100	23.5%	2,374	26.2%	2,675	31.6%
高齢者夫婦世帯 (夫婦ともに65歳以上)	1,734	20.7%	2,509	28.1%	2,134	23.5%	1,999	23.6%
同居世帯	4,933	58.8%	4,326	48.4%	4,561	50.3%	3,791	44.8%

資料：「国勢調査」各年10月1日



3. 第1号被保険者の状況

(1) 第1号被保険者の推移

第1号被保険者はこれまで増加してきましたが、平成30年から令和1年にかけて減少に転じ令和2年には12,903人まで減少しています。

一方、前期高齢者と後期高齢者をわけて見ると、前期高齢者は平成30年から令和2年にかけて61人減少し5,627人となっており、後期高齢者も133人減少し7,276人となっています。

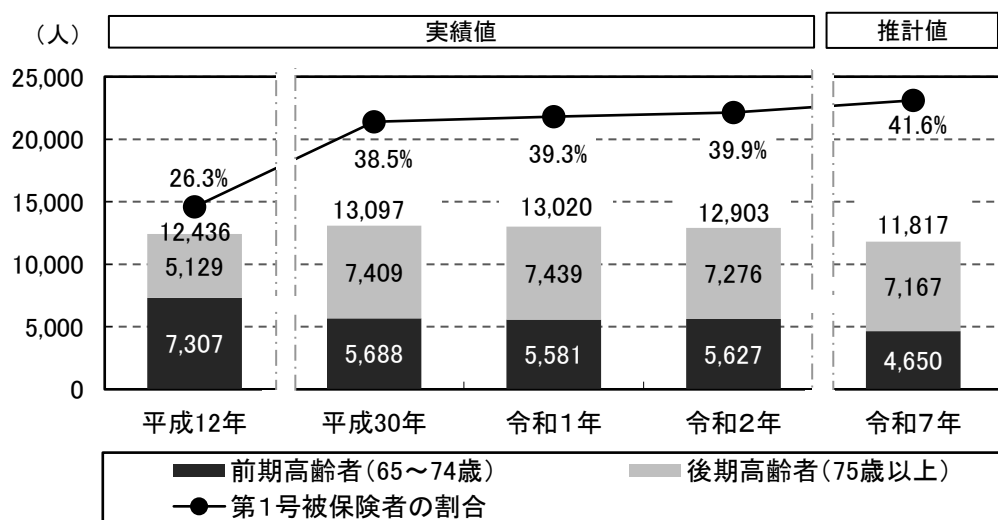
なお、令和2年の第1号被保険者に占める後期高齢者の割合は56.4%となっています。

■ 第1号被保険者の推移

(単位：人)

	平成 12年	平成 30年	令和 1年	令和 2年	令和 7年
第1号被保険者数	12,436	13,097	13,020	12,903	11,817
前期高齢者(65～74歳)	7,307	5,688	5,581	5,627	4,650
前期高齢者の占める割合	58.8%	43.4%	42.9%	43.6%	39.4%
後期高齢者(75歳以上)	5,129	7,409	7,439	7,276	7,167
後期高齢者の占める割合	41.2%	56.6%	57.1%	56.4%	60.6%
総人口	47,293	33,977	33,167	32,374	28,400
第1号被保険者の割合	26.3%	38.5%	39.3%	39.9%	41.6%

資料：第1号被保険者数は「介護保険事業状況報告」9月月報、総人口は「住民基本台帳」各年9月30日
令和7年は、釜石市高齢介護福祉課独自推計値



(2) 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数は、平成30年と令和2年を比べて77人減少し2,639人となっています。介護保険が始まった平成12年からは大きく増加していますが、近年では減少傾向となっています。

なお、令和7年に要介護認定者は減少しますが、高齢者数の減少幅の方が大きいいため、認定率は増加する見込みです。

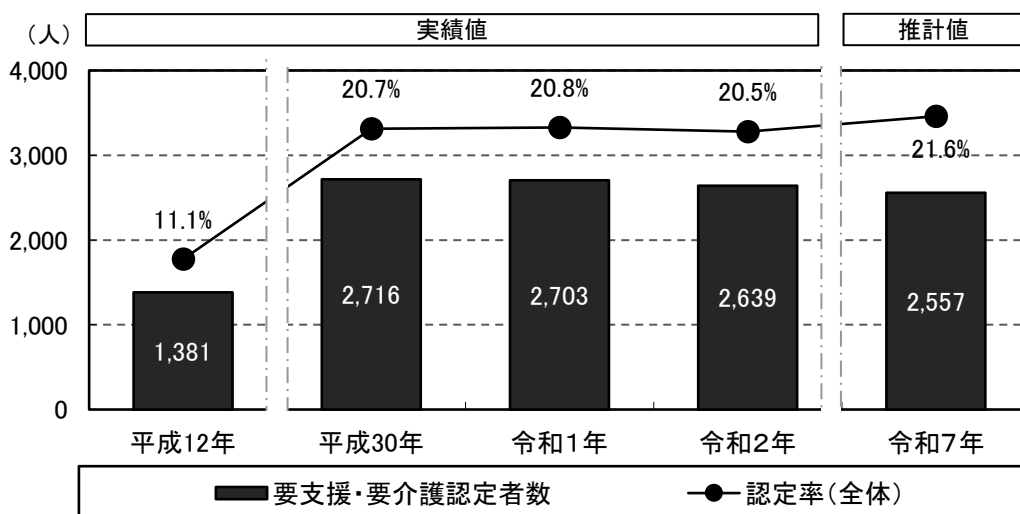
■要支援・要介護認定者の推移

(単位:人)

	平成12年	平成30年	令和1年	令和2年	令和7年
第1号被保険者数 A	12,436	13,097	13,020	12,903	11,817
前期高齢者(65~74歳)	7,307	5,688	5,581	5,627	4,650
後期高齢者(75歳以上)	5,129	7,409	7,439	7,276	7,167
要支援・要介護認定者数 B	1,381	2,716	2,703	2,639	2,557
認定率 B/A	11.1%	20.7%	20.8%	20.5%	21.6%

※要支援・要介護認定者数には、第2号被保険者を含む

資料:「介護保険事業状況報告」9月月報
令和7年は、釜石市高齢介護福祉課独自推計値



(3) 要支援・要介護度分布の状況

要支援・要介護度分布を見ると、令和2年は平成30年度に比べて、要支援1は1人減、要支援2は1人増、要介護1は42人減、要介護2は48人減、要介護3は23人増、要介護4は11人増、要介護5は21人減となっています。

令和2年の要介護度別認定者の分布を見ると、要介護1が最も多く、次いで要支援1、要介護2の順に多くなっており、分布割合は要支援1から要介護2までの軽・中度者は64.6%（要支援1、2の軽度者：28.3%、要介護1、2の中度者：36.3%）となっています。

■要支援・要介護度分布の推移

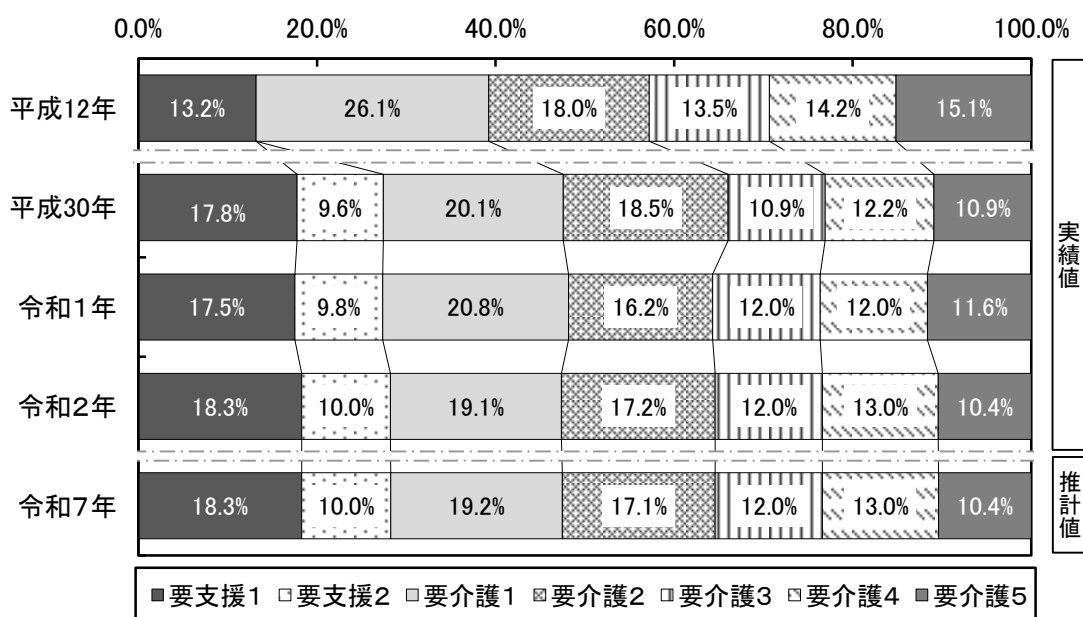
(単位：人)

	平成12年		平成30年		令和1年		令和2年		令和7年	
要支援1	182	13.2%	483	17.8%	474	17.5%	482	18.3%	468	18.3%
要支援2			262	9.6%	266	9.8%	263	10.0%	255	10.0%
要介護1	360	26.1%	547	20.1%	562	20.8%	505	19.1%	491	19.2%
要介護2	248	18.0%	502	18.5%	437	16.2%	454	17.2%	438	17.1%
要介護3	186	13.5%	295	10.9%	325	12.0%	318	12.0%	307	12.0%
要介護4	196	14.2%	331	12.2%	325	12.0%	342	13.0%	332	13.0%
要介護5	209	15.1%	296	10.9%	314	11.6%	275	10.4%	266	10.4%
合計	1,381	100.0%	2,716	100.0%	2,703	100.0%	2,639	100.0%	2,557	100.0%

※要支援・要介護度分布には、第2号被保険者を含む

資料：「介護保険事業状況報告」各年9月分

令和7年は、釜石市高齢介護福祉課独自推計値



(4) 認知症高齢者等の日常生活自立度の状況

日常生活自立度の状況を見ると、ランクⅡ以上の数が各年で増加し、令和2年度は1,529人となっており4年前の平成28年度の1,333人より196人増加しています。

要介護（要支援）認定者に対する割合についても増加しており、令和2年度は55.6%となっています。

■ 認知症等高齢者等の日常生活自立度の状況

(単位:人・%)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
要介護(要支援)認定者数	2,602	2,564	2,717	2,753	2,749
自立	426	506	548	495	538
I	843	707	737	774	682
Ⅱa	187	162	189	130	123
Ⅱb	537	578	601	641	657
Ⅲa	377	381	401	413	462
Ⅲb	73	77	94	128	129
Ⅳ	153	147	139	165	154
M	6	6	8	7	4
ランクⅡ以上の合計	1,333	1,351	1,432	1,484	1,529
要介護(要支援)認定者に対する割合	51.2	52.7	52.7	53.9	55.6

資料:「認知症高齢者等の日常生活自立度調査(岩手県)」

(参考) 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準

- I 「何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している状態」基本的には在宅で自立した生活が可能なレベル
- Ⅱa 「日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが家庭外で多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態」
- Ⅱb 「日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが家庭内で見られるようになるが、誰かが注意していれば自立できる状態」
- Ⅲa 「日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが主に日中を中心に見られ、介護を必要とする状態」
- Ⅲb 「日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが夜間にも見られるようになり、介護を必要とする状態」
- Ⅳ 「日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする状態」
- M 「著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする状態」

4. ニーズ調査からみる高齢者等の状況

(1) 調査の目的等

①調査の目的

本調査は、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の改定のための基礎資料とすることを目的とし、調査票の作成にあたっては、国が示した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（以下「ニーズ調査」という。）」を加味し、調査を実施しました。

②調査の実施方法

対象者	要介護認定者を除く、介護保険第1号被保険者から2,000人を無作為抽出
調査方法	郵送による配付・回収
調査期間	令和2年6月11日から6月30日まで
配付数・回収数	配付数：2,000件 回収数：1,637件 回収率：81.9%

(2) 主な調査結果

①生活機能評価判定

【生活機能評価結果一覧】

単位：%		項目							
		①運動器	②転倒	③閉じこもり	④口腔	⑤低栄養	⑥うつ	⑦認知機能	⑧IADL
	全体	17.2	30.2	29.3	20.2	1.4	45.9	38.7	7.3
地区	釜石	16.3	35.3	25.2	21.3	0.8	46.9	42.6	6.6
	中妻	18.7	27.3	23.2	22.2	1.5	36.9	40.4	8.1
	小佐野	16.2	28.4	25.9	19.5	1.6	46.8	37.0	7.6
	甲子	17.0	34.0	28.8	21.8	1.9	45.2	38.5	6.1
	平田	20.1	27.1	34.0	19.4	0.7	44.4	39.6	4.2
	唐丹	10.9	19.6	38.0	15.2	2.2	50.0	33.7	7.6
	鶴住居	18.1	30.4	40.9	21.1	0.6	48.0	36.3	9.9
	栗橋	21.2	31.8	31.8	10.6	1.5	57.6	40.9	13.6

※表の網掛けは全体（本市全体の調査結果）よりもリスクが高くなっている結果について表示をしています。また、文字の色が白く反転している部分では①運動器～⑧IADLの各項目の中で最もリスクが高い結果の値を反転して表示しています。

※「閉じこもり」に関しては、新型コロナウイルスの影響による「通いの場」等の活動自粛が加味されておらず、調査時点での外出状況等から算出された値となっています。

【生活機能判定結果 第7期計画時からの増減】

単位：ポイント		項目							
		①運動器	②転倒	③閉じこもり	④口腔	⑤低栄養	⑥うつ	⑦認知機能	⑧IADL
全体		-0.9	0.8	2.8	-	0.8	-0.4	2.1	0.6
地区	釜石	-3.3	4.6	-2.0	-	0.3	3.1	5.6	-1.1
	中妻	-2.8	0.2	7.2	-	0.3	0.2	-2.4	1.0
	小佐野	-2.9	8.2	3.7	-	0.5	3.1	6.2	2.6
	甲子	6.3	-3.9	-1.6	-	1.1	-11.9	4.4	1.7
	平田	-2.2	-1.2	-2.1	-	0.8	-0.4	-1.4	2.0
	唐丹	-0.8	6.6	-1.3	-	1.9	-6.9	1.5	-3.5
	鶉住居	1.0	-0.3	0.5	-	-0.7	3.3	6.7	-6.8
	栗橋	-2.0	2.8	-10.2	-	1.5	1.1	0.3	6.4

※表の網掛けは第7期計画からリスクが増加している結果について表示をしています。また、文字の色が白く反転している部分は5ポイント以上増加している値を反転して表示しています。

※「閉じこもり」に関しては、新型コロナウイルスの影響も含め、調査時点での外出状況等から算出された値となっています。

第7期計画との比較では、“運動器”では「甲子」、 “転倒”では「小佐野」「唐丹」、 “閉じこもり”では「中妻」、 “認知機能”では「釜石」「小佐野」「鶉住居」、 “IADL”では「栗橋」のリスク増加が比較的多くなっています。

【参考：リスク判定基準】

本調査で算出しているリスク判定の方法については、国の「介護予防・日常生活圏域二一ズ調査」の手引き等を踏まえ、以下のように算出しています。

評価項目	内容
運動器の機能低下	<p>次の5項目のうち3項目以上に該当すればリスクあり（5項目全てを答えた人が対象）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか。」で、「3. できない」を選択 ○「椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか。」で、「3. できない」を選択 ○「15分位続けて歩いていますか。」で、「3. できない」を選択 ○「過去1年間に転んだ経験がありますか。」で、「1. 何度もある」「2. 1度ある」を選択 ○「転倒に対する不安は大きいですか。」で、「1. とても不安である」「2. やや不安である」を選択

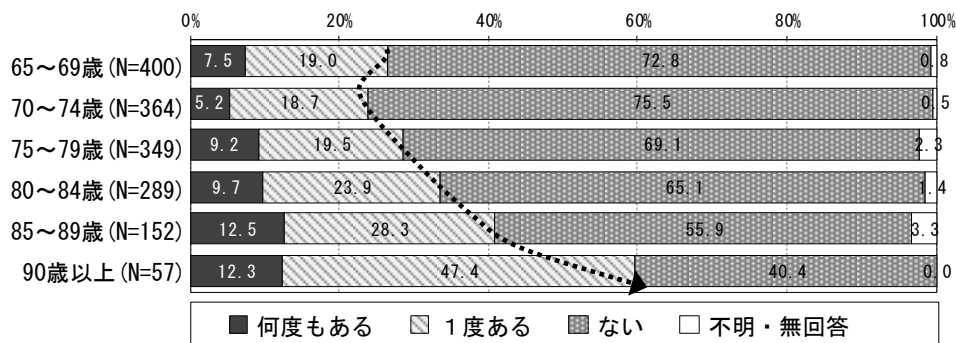
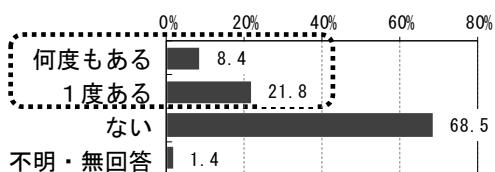
評価項目	内容
転倒	「過去1年間に転んだ経験がありますか。」で、「1. 何度もある」「2. 1度ある」の選択肢を選んだ場合はリスクあり
閉じこもり	「週に1回以上は外出していますか。」で、「1. ほとんど外出しない」「2. 週1回」の選択肢を選んだ場合はリスクあり
口腔機能低下	次の3項目のうち2項目以上に該当すればリスクあり3項目全てを答えた人が対象 <ul style="list-style-type: none"> ○「半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか」で、「1. はい」を選択 ○「お茶や汁物等でむせることがありますか」で、「1. はい」を選択 ○「口の渇きが気になりますか」で、「1. はい」を選択
低栄養	身長・体重から算出されるBMI18.5以下で、6か月間で2～3kg以上の体重減少がある場合はリスクあり（2項目全てを答えた人が対象） <ul style="list-style-type: none"> ○「身長・体重をお答えください」で、BMI18.5以下が該当 ○「6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか。」で、「1. はい」を選択
認知機能の低下	「物忘れが多いと感じますか。」で「1. はい」の選択肢を選んだ場合はリスクあり
うつ傾向	次の2項目中、1項目以上に該当すればリスクあり（2項目全てを答えた人が対象） <ul style="list-style-type: none"> ○「この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか。」で、「1. はい」を選択 ○「この1か月間、どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくありましたか。」で、「1. はい」を選択
IADL	次の5項目中、それぞれ「できるし、している」「できるが、していない」と回答した方を1点として、合計3点以下の場合はリスクあり（5項目全てを答えた人が対象） <ul style="list-style-type: none"> ○バスや電車を使って1人で外出していますか。（自家用車で可）。 ○自分で食品・日用品の買物をしていますか。 ○自分で食事の用意をしていますか。 ○自分で請求書の支払いをしていますか。 ○自分で預貯金の出し入れをしていますか。

②身体状況について

【1年間での転倒経験】

○転倒の経験がある高齢者（「何度もある」+「1度ある」）は30.2%となっています。

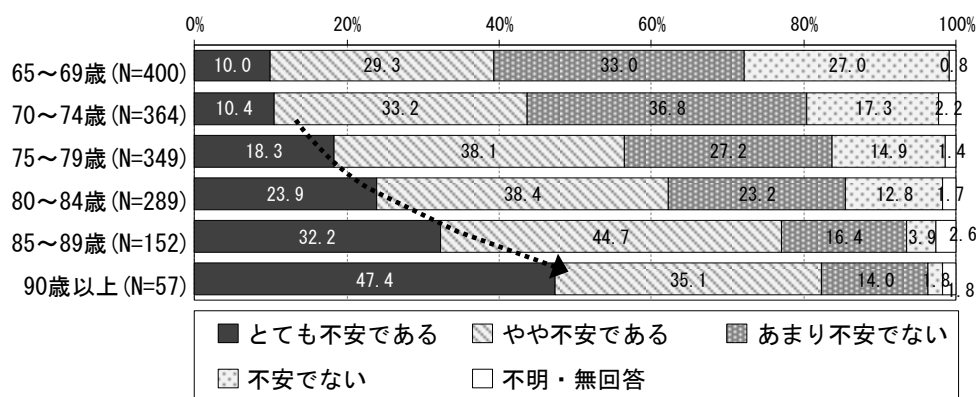
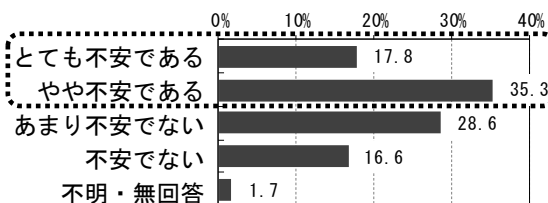
○年齢が上がるとともに転倒の経験がある高齢者も増加し、90歳以上では半数以上となっています。



【転倒の不安】

○転倒の不安がある高齢者（「とても不安である」+「やや不安である」）は53.1%となっています。

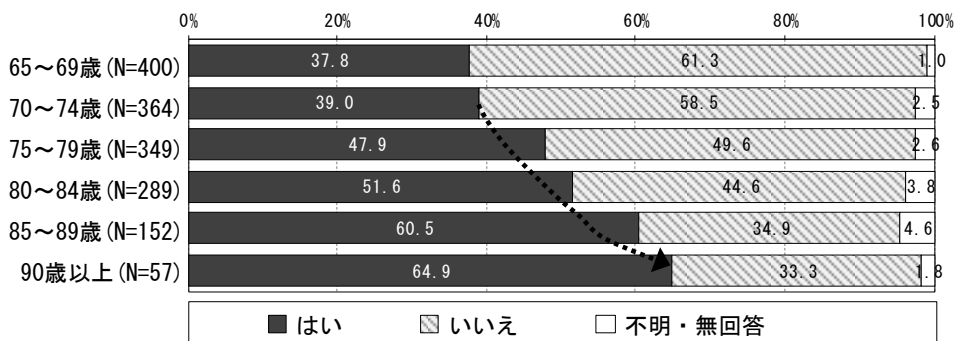
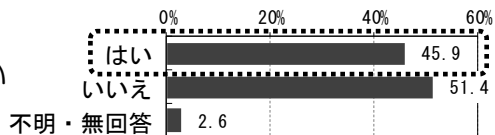
○「とても不安である」と回答する割合は“75~79歳”から年齢階級ごとに増加しています。



【物忘れの状況】

○45.9%の高齢者が「物忘れがある」と回答しています。

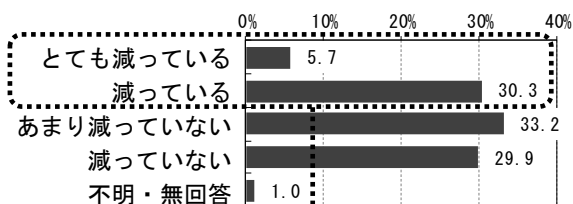
○「物忘れがある」と回答する割合は“75～79歳”から年齢階級ごとに増加しています。



②外出や地域での活動について

【昨年と比べた外出頻度】

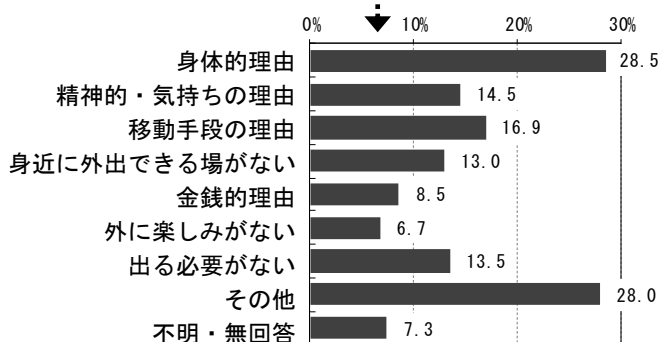
○外出が減っている高齢者（「とても減っている」+「減っている」）は36.0%となっています。



【外出頻度の減少理由】

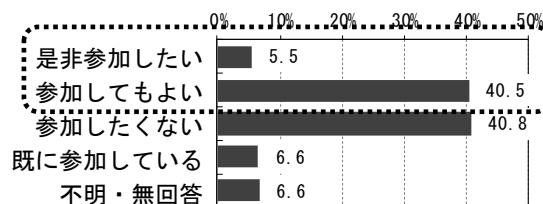
○「身体的理由」が28.5%で最も多く、「その他」(28.0%)と「移動手段の理由」(16.9%)がつついています。

○「その他」の意見は166件ありましたが、そのうち132件が“新型コロナウイルスの影響”に関する記述となっています。

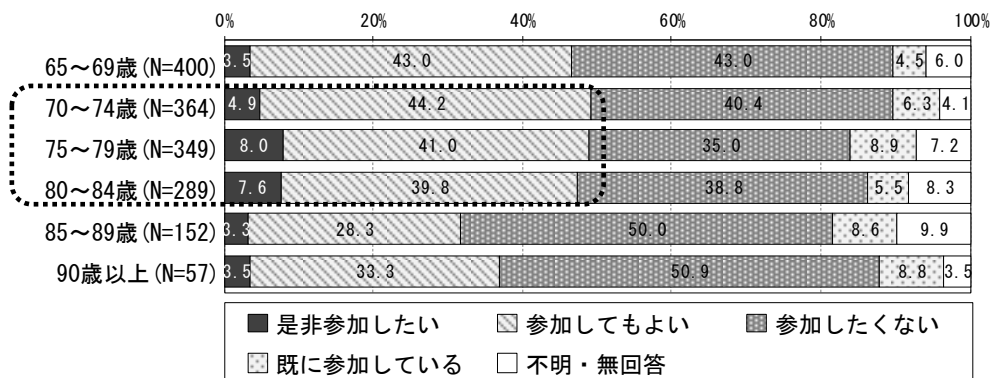


【地域活動について】

○健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加は、「是非参加したい」が5.5%、「参加してもよい」が40.5%、「既に参加している」が6.6%となっており、全体で52.6%となっています。



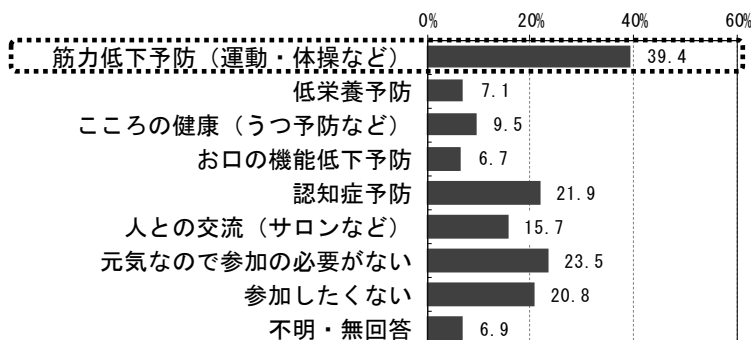
○70～84歳においては、比較的参加意向が高くなっています。



③介護予防について

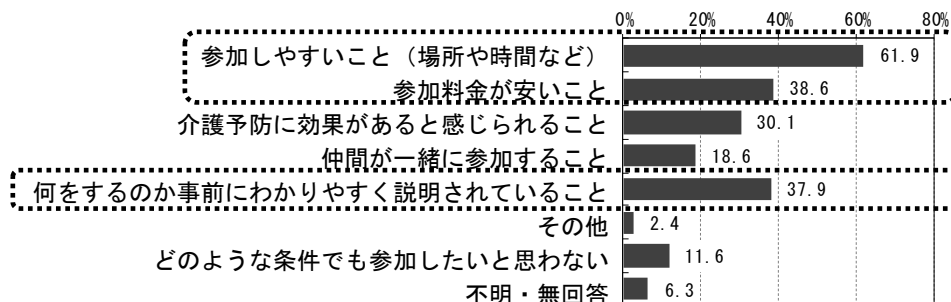
【介護予防の取り組み意向】

○「筋力低下予防（運動・体操など）」が39.4%で最も多く、「元気なので参加の必要がない」(23.5%)と「認知症予防」(21.9%)がつづいています。



【介護予防事業の利用条件】

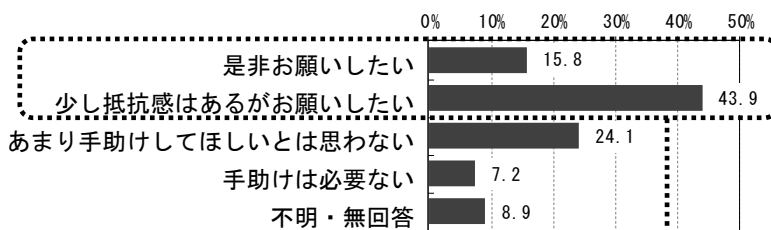
○「参加しやすいこと（場所や時間など）」が61.9%で最も多く、「参加料金が安いこと」(38.6%)と「何をするのか事前にわかりやすく説明されていること」(37.9%)がつづいています。



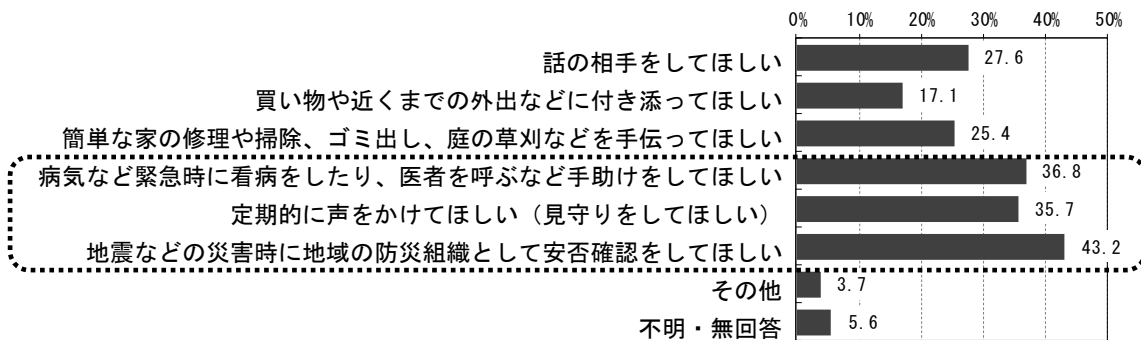
④地域での助け合いについて

【地域住民からの支援意向】

○地域住民に支援をしてほしいと考えている高齢者（「是非お願いしたい」＋「少し抵抗感があるがお願いしたい」）は59.7%となっています。

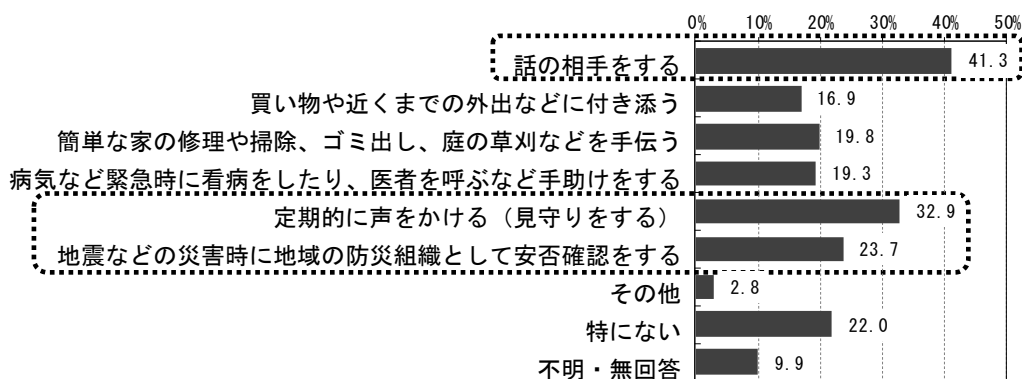


○地域住民に支援をしてほしい内容は、「地震などの災害時に地域の防災組織として安否確認をしてほしい」が43.2%で最も多く、「病気など緊急時に看病をしたり、医者を呼ぶなどしたり手助けをしてほしい」(36.8%)と「定期的に声をかけてほしい（見守りをしてほしい）」(35.7%)がつづいています。



【地域住民に支援できること】

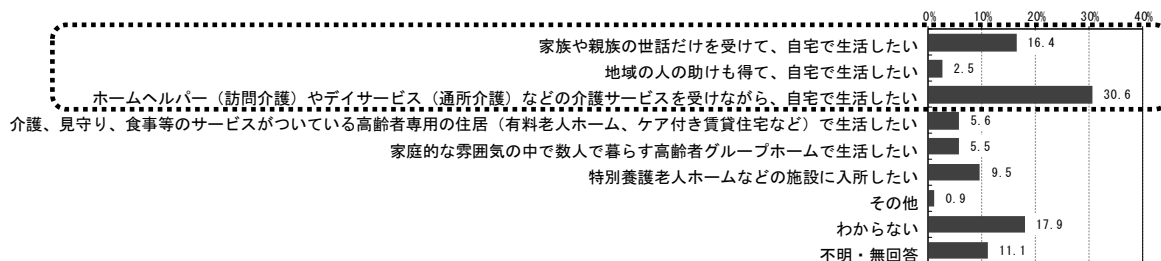
○「話の相手をする」が41.3%で最も多く、「定期的に声をかける（見守りをする）」(32.9%)と「地震などの災害時に地域の防災組織として安否確認をする」(23.7%)がつづいています。



⑤暮らし方について

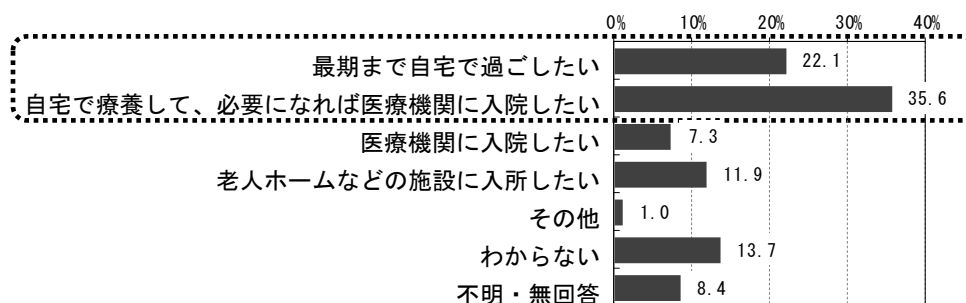
【介護が必要になった場合の暮らし方】

○自宅での生活を希望する高齢者が49.5%となっています。



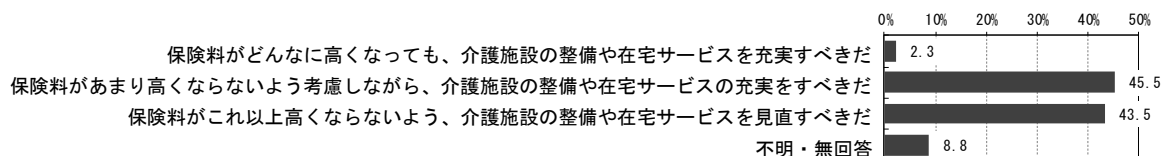
【終末期の暮らし方】

○終末期に自宅での生活を希望する高齢者は57.7%となっています。



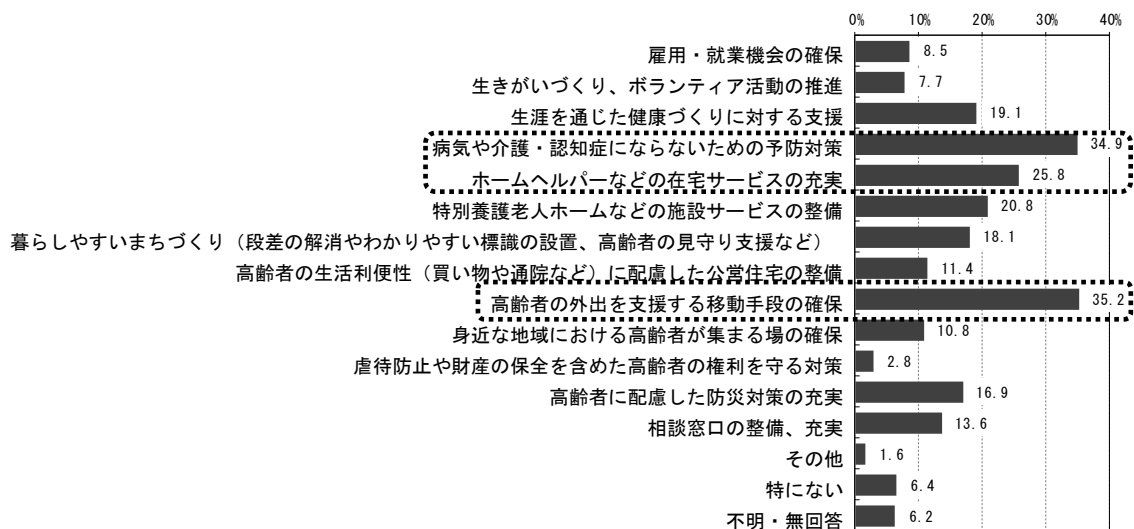
⑥介護保険料と介護保険サービスについて

○「保険料があまり高くないよう考慮しながら、介護施設の整備や在宅サービスの充実をすべきだ」が45.5%で最も多く、「保険料がこれ以上高くないよう、介護施設の整備や在宅サービスを見直すべきだ」(43.5%)と「保険料がどんなに高くなっても、介護施設の整備や在宅サービスを充実すべきだ」(2.3%)がつづいています。



⑦重点を置くべき高齢者施策について

○「高齢者の外出を支援する移動手段の確保」が35.2%で最も多く、「病気や介護・認知症にならないための予防対策」(34.9%)と「ホームヘルパーなどの在宅サービスの充実」(25.8%)がつづいています。



5. 在宅介護実態調査からみる高齢者等の状況

(1) 調査の目的等

①調査の目的

本調査は、「介護離職をなくしていくためには、どのようなサービスが必要か」といった観点から、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスのあり方を検討し、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の改定のための基礎資料とすることを目的として実施しました。

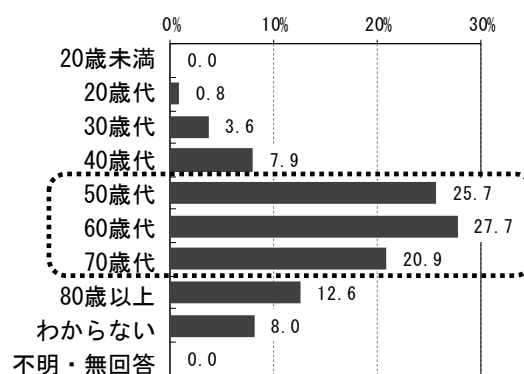
②調査の実施方法

対象者	在宅で生活をしている要支援・要介護認定を受けている人のうち、更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受ける被保険者
調査方法	認定調査員による聞き取り調査
調査期間	令和元年9月2日から令和2年1月10日まで
調査対象者数	300人

(2) 主な調査結果

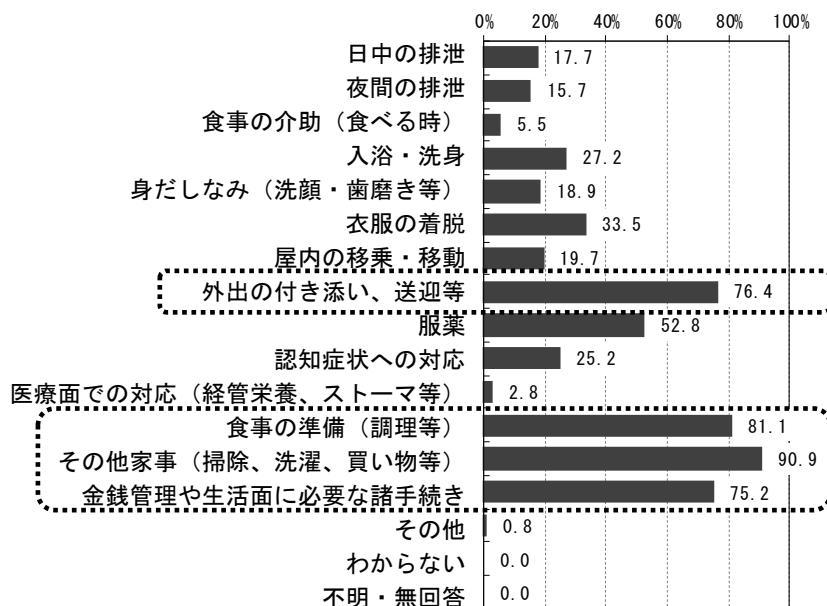
①主な介護者の年齢

○主な介護者の年齢は、「60歳代」が27.7%で最も多く、次いで「50歳代」が25.7%、「70歳代」が20.9%、「80歳代」が12.6%となっています。



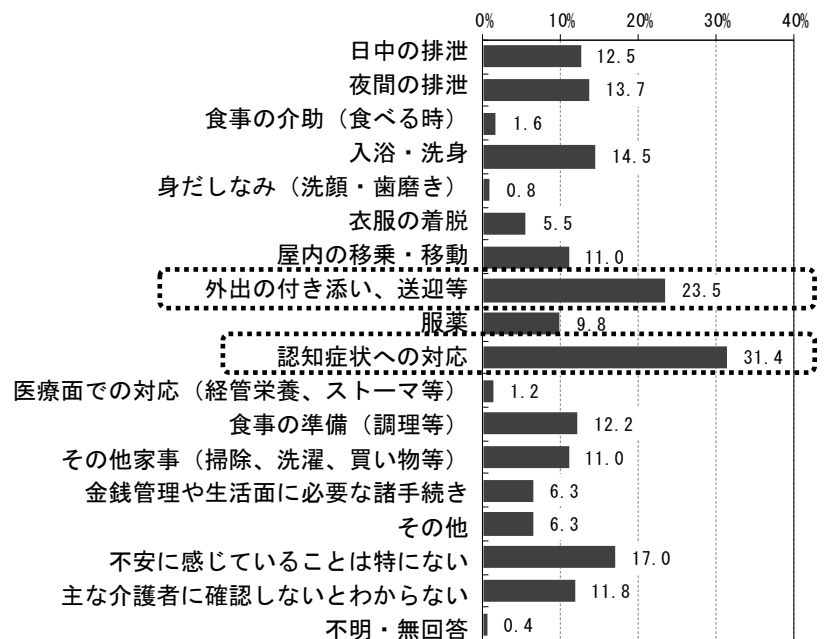
②主な介護者が行っている介護

○「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が90.9%で最も多く、「食事の準備（調理等）」(81.1%)と「外出時の付き添い、送迎等」(81.1%)がつづいています。



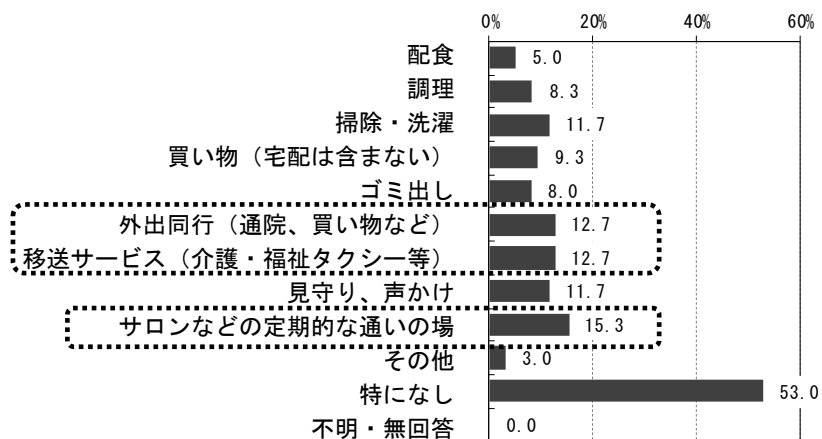
③今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護

○「認知症状への対応」が31.4%で最も多く、「外出時の付き添い、送迎等」(23.5%)と「不安に感じていることは特にない」(17.0%)がつづいています



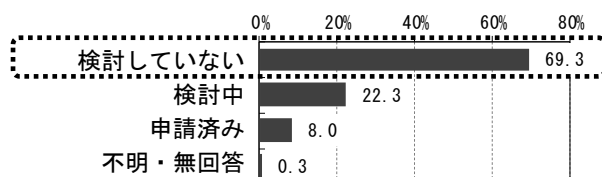
④今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス

○「サロンなどの定期的な通いの場」が15.3%と最も多く、次いで「外出同行（通院、買い物など）」（12.7%）と「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」（12.7%）がつづいています。



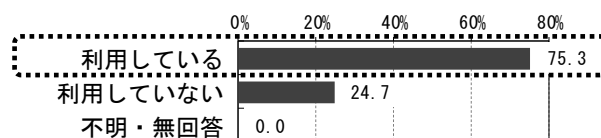
⑤施設等の検討状況

○「検討していない」が69.3%、「検討中」が22.3%、「申請済み」が8.0%となっています。



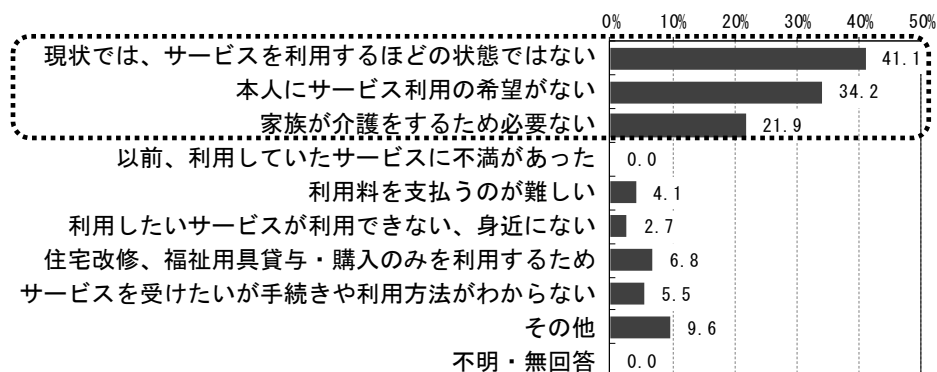
⑥介護保険サービスの利用状況

○「利用している」が75.3%、「利用していない」が24.7%となっています。



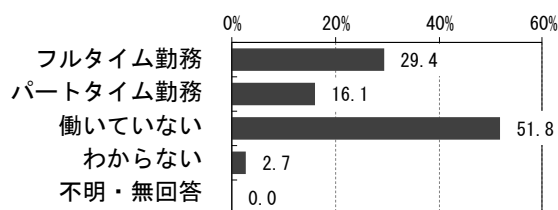
⑦介護保険サービスの未利用理由

○「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」が41.1%と最も多く、次いで「本人にサービス利用の希望がない」(34.2%)と「家族が介護をするため必要ない」(21.9%)がつづいています。



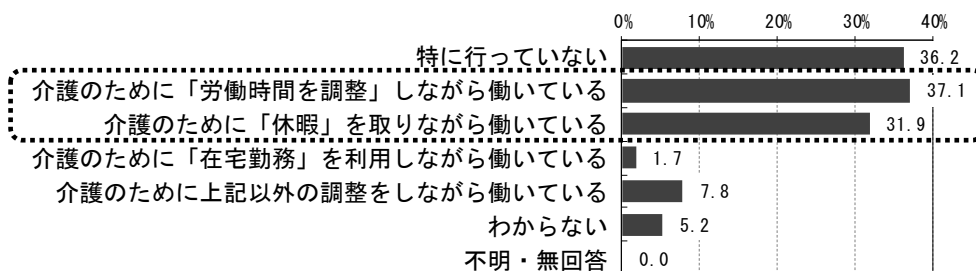
⑧主な介護者の勤務形態

○「フルタイム勤務」が29.4%、「パートタイム勤務」が16.1%、「働いていない」が51.8%となっています。



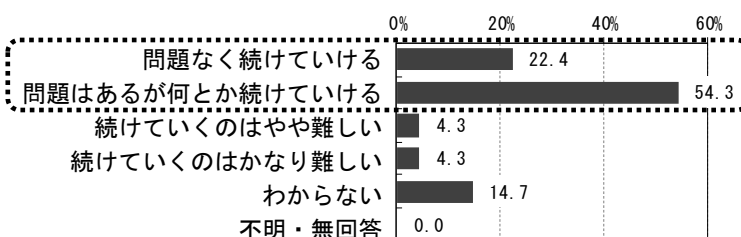
⑨主な介護者の働き方の調整の状況

○「介護のために「労働時間を調整」しながら働いている」が37.1%で最も多く、「特に行っていない」(36.2%)、「介護のために「休暇」を取りながら働いている」(31.9%)が続いています。



⑩主な介護者の就労継続に関する意識

○「問題なく続けていける」(22.4%)と「問題はあるが何とか続けていける」(54.3%)を合わせた76.7%が続けていけると回答しています。



6. その他調査の状況

(1) 介護支援専門員調査

①調査の目的

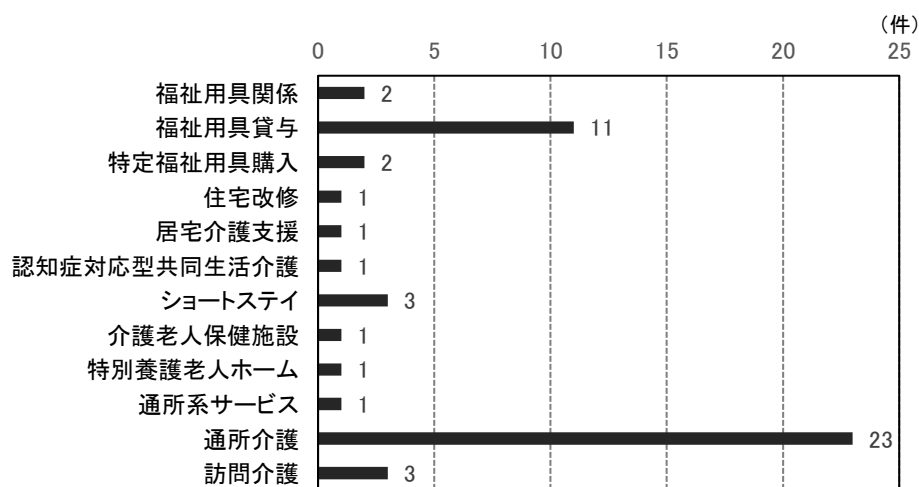
第8期介護保険事業計画策定の参考とするため、介護支援専門員のニーズ等を把握することを目的に実施しました。

対象者	市内居宅介護支援事業所等に所属する介護支援専門員（ケアマネジャー）
調査方法	調査表の配布・回収
調査期間	令和2年10月12日から令和2年10月23日まで
回収件数	50件

(2) 主な調査結果

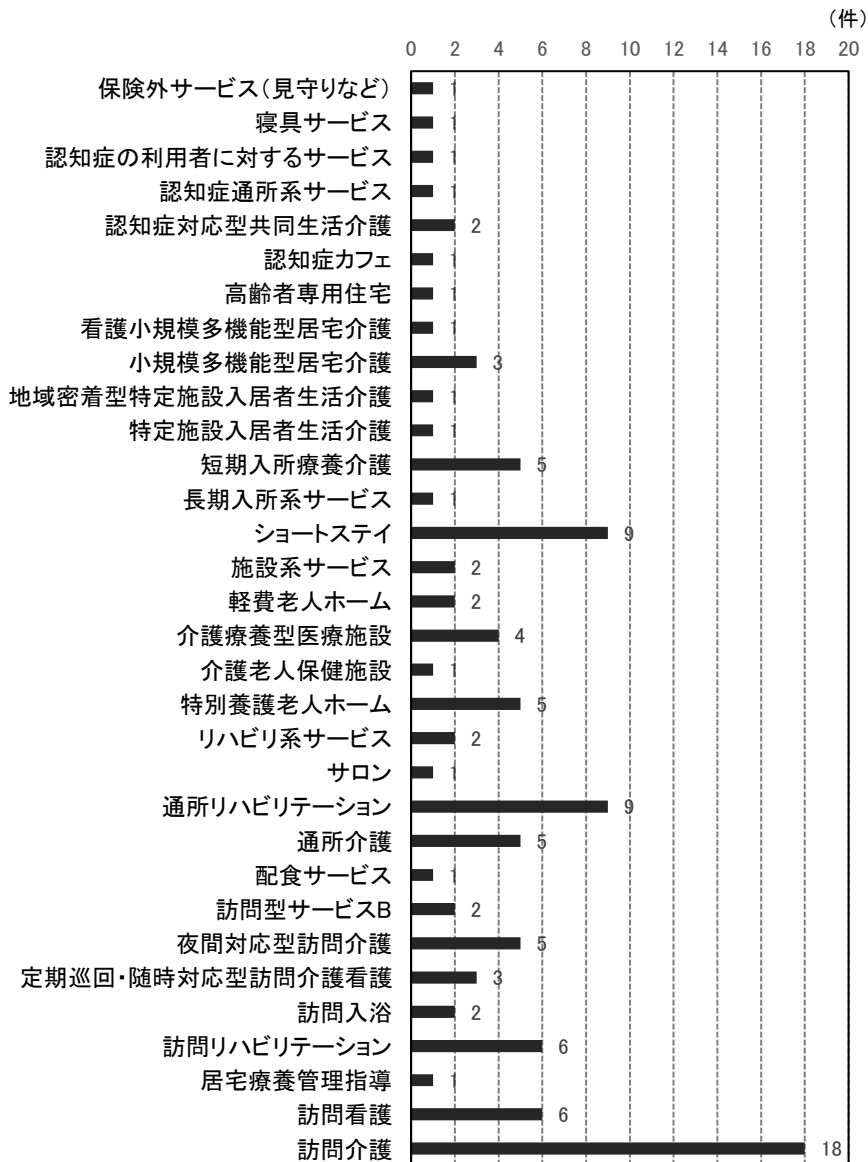
①現在、充実していると感じるサービス

○「通所介護」が23件で最も多く、「福祉用具貸与」が11件で続いています。



②充実させるべき（不足している）サービス

○「訪問介護」が18件で最も多く、「ショートステイ」と「通所リハビリテーション」が9件で続いています。



※訪問介護（外出支援、買い物、通院介助、配食【毎日】、地域格差を感じる 等）

※通所介護（サロン、お泊りデイサービス、時間調整のきく 等）

※ショートステイ（緊急時 等）

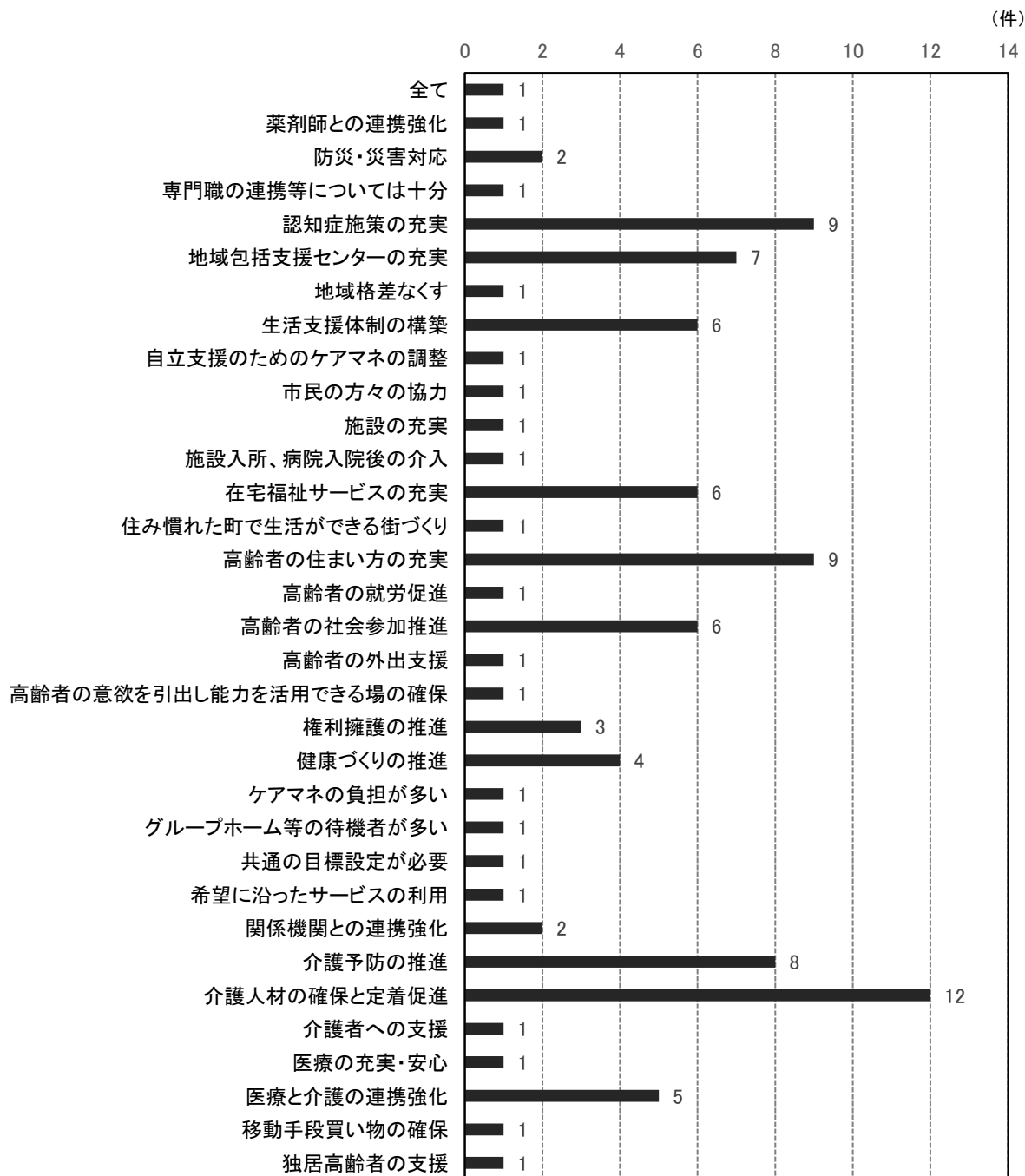
※介護療養型医療施設（医療ニーズの高い方の受入れ先がない 等）

※施設系サービス（特養入所待機者の受入れ施設 等）

※居宅療養管理指導（薬剤師、栄養士 等）

③高齢化社会に向けて重点を置くべき施策

○「介護人材の確保と定着促進」が12件で最も多く、「認知症施策の充実」と「高齢者の住まい方の充実」が9件で続いています。



(2) 介護サービス事業参入意向等調査

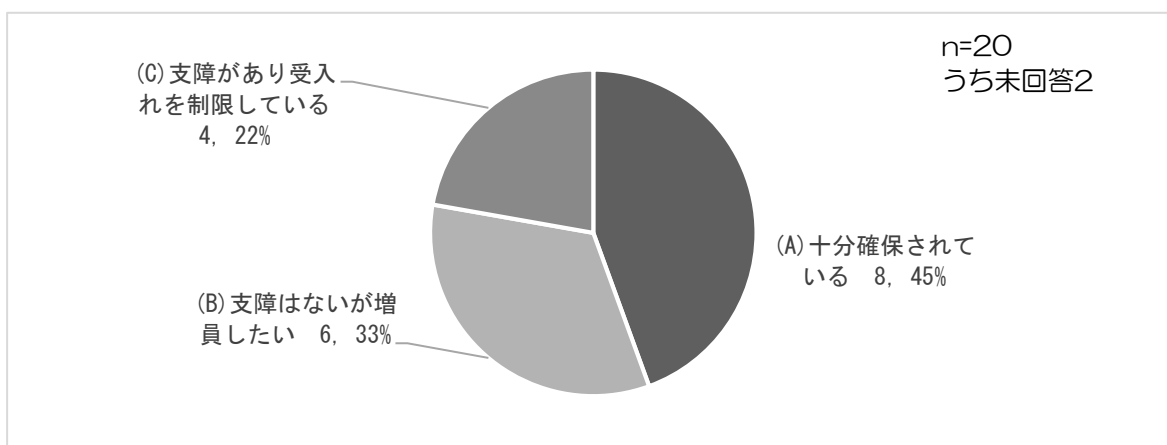
①調査の目的

第8期介護保険事業計画策定の参考とするため、本市の介護保険サービスに対する参入意向及び施策へのニーズ等を把握することを目的に実施しました。

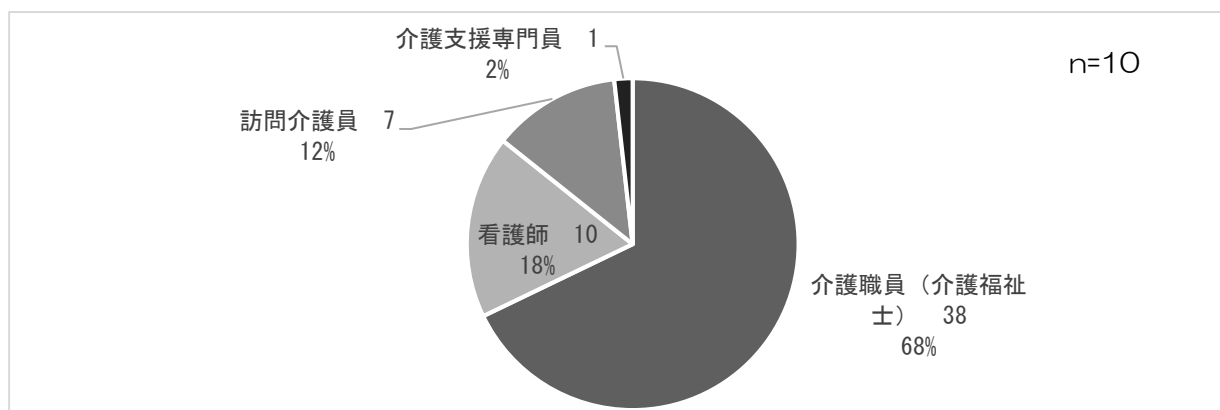
対象者	市内に介護サービス事業所を設置している事業者等
調査方法	調査表の配布・回収
調査期間	令和2年7月15日から令和2年8月7日まで
配布・回収件数	配布27件、回収20件（回収率74.1%）

(2) 主な調査結果

①職員・スタッフの現在の充足状況



②「①」で(B)または(C)を選択した場合、不足している職種と人数



7. 介護保険サービス等の状況

■総給付費の推移(3区分)

(単位:円)

	H27	H28	H29	H30	R1
施設サービス(円)	1,496,932,680	1,486,192,872	1,492,844,884	1,498,647,959	1,552,638,003
居住系サービス(円)	288,947,388	269,023,841	275,319,074	295,788,697	321,384,338
在宅サービス(円)	1,660,379,773	1,652,945,534	1,583,493,602	1,692,292,494	1,677,766,281
合計(円)	3,446,259,841	3,408,162,247	3,351,657,560	3,486,729,150	3,551,788,622

■施設サービス給付費の推移

(単位:円)

施設サービス	H27	H28	H29	H30	R1
介護老人福祉施設					
介護給付費(円)	711,337,818	689,709,757	695,111,150	703,271,449	722,799,063
受給者1人あたり給付費(円)	210,331	248,813	251,487	257,892	261,316
サービス受給率(%)	2.2	1.8	1.8	1.7	1.8
サービス利用者数(人)要介護者	3,382	2,772	2,764	2,727	2,766
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護					
介護給付費(円)	135,058,227	140,755,042	147,946,845	156,508,799	166,419,098
受給者1人あたり給付費(円)	242,040	246,506	260,470	287,172	286,929
サービス受給率(%)	0.4	0.4	0.4	0.3	0.4
サービス利用者数(人)要介護者	558	571	568	545	580
介護老人保健施設					
介護給付費(円)	641,340,108	643,687,366	641,890,170	632,725,795	663,419,842
受給者1人あたり給付費(円)	222,533	257,888	304,646	256,892	265,368
サービス受給率(%)	1.8	1.6	1.3	1.6	1.6
サービス利用者数(人)要介護者	2,882	2,496	2,107	2,463	2,500
介護医療院					
介護給付費(円)	0	0	0	0	0
受給者1人あたり給付費(円)	0	0	0	0	0
サービス受給率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
サービス利用者数(人)要介護者	0	0	0	0	0
介護療養型医療施設					
介護給付費(円)	9,196,527	12,040,707	7,896,719	6,141,916	0
受給者1人あたり給付費(円)	328,447	376,272	358,942	361,289	0
サービス受給率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
サービス利用者数(人)要介護者	28	32	22	17	0
施設サービス計					
介護給付費(円)	1,496,932,680	1,486,192,872	1,492,844,884	1,498,647,959	1,552,638,003
受給者1人あたり給付費(円)	218,530	253,141	273,365	260,861	266,045
サービス受給率(%)	4.0	4.0	3.0	4.0	4.0
サービス利用者数(人)	6,850	5,871	5,461	5,752	5,846

■ 居住系サービス給付費の推移

(単位:円)

居住系サービス	H27	H28	H29	H30	R1
特定施設入居者生活介護					
予防給付費(円)	0	0	955,737	99,522	0
介護給付費(円)	44,118,355	45,364,900	42,374,103	56,165,829	58,662,300
給付費計(円)	44,118,355	45,364,900	43,329,840	56,265,351	58,662,300
受給者1人あたり給付費(円)	205,202	207,146	197,853	205,348	208,763
サービス受給率(%)	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2
サービス利用者数(人)要支援者	0	0	10	1	0
サービス利用者数(人)要介護者	215	219	209	273	281
サービス利用者数(人)合計	215	219	219	274	281
地域密着型特定施設入居者生活介護					
介護給付費(円)	0	0	0	0	0
受給者1人あたり給付費(円)	0	0	0	0	0
サービス受給率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
サービス利用者数(人)要介護者	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護					
予防給付費(円)	1,933,930	2,525,460	0	0	0
介護給付費(円)	242,895,103	221,133,481	231,989,234	239,523,346	262,722,038
給付費計(円)	244,829,033	223,658,941	231,989,234	239,523,346	262,722,038
受給者1人あたり給付費(円)	239,091	235,183	238,918	241,455	240,368
サービス受給率(%)	0.7	0.6	0.6	0.6	0.7
サービス利用者数(人)要支援者	9	12	0	0	0
サービス利用者数(人)要介護者	1,015	939	971	992	1,093
サービス利用者数(人)合計	1,024	951	971	992	1,093
居住系サービス計					
予防・介護給付費(円)	288,947,388	269,023,841	275,319,074	295,788,697	321,384,338
受給者1人あたり給付費(円)	233,210	229,935	231,361	233,640	233,904
サービス受給率(%)	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
サービス利用者数(人)	1,239	1,170	1,190	1,266	1,374

■在宅サービス給付費の推移

(単位:円)

在宅サービス	H27	H28	H29	H30	R1
訪問介護					
予防給付費(円)	30,437,155	30,517,762	3,032,213	0	0
介護給付費(円)	313,240,956	298,830,310	284,764,473	278,625,884	294,020,912
給付費計(円)	343,678,111	329,348,072	287,796,686	278,625,884	294,020,912
受給者1人あたり給付費(円)	49,238	47,947	57,001	59,345	66,445
利用者1人1月あたり利用回数(回) 要介護	22.1	22.0	20.7	20.5	22.5
サービス受給率(%)	4.5	4.4	3.2	3.0	2.8
サービス利用者数(人) 要支援者	1,800	1,877	185	0	0
サービス利用者数(人) 要介護者	5,180	4,992	4,864	4,695	4,425
サービス利用者数(人) 合計	6,980	6,869	5,049	4,695	4,425
訪問入浴介護					
予防給付費(円)	407,259	76,365	428,814	37,323	0
介護給付費(円)	43,967,861	41,863,834	39,400,536	35,095,593	33,977,569
給付費計(円)	44,375,120	41,940,199	39,829,350	35,132,916	33,977,569
受給者1人あたり給付費(円)	53,335	53,977	52,269	51,214	52,597
利用者1人1月あたり利用回数(回) 要支援	6.9	4.5	4.2	4.0	0.0
利用者1人1月あたり利用回数(回) 要介護	4.4	4.5	4.3	4.1	4.2
サービス受給率(%)	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4
サービス利用者数(人) 要支援者	7	2	11	1	0
サービス利用者数(人) 要介護者	825	775	751	685	646
サービス利用者数(人) 合計	832	777	762	686	646
訪問看護					
予防給付費(円)	11,079,749	10,256,620	10,381,043	9,895,508	10,265,198
介護給付費(円)	53,914,155	51,394,537	50,447,966	59,974,898	51,678,158
給付費計(円)	64,993,904	61,651,157	60,829,009	69,870,406	61,943,356
受給者1人あたり給付費(円)	35,208	34,635	34,740	36,851	34,035
利用者1人1月あたり利用回数(回) 要支援	6.4	7.1	7.9	8.5	7.9
利用者1人1月あたり利用回数(回) 要介護	7.6	7.8	8.1	8.7	7.8
サービス受給率(%)	1.2	1.1	1.1	1.2	1.2
サービス利用者数(人) 要支援者	380	340	355	347	384
サービス利用者数(人) 要介護者	1,466	1,440	1,396	1,549	1,436
サービス利用者数(人) 合計	1,846	1,780	1,751	1,896	1,820

■在宅サービス給付費の推移

(単位:円)

在宅サービス	H27	H28	H29	H30	R1
訪問リハビリテーション					
予防給付費(円)	2,696,248	3,299,704	4,156,768	3,453,456	3,440,630
介護給付費(円)	20,790,118	19,111,580	16,843,664	16,708,648	14,903,224
給付費計(円)	23,486,366	22,411,284	21,000,432	20,162,104	18,343,854
受給者1人あたり給付費(円)	28,365	28,405	28,689	29,607	27,420
利用者1人1月あたり利用回数(回) 要支援	8.3	9.0	10.0	10.6	10.4
利用者1人1月あたり利用回数(回) 要介護	10.3	10.3	10.0	10.4	9.3
サービス受給率(%)	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4
サービス利用者数(人) 要支援者	113	131	146	115	115
サービス利用者数(人) 要介護者	715	658	586	566	554
サービス利用者数(人) 合計	828	789	732	681	669
居宅療養管理指導					
予防給付費(円)	1,029,228	985,578	701,781	374,616	896,482
介護給付費(円)	19,219,188	17,054,152	16,920,037	19,741,745	21,661,855
給付費計(円)	20,248,416	18,039,730	17,621,818	20,116,361	22,558,337
受給者1人あたり給付費(円)	6,077	5,897	5,727	6,173	6,748
サービス受給率(%)	2.1	2.0	2.0	2.1	2.1
サービス利用者数(人) 要支援者	169	151	107	48	99
サービス利用者数(人) 要介護者	3,163	2,908	2,970	3,211	3,244
サービス利用者数(人) 合計	3,332	3,059	3,077	3,259	3,343
通所介護					
予防給付費(円)	65,534,171	69,564,575	5,903,487	37,431	24,183
介護給付費(円)	377,847,070	286,581,928	296,803,765	327,334,222	359,369,507
給付費計(円)	443,381,241	356,146,503	302,707,252	327,371,653	359,393,690
受給者1人あたり給付費(円)	47,309	44,680	57,702	62,014	62,831
利用者1人1月あたり利用回数(回) 要介護	7.2	7.3	7.5	7.8	7.8
サービス受給率(%)	6.0	5.1	3.3	3.4	3.7
サービス利用者数(人) 要支援者	2,712	2,861	243	1	2
サービス利用者数(人) 要介護者	6,660	5,110	5,003	5,278	5,718
サービス利用者数(人) 合計	9,372	7,971	5,246	5,279	5,720

■在宅サービス給付費の推移

(単位:円)

在宅サービス	H27	H28	H29	H30	R1
地域密着型通所介護					
介護給付費(円)	0	93,761,336	111,465,425	120,971,688	77,930,835
受給者1人あたり給付費(円)	0	54,291	54,801	56,768	52,479
利用者1人1月あたり利用回数(回) 要介護	0.0	6.8	6.8	6.8	6.7
サービス受給率(%)	0.0	1.1	1.3	1.4	1.0
サービス利用者数(人) 要支援者	0	2	0	0	0
サービス利用者数(人) 要介護者	0	1,725	2,034	2,131	1,485
サービス利用者数(人) 合計	0	1,727	2,034	2,131	1,485
通所リハビリテーション					
予防給付費(円)	12,099,541	13,081,134	15,232,380	15,246,999	15,811,325
介護給付費(円)	53,463,689	53,647,497	58,609,082	61,629,058	53,032,270
給付費計(円)	65,563,230	66,728,631	73,841,462	76,876,057	68,843,595
受給者1人あたり給付費(円)	38,096	38,460	40,351	42,078	40,712
利用者1人1月あたり利用回数(回) 要介護	5.9	5.9	6.1	6.1	6.0
サービス受給率(%)	1.1	1.1	1.2	1.2	1.1
サービス利用者数(人) 要支援者	438	467	538	533	542
サービス利用者数(人) 要介護者	1,283	1,268	1,292	1,294	1,149
サービス利用者数(人) 合計	1,721	1,735	1,830	1,827	1,691
短期入所生活介護					
予防給付費(円)	5,649,960	5,871,017	6,021,171	3,776,794	5,087,216
介護給付費(円)	189,554,430	186,678,793	186,389,566	202,528,901	203,046,795
給付費計(円)	195,204,390	192,549,810	192,410,737	206,305,695	208,134,011
受給者1人あたり給付費(円)	69,641	74,430	75,842	76,779	77,431
利用者1人1月あたり利用回数(日) 要支援	4.9	5.4	5.7	4.7	4.6
利用者1人1月あたり利用回数(日) 要介護	9.0	9.8	9.8	9.6	9.7
サービス受給率(%)	1.8	1.7	1.6	1.7	1.7
サービス利用者数(人) 要支援者	188	180	173	130	181
サービス利用者数(人) 要介護者	2,615	2,407	2,364	2,557	2,507
サービス利用者数(人) 合計	2,803	2,587	2,537	2,687	2,688

■在宅サービス給付費の推移

(単位:円)

在宅サービス	H27	H28	H29	H30	R1
短期入所療養介護(老健)					
予防給付費(円)	57,915	41,166	27,550	31,820	0
介護給付費(円)	9,976,150	13,325,455	13,517,872	11,807,999	15,534,766
給付費計(円)	10,034,065	13,366,621	13,545,422	11,839,819	15,534,766
受給者1人あたり給付費(円)	93,776	87,938	76,963	79,999	97,092
利用者1人1月あたり利用回数(日) 要支援	6.0	5.0	3.0	4.0	0.0
利用者1人1月あたり利用回数(日) 要介護	9.8	9.1	8.0	8.2	9.5
サービス受給率(%)	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
サービス利用者数(人) 要支援者	2	1	1	1	0
サービス利用者数(人) 要介護者	105	151	175	147	160
サービス利用者数(人) 合計	107	152	176	148	160
短期入所療養介護(病院等)					
予防給付費(円)	0	0	0	0	0
介護給付費(円)	0	0	0	0	0
受給者1人あたり給付費(円)	0	0	0	0	0
利用者1人1月あたり利用回数(日) 要支援	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
利用者1人1月あたり利用回数(日) 要介護	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
サービス受給率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
サービス利用者数(人) 要支援者	0	0	0	0	0
サービス利用者数(人) 要介護者	0	0	0	0	0
サービス利用者数(人) 合計	0	0	0	0	0
福祉用具貸与					
予防給付費(円)	4,433,854	5,587,392	7,392,284	7,656,406	8,250,645
介護給付費(円)	114,954,655	113,293,699	114,715,877	122,097,689	116,830,838
給付費計(円)	119,388,509	118,881,091	122,108,161	129,754,095	125,081,483
受給者1人あたり給付費(円)	14,750	14,097	13,743	13,766	13,277
サービス受給率(%)	5.2	5.4	5.7	6.0	6.0
サービス利用者数(人) 要支援者	897	1,172	1,357	1,392	1,470
サービス利用者数(人) 要介護者	7,197	7,261	7,528	8,034	7,951
サービス利用者数(人) 合計	8,094	8,433	8,885	9,426	9,421

■在宅サービス給付費の推移

(単位:円)

在宅サービス	H27	H28	H29	H30	R1
特定福祉用具販売					
予防給付費(円)	1,507,117	1,379,289	1,648,000	1,017,753	1,328,195
介護給付費(円)	3,966,395	4,042,559	4,874,928	4,286,532	4,827,951
給付費計(円)	5,473,512	5,421,848	6,522,928	5,304,285	6,156,146
受給者1人あたり給付費(円)	30,750	32,466	33,974	31,954	33,825
サービス受給率(%)	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
サービス利用者数(人) 要支援者	54	43	60	33	45
サービス利用者数(人) 要介護者	124	124	132	133	137
サービス利用者数(人) 合計	178	167	192	166	182
住宅改修					
予防給付費(円)	4,752,829	5,636,118	5,313,348	4,178,809	5,479,268
介護給付費(円)	8,884,961	5,967,394	7,057,312	8,392,339	5,806,606
給付費計(円)	13,637,790	11,603,512	12,370,660	12,571,148	11,285,874
受給者1人あたり給付費(円)	99,546	85,952	90,961	91,760	94,839
サービス受給率(%)	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
サービス利用者数(人) 要支援者	51	60	49	43	53
サービス利用者数(人) 要介護者	86	75	87	94	66
サービス利用者数(人) 合計	137	135	136	137	119
定期巡回・随時対応型訪問介護看護					
介護給付費(円)	1,214,410	220,260	384,898	1,287,291	1,351,693
受給者1人あたり給付費(円)	151,801	110,130	76,980	107,274	112,641
サービス受給率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
サービス利用者数(人) 要介護者	8	2	5	12	12
夜間対応型訪問介護					
介護給付費(円)	0	0	0	0	0
受給者1人あたり給付費(円)	0	0	0	0	0
サービス受給率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
サービス利用者数(人) 要介護者	0	0	0	0	0

■在宅サービス給付費の推移

(単位:円)

在宅サービス	H27	H28	H29	H30	R1
認知症対応型通所介護					
予防給付費(円)	0	0	0	0	0
介護給付費(円)	1,841,750	2,765,266	3,687,103	2,344,734	551,035
給付費計(円)	1,841,750	2,765,266	3,687,103	2,344,734	551,035
受給者1人あたり給付費(円)	167,432	98,760	122,903	66,992	19,680
利用者1人1月あたり利用回数(回) 要支援	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
利用者1人1月あたり利用回数(回) 要介護	13.7	12.3	15.4	7.6	4.2
サービス受給率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
サービス利用者数(人) 要支援者	0	0	0	0	0
サービス利用者数(人) 要介護者	11	28	30	35	28
サービス利用者数(人) 合計	11	28	30	35	28
小規模多機能型居宅介護					
予防給付費(円)	3,209,576	3,000,406	1,677,087	2,983,842	5,747,699
介護給付費(円)	107,041,903	120,818,012	130,776,298	177,316,841	175,142,770
給付費計(円)	110,251,479	123,818,418	132,453,385	180,300,683	180,890,469
受給者1人あたり給付費(円)	175,281	182,893	190,034	208,923	183,645
サービス受給率(%)	0.4	0.4	0.4	0.5	0.6
サービス利用者数(人) 要支援者	48	47	32	40	82
サービス利用者数(人) 要介護者	581	630	665	823	903
サービス利用者数(人) 合計	629	677	697	863	985
看護小規模多機能型居宅介護					
介護給付費(円)	0	0	0	932,944	2,886,368
受給者1人あたり給付費(円)	0	0	0	310,981	240,531
サービス受給率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
サービス利用者数(人) 要介護者	0	0	0	3	12

■在宅サービス給付費の推移

(単位:円)

在宅サービス	H27	H28	H29	H30	R1
介護予防支援・居宅介護支援					
予防給付費(円)	23,291,002	24,310,960	11,584,830	10,065,700	10,505,950
介護給付費(円)	174,316,478	169,980,836	173,334,044	182,459,031	178,376,338
給付費計(円)	197,607,480	194,291,796	184,918,874	192,524,731	188,882,288
受給者1人あたり給付費(円)	11,267	11,201	12,613	13,011	12,939
サービス受給率(%)	11.2	11.1	9.3	9.4	9.4
サービス利用者数(人) 要支援者	5,225	5,460	2,605	2,286	2,378
サービス利用者数(人) 要介護者	12,313	11,886	12,056	12,511	12,220
サービス利用者数(人) 合計	17,538	17,346	14,661	14,797	14,598
在宅サービス計					
予防・介護給付費計(円)	1,660,379,773	1,652,945,534	1,583,493,602	1,692,292,494	1,677,766,281

■地域支援事業費の推移

(単位:千円)

	H27	H28	H29	H30	R1
介護予防二次予防施策事業費	7,057	7,007	—	—	—
介護予防一次予防施策事業費	4,183	198	—	—	—
介護予防・生活支援サービス事業費	—	—	75,464	75,157	75,785
介護予防ケアマネジメント事業費	42,631	47,031	64,390	75,104	72,832
一般介護予防事業費	—	—	1,601	817	8,620
総合相談事業費	—	—	7,572	7,848	12,857
権利擁護事業費	—	—	—	80	433
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費	—	—	52	12	12
任意事業費	12,240	11,588	11,923	12,096	3,720
在宅医療・介護連携推進事業費	—	3,901	3,435	3,574	4,985
生活支援体制整備事業費	—	—	6,904	6,311	6,599
認知症総合支援事業費	—	—	5,091	5,512	5,133
地域ケア会議推進事業費	—	—	—	—	171
合計	66,111	69,725	176,432	186,511	191,147

8. 第7期計画の重点施策の振り返り

本市では、「地域包括ケアシステム構築に向けた行政・住民・医療介護・福祉のあり方についての提言」として東京大学高齢社会総合研究機構から平成28年に2つの戦略（「閉じこもり予防戦略」と「安心戦略」）を含めた提言を受け、令和7年を見据えた行政・住民・医療介護・福祉のあり方について協働で検討を進めてきました。この流れを受け、第7期計画では、2つの戦略を重点施策として推進してきました。

この重点施策について、推進状況を整理しました。

閉じこもらない明るいコミュニティづくり（閉じこもり予防戦略）

閉じこもり予防戦略では、「健康づくりの推進」「介護予防の推進」「高齢者の社会参加推進」「生活支援体制の構築」の4施策を主な取り組みとし、施策ごとに目標を設定しました。

※令和2年度の実績値は見込み値となっています。

※令和元年度（令和2年2月～3月）と令和2年度は、新型コロナウイルスの影響による事業の縮小等を踏まえた実績値及び見込み値となっています。

☆健康づくりの推進

	特定健診受診率(%)		対計画比	対計画比達成率
	計画値	実績値		
H30年度	40	38.7	△ 1.3	96.8%
R1年度	42	37.1	△ 4.9	88.3%
R2年度	44	-	△ 44	0.0%

- ・受診票にチラシの同封、商業施設等にポスターの掲示、血管年齢測定を健診会場で行うなど、受診者が興味を持って受診できるよう改善しています。
- ・未受診者対策として受診勧奨ハガキの送付、健診会場の変更、検査項目に推定塩分摂取量測定の追加など、受診環境の整備に努めました。

※R2年度は、未実施（R3.1,2月実施予定）

	ゲートキーパー養成者数(人)		対計画比	対計画比達成率
	計画値	実績値		
H30年度	150	143	△ 7	95.3%
R1年度	200	78	△ 122	39.0%
R2年度	250	50	△ 200	20.0%

- ・介護支援専門員、民生委員を中心に5会場で講座を実施、広くゲートキーパーの役割等について理解を深めました。
- ・市職員への講座を実施し、市民や職場内での対応について学ぶ機会となりました。また、青い空の会の開催するサロンの参加者にもゲートキーパーについて周知し、普及啓発を進めました。

☆介護予防の推進

	地域介護予防活動支援事業実施団体(団体)		対計画比	対計画比達成率
	計画値	実績値		
H30年度	3	1	△ 2	33.3%
R1年度	5	2	△ 3	40.0%
R2年度	5	2	△ 3	40.0%

- ・「地域づくり」の推進により、介護予防に資する活動に対して、様々な支援や助成がされているため、当該事業の活用する団体が減少しています。
- ・地域に入らる中で、各住民グループに密に接しながら当該事業の活用を促進します。

	閉じこもり等予防事業参加者(人/延べ)		対計画比	対計画比達成率
	計画値	実績値		
H30年度	1,700	1,896	196	111.5%
R1年度	1,700	1,807	107	106.3%
R2年度	1,800	1,000	△ 800	55.6%

- ・概ね計画通り開催されています。全地域に住民が歩いて通える「通いの場」を設置出来るよう、他の事業とも連携しながら取り組みます。

☆高齢者の社会参加推進

	老人クラブ数(団体)		対計画比	対計画比達成率
	計画値	実績値		
H30年度	38	35	△ 3	92.1%
R1年度	38	33	△ 5	86.8%
R2年度	38	32	△ 6	84.2%

- ・団体数は減少していますが、活動に対する支援が高齢者の社会参加や生きがいの創出につながっています。

	老人福祉センター利用者数(人・延べ)		対計画比	対計画比達成率
	計画値	実績値		
H30年度	4,500	3,941	△ 559	87.6%
R1年度	4,500	3,808	△ 692	84.6%
R2年度	4,500	2,184	△ 2,316	48.5%

- ・利用満足度が高く、高齢者の健康増進や教養向上につながっています。

	市民一人当たり生涯学習関連講座への参加回数(回/年)		対計画比	対計画比達成率
	計画値	実績値		
H30年度	0.7	0.7	0	100%
R1年度	0.8	0.6	△ 0.1	75.0%
R2年度	0.9	0.5	△ 0.4	55.6%

- ・受講者の固定化・減少が見られることから、周知の拡大や工夫が必要となっています。

	市民一人当たり公民館利用回数(回/年)		対計画比	対計画比達成率
	計画値	実績値		
H30年度	1.9	2.6	0.7	136.8%
R1年度	2.0	2.3	0.3	115.0%
R2年度	2.2	1.9	△ 0.3	86.4%

- ・公民館の利用が増加傾向にあることから、事業を充実させ活性化を図ります。

☆生活支援体制の構築

	住民主体サービス(サロン等)の開発(件)		対計画比	対計画比達成率
	計画値	実績値		
H30年度	1	0	△ 1	0.0%
R1年度	2	6	4	300.0%
R2年度	3	7	4	233.3%

- ・R1年度からのサービスB(住民主体による支援)の実施に向けて、生活支援コーディネーターが中心となって住民主体の団体「おとなりさん倶楽部」の設立準備等を行いました。
- ・高齢者を支える地域づくりを推進するため、要支援者等の訪問・通所型サービスを行う地域住民を対象にした「支えあいサービス養成講座」を開催し、これまでに75人(令和3年1月末現在)に修了者登録証を交付しました。

	地区センター会議(第2層協議体)の開催件数(回)		対計画比	対計画比達成率
	計画値	実績値		
H30年度	96	35	△ 61	36.5%
R1年度	96	19	△ 77	19.8%
R2年度	96	15	△ 81	15.6%

- ・各地区における既存の会議と地区センター会議との調整・棲み分けについて、関係者と協議を行い会議内容の充実を図ります。

虚弱化しても地域で安心して暮らし続けられるまちづくり（安心戦略）

安心戦略では、「医療と介護の連携強化」「高齢者の住まい方の充実」の2施策を主な取り組みとし、施策ごとに目標を設定しました。

※令和元年度（令和2年2月～3月）と令和2年度は、新型コロナウイルスの影響による事業の縮小等を踏まえた実績値及び見込値となっています。

☆医療と介護の連携強化

	医療従事者、介護従事者の連携に関する満足度調査（10段階評価平均）		対計画比	対計画比達成率
	計画値	実績値		
H30年度	5.8	5.9	0.1	102.1%
R1年度	5.9	6.0	0.1	101.5%
R2年度	6.0	6.0	0	100.0%

- 各年度において計画を達成できたことから、今後も継続的に取り組みを推進します。

	OK はまゆりネットキーコード発行件数（件）		対計画比	対計画比達成率
	計画値	実績値		
H30年度	5,300	5,062	△ 238	95.5%
R1年度	6,500	5,777	△ 723	88.9%
R2年度	7,700	6,300	△ 1,400	81.8%

- 目標が達成されるよう、運営法人の取り組みに継続的に参画や協力を行います。

☆高齢者の住まい方の充実

	住宅改修助成事業件数（件）		対計画比	対計画比達成率
	計画値	実績値		
H30年度	15	9	△ 6	60.0%
R1年度	15	23	8	153.3%
R2年度	15	20	5	133.3%

- 令和元年度は予防対象者の申請が予想以上に多くありました。今後も対象者の住環境の改善を図ります。

	養護老人ホームの入退所に関する相談（件）		対計画比	対計画比達成率
	計画値	実績値		
H30年度	15	26	11	173.3%
R1年度	15	29	14	193.3%
R2年度	15	20	5	133.3%

- 施設との連携を密にし、要措置者の心身の健康の保持及び生活の安定が図られています。

第3章 計画の基本的考え方

1. 計画の基本理念

「第六次釜石市総合計画」では、目指すべき釜石市の将来像として「一人ひとりが学びあい世界とつながり未来を創るまちかまいし～多様性を認めあいながらトライし続ける不屈のまち～」を掲げています。この将来像を実現するため、「あらゆる人の幸せをみんなで考えつくるまち」を基本目標の一つとし、「みんなで健康になれるまちづくり」と「共に見守り支え合い、包括的支援によるまちづくり」などを推進することとしています。

「みんなで健康になれるまちづくり」

2030年のありたい姿

- 幼少期からの正しい生活環境や働き盛り世代を対象にした健康づくり活動を推進するなどライフサイクルに応じた健康づくり活動の充実が図られ、誰もが自分らしく、心も体も健やかに過ごすことができます。
- また、継続的に地域社会とつながる仕組みが構築され、高齢者の虚弱化の予防が図られています。
- 医療、介護、福祉、保育などの人材を充足させるため、外部人材の積極的登用を図り、質の高い保健福祉を維持していくための基盤が築かれています。

「共に見守り支え合い、包括的支援によるまちづくり」

2030年のありたい姿

- 誰もが抱える様々な不安や悩みに寄り添い、社会に置き去りにされないことがないよう、地域の中で安心して過ごすことができる環境を創るため、担い手の確保・育成に取り組んでいます。
- 高齢者、障がい者、子ども、引きこもり、生活困窮者等が、可能な限り住み慣れた地域で、安心して、自立した自分らしい暮らしを続けることができるよう、多様な主体の連携による包括的な支援体制が構築されています。
- 適切な社会保障制度の運営のもと、それぞれのライフステージに応じた健康づくりや介護予防、個性や能力に応じた活躍の場づくりが地域で一体的に取り組まれることで、年齢や経済状況、障がいのあるなし等に関わらず、市民一人ひとりが地域の一員として健康で心豊かに暮らすことのできる社会が実現しています。

また、「釜石市地域福祉計画」では、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らす「地域共生社会」の実現を図ることとしています。

第8期計画では、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7年を見据えて、地域包括ケアシステムをさらに深めていくため施策や事業の展開を進めていく必要があります。

また、団塊ジュニア世代が65歳以上の前期高齢者となる令和22年を見据え、今後高齢化が一層進む中で、高齢者の地域生活を実現するため、地域包括ケアシステムのさらなる推進や地域共生社会の実現に向けて取り組みを継続していく必要があります。

以上の点を踏まえ、本計画の基本理念は、「第六次釜石市総合計画」の基本目標及び「釜石市地域福祉計画」の基本理念である「あらゆる人の幸せをみんなで考えつくるまち」を掲げ、上位計画との一体的な取り組みを推進します。

あらゆる人の幸せをみんなで考えつくるまち

～閉じこもらない明るいコミュニティづくり～

～虚弱化しても地域で安心して暮らし続けられるまちづくり～

高齢者が、住み慣れた地域で、安心して自分らしい生活を続けられるためには、人や地域とのつながりと支えあいが必要です。支える側も支えられる側も、地域のコミュニティの一員として希望を持って明るく生活を続けられるまちづくりが必要です。

本市では、この考え方に基づき、高齢者を含むすべての人たちが健康ではつらつと暮らすことができるように、地域包括ケアシステムの深化に向けた取り組みを推進していきます。

【目標】

- ・健康増進・介護予防の取り組み、健康寿命の延伸
- ・住民主体の地域活動が活発に行われるまちづくり
- ・困難を抱える人の心情に寄り添った支援
- ・虚弱化しても地域で安心して暮らし続けられることができるまちづくり

2. 計画の基本施策

基本理念を実現するために以下の4つの基本施策を掲げ、「地域包括ケアシステム」の推進及び「地域共生社会」の実現に向けて取り組みを進めます。

基本施策1 地域包括ケア体制の充実

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい及び生活支援などのサービスが切れ目なく一体的に提供されるよう地域包括ケアシステムを継続して推進することが大切です。そのために、地域包括支援センターと各地区に配置した生活応援センターを中心に関係機関と連携を図りながら、自立支援や重度化防止を進めるとともに、地域のさまざまな社会的資源と連携した支えあいの地域づくりを進めます。

この地域づくりにおいては、「支え手」や「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることができる環境の醸成に努めます。

- 地域包括支援センターの機能の充実
- 地域ケア会議の充実
- 医療と介護の連携強化
- 関係機関との連携推進
- 生活支援体制の強化

基本施策2 安心できる生活の実現

一人暮らし高齢者や介護を必要とする高齢者、認知症高齢者など様々な高齢者像に配慮し、住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けられるように共生社会の実現を目指します。そのため、見守り支援や福祉サービス、高齢者の権利擁護や虐待防止、家族介護者支援などの取り組みについて関係機関との連携を図るほか、防災や防犯、感染症対策など他分野との横断的な連携についても強化に努め、安心して生活できる環境整備に努めます。

- 認知症の早期発見と認知症高齢者を支える体制づくり
- 高齢者の権利擁護及び虐待予防の推進
- 防災・防犯対策の推進
- 高齢者の住まい方の充実
- 在宅福祉サービスの充実
- 家族介護者への支援の推進

基本施策3 健康で生きがいのある生活の充実

高齢者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、健康増進や自立支援・重度化防止に向けた取り組みを進めることが重要です。虚弱・軽度要介護者の重度化防止、自立支援のために、健康づくり及び介護予防を一体的に取り組むとともに、地域活動への参加など多様なサービスを活用できるように推進します。

また、健康づくりや介護予防に努めることで、いつもでも自分らしく生きがいのある生活を送ることが大切です。そのために、身近な地域活動への参加を増やし継続できるよう、情報の周知や地域活動の場に通い続けることができる環境づくり、地域で役割を持って活躍することができる地域づくりに取り組みます。

- 健康づくりの推進
- 介護予防の推進
- 高齢者の社会参加推進と地域活動の支援
- 高齢者の就労支援の充実

基本施策4 介護保険事業の円滑な運営と専門性の向上

利用者や家族が安心して介護サービスを利用し、家族介護による離職を防止するためには、サービス基盤の整備や介護人材の確保及び離職防止に取り組むなど、サービス提供体制を維持するとともに、介護者への相談支援や職場環境改善への働きかけ等に取り組むことが大切です。

また、利用者を適正に認定し、過不足ない介護サービスを提供するため、介護給付の適正化に取り組み、介護保険制度への信頼を高め、介護保険運営の持続可能性を確保できるように努めます。

- 介護保険制度の適正運用
- 介護保険制度等に関する情報提供の充実
- 介護人材育成と介護保険事業者への支援

3. 計画期間における重点施策

本市では、「地域包括ケアシステム構築に向けた行政・住民・医療介護・福祉のあり方についての提言」として東京大学高齢社会総合研究機構から平成28年に2つの戦略（「閉じこもり予防戦略」と「安心戦略」）を含めた提言を受け、令和7年を見据えた行政・住民・医療介護・福祉のあり方について協働で検討を進めてきました。

この流れを受け、第7期計画では、2つの戦略を重点施策として明確化し、基本施策の確実な推進を図ってきました。

本計画においても、2つの戦略を重点施策と位置付けることで、継続的な取り組みを展開します。

閉じこもらない明るいコミュニティづくり（閉じこもり予防戦略）

■社会とつながることが高齢者の自立度低下、虚弱化の予防に効果があることから、「介護予防」に着目し、人とのつながり、社会とのつながりを重要視したまちづくりを進めます。

【関連施策と具体的事業】

	関連施策	具体的事業
1	・介護予防の推進	・一般介護予防事業（いきいき100歳体操） ・保健事業と介護予防の一体的取り組み
2	・生活支援体制の強化 ・高齢者の社会参加推進と地域活動の支援	・住民主体による活動の支援（生活支援コーディネーター等による活動支援） ・支えあいサービス養成講座
3	・高齢者の就労支援の充実	・就労的活動支援体制の構築

【取組目標】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
第1号被保険者（65歳以上） の要支援・要介護認定率 20.0%	第1号被保険者（65歳以上） の要支援・要介護認定率 19.9%	第1号被保険者（65歳以上） の要支援・要介護認定率 19.8%

虚弱化しても地域で安心して暮らし続けられるまちづくり（安心戦略）

- 虚弱化しても地域で安心して住み続けられるよう、在宅医療の普及とあわせて、日常生活圏域ごとに高齢者への在宅サービスの提供体制を整え、「在宅生活の限界点」を引き上げるまちづくりを進めます。

【関連施策と具体的事業】

	関連施策	具体的事業
4	・医療と介護の連携強化	・在宅医療・介護連携推進事業
5	・高齢者の住まい方の充実	・独居高齢者等見守り・傾聴業務
6	・認知症の早期発見と認知症高齢者を支える体制づくり	・認知症サポーターの養成及びサポーターの活動支援
7	・在宅福祉サービスの充実	・介護保険居宅サービスの充実 ・老人福祉事業（介護保険制度外サービス） ・高齢者の移動手段の検討 ・住民主体による活動の支援 ・多様な主体による多様なサービスの提供体制の構築
8	・介護人材育成と介護保険事業者への支援	・介護人材確保等事業

【取組目標】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
軽・中度者割合 64.5%	軽・中度者割合 64.5%	軽・中度者割合 64.5%

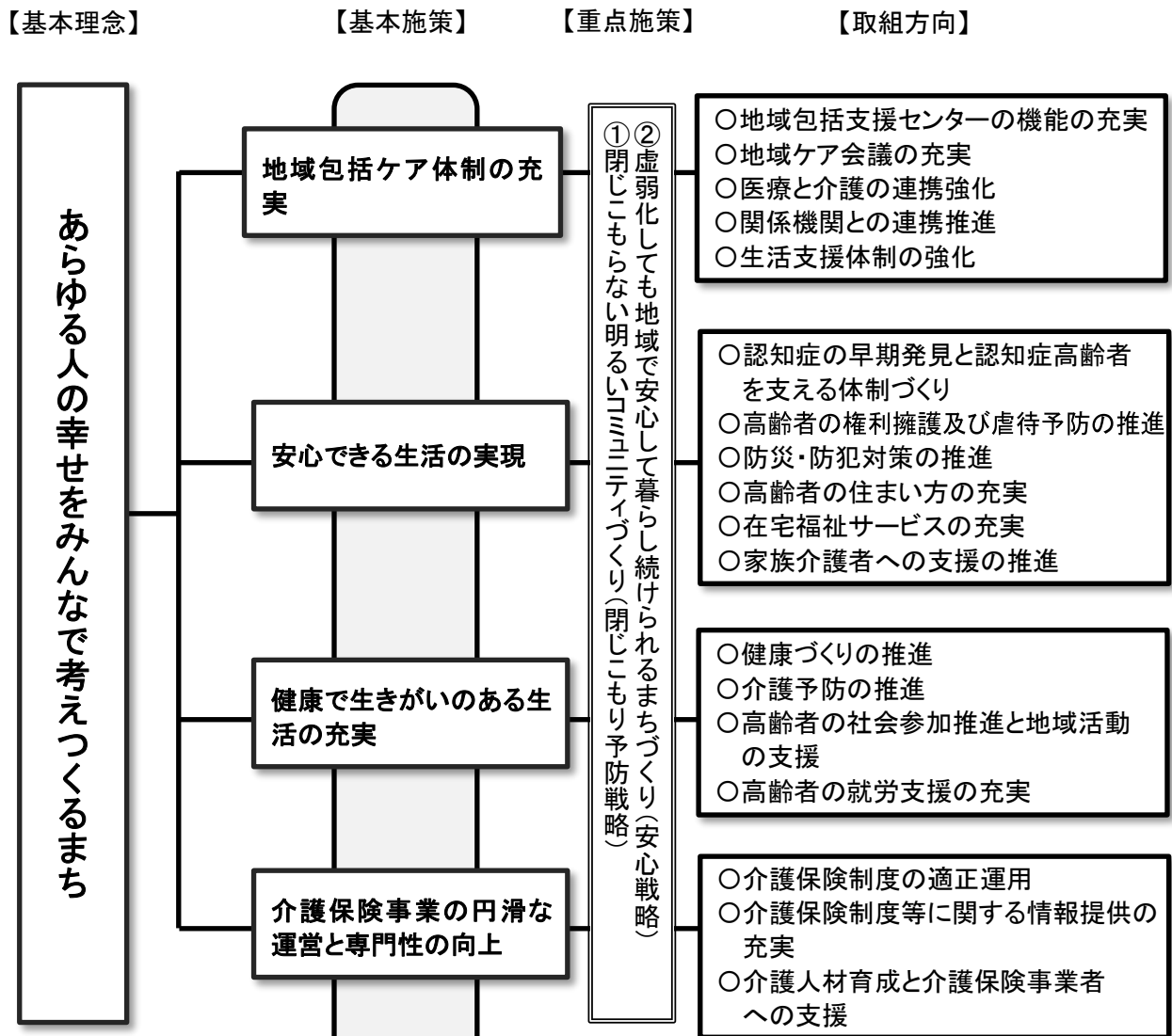
※軽・中度者割合

第1号被保険者（65歳以上）の要支援・要介護認定者数のうち軽度者（要支援1,2）、中度者（要介護1,2）の割合

※閉じこもり予防戦略の「生活支援体制の強化」、「高齢者の社会参加推進と地域活動の支援」、「高齢者の就労支援の充実」と安心戦略の「介護人材育成と介護保険事業者への支援」、「在宅福祉サービスの充実」は、相互に事業を連携させて一体的に取り組みます。

4. 計画の体系

本計画の体系は以下のとおりです。



【基本的姿勢】

基本施策に取り組む上で共通の姿勢・考え方を共有することで、それぞれの所属や立場を超えて、まち全体で基本理念の実現を目指します。

- ①情報の共有（基本理念の達成に向けて、多様な情報を共有する）
- ②意識の醸成（地域の課題を自分ごととして捉え、お互いに支えあう意識の醸成を図る）
- ③連携の促進（情報の共有や意識の醸成を図ることで、住民、多職種、企業、団体、行政等の連携を促進する）

5. 日常生活圏域

「日常生活圏域」は、住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件や介護給付などの対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、地域の特性に応じて市域を区分して設定するものです。

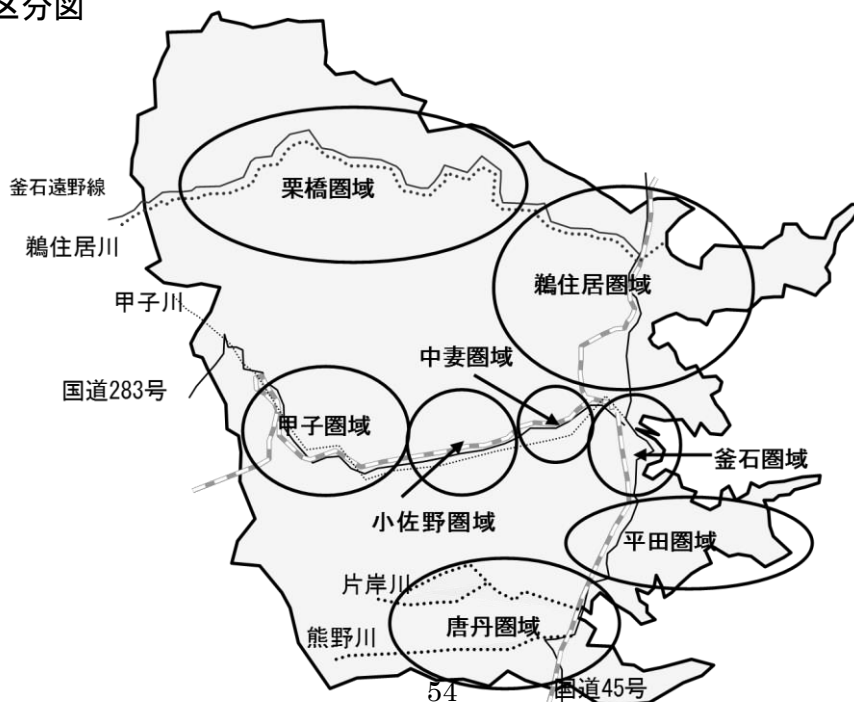
本市では、市民の保健・医療・福祉・生涯学習の連携を強化するため設置した「生活応援センター」が、市内8地区に区分されており、住民に定着していることから、「日常生活圏域」を「8圏域」とします。

●圏域区分

圏域名	区 分	人口	高齢化率	世帯数
釜石	新浜町、東前町、魚河岸、浜町、港町、只越町、天神町、大只越町、大町、大渡町、鈴子町、駒木町、松原町、嬉石町、大平町	4,792	45.6%	2,706
中妻	千鳥町、中妻町、八雲町、上中島町、源太沢町、住吉町、新町、礼ヶ口町、	3,968	38.9%	2,090
小佐野	野田町、定内町、甲子町第11地割～第16地割、小佐野町、小川町、桜木町	7,532	40.7%	3,820
甲子	甲子町第1地割～第10地割、唐丹町字川目の一部	6,066	36.6%	2,861
平田	大字平田	3,533	32.4%	1,627
唐丹	唐丹町	1,577	46.9%	695
鵜住居	鵜住居町、両石町、片岸町、箱崎町	3,779	38.1%	1,876
栗橋	橋野町、栗林町	1,127	47.2%	510

人口等は、「住民基本台帳」令和2年9月30日

●圏域区分図



第4章 計画の推進

1. 計画の推進体制及び進捗状況の管理

計画の推進にあたっては、全庁的に取り組みを進めていくとともに、「釜石市介護保険運営協議会」において、本計画の進捗状況の報告を行い、意見を聴取し、次年度の計画推進に反映していきます。

釜石市介護保険運営協議会

学識経験者、保健・医療・福祉の関係者、被保険者代表等で構成する「介護保険運営協議会」では、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の点検や進行管理を行うとともに、次期計画策定に向けて、本市の将来を見据えた提言を行います。

2. 関係機関等との連携

計画の実現には、高齢者一人ひとりや家族、地域、各種団体、介護保険サービス事業所、医療機関、企業、行政などが相互に連携・協働して高齢者施策に取り組む必要があります。

それぞれの関係者が自らの役割を果たしていくとともに、関係機関相互の連携が積極的に行われる体制を整えていきます。

II 各論

第1章 施策の展開

1. 地域包括ケア体制の充実

(1) 地域包括支援センターの機能の充実

◆現状と課題◆

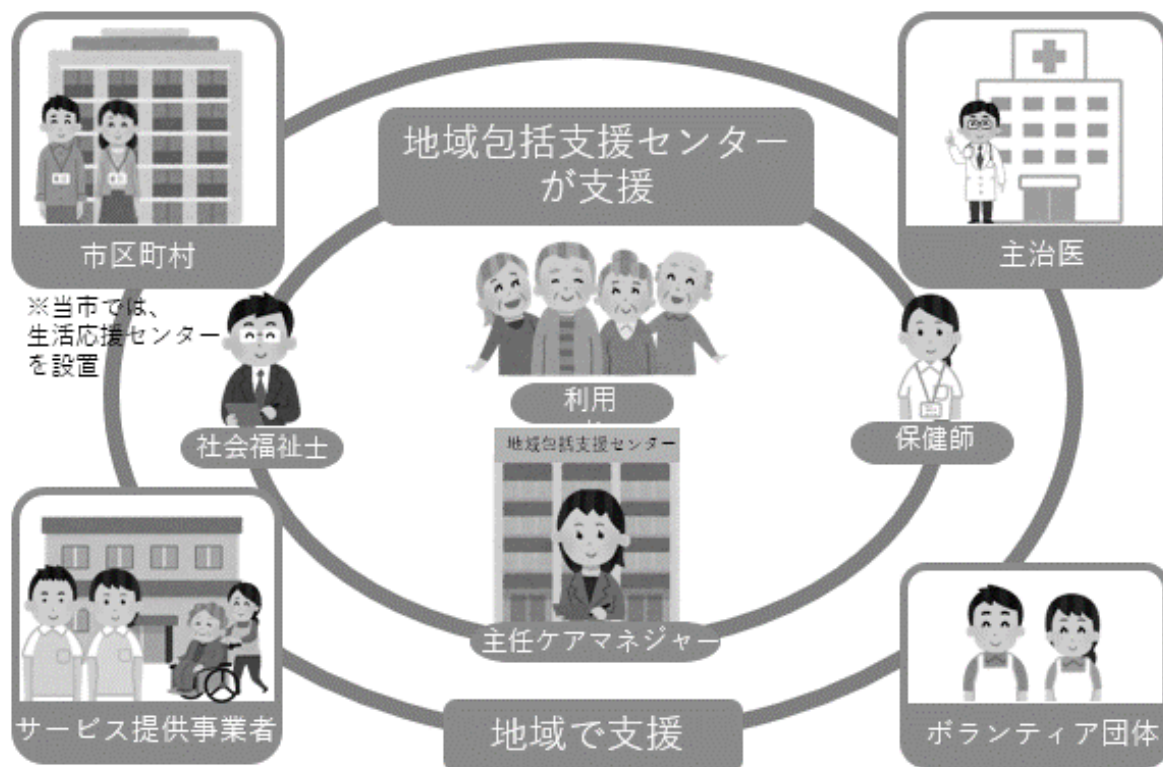
- 高齢者の総合相談窓口として、社会福祉士を中心とした専門職が、本人、家族、地域住民等からの様々な相談に対応してきましたが、一人暮らし高齢者の増加や家族介護力の低下により、これまで家族で解決してきた課題への対応が必要になるなど、相談内容が多様化・複雑化しています。
- 多様なニーズに対応するため、実践力の向上を目的とした研修会の開催や、在宅介護支援センター及び居宅介護支援事業所との連絡会を開催し、課題の共有や関係制度の周知を図るなど、専門職としての資質の向上や関係機関との連携構築に努めてきました。
- 地域ケア個別会議を通じて、個別課題の解決や地域に共通した課題の明確化と実務者レベルのネットワークの構築を図っていますが、課題解決につながらないケースもあるなど、取り組みの充実と関係機関との連携体制の構築が必要となっています。
- ニーズ調査においても、介護が必要になっても自宅で暮らす意向を持っている人は49.5%と半数近くになっています。

◆今後の方針◆

- 地域包括支援センターは、高齢者等に係る多様化・複雑化したニーズに適切に対応するため、現状と課題を適切に把握するとともに、包括的・継続的支援のために必要な体制を確保・検討し、高齢者等福祉の増進に取り組みます。
- 地域包括支援センターをはじめ、生活応援センターや在宅介護支援センター、医療機関などの関係機関との連携を密にし、地域におけるニーズの把握や地域課題の解決等につながるよう取り組みます。

地域包括支援センターがみなさんを支援します

- 高齢者のみなさんが住み慣れた地域で安心して生活を送れるように、様々な面で支援を行うための総合相談機関です。
- 生活応援センターや地域の県警機関と連携し、みなさんの生活をサポートします。また、認知症の方・そのご家族への支援も行っています。



地域包括支援センターではこんなことを行います。

介護予防ケアマネジメント

- ・要支援に認定された方のケアプランの作成や、生活機能が低下している方の総合事業の利用を支援します。

総合相談支援

- ・高齢者の抱える生活全般の悩み・相談に対して、適切なサービスの紹介や、解決のための支援を行います。

権利擁護

- ・高齢者の方への虐待の防止・早期発見や、悪徳商法の被害を、関係機関と連携して防止します。

包括的・継続的ケアマネジメント

- ・適切なサービスが提供されるように、地域のケアマネジャーへの助言や支援を行います。

■主な事業

事業名・担当部署	事業内容
①総合相談事業 【地域包括支援センター】	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者本人、ご家族や関係者等の相談窓口として多種多様な相談に対応します。 ・相談により、どのような支援が必要であるかを把握し、関係機関や必要とする支援につなげます。 ・少子高齢化や人口減少など、社会構造が変化する中で「地域共生社会」の実現が求められています。分野を超えて地域の生活課題に対応できるよう、関係機関との連携により、包括的・総合的な相談支援体制を図ります。 ・「高齢者現況調査」を実施し、高齢者の生活の現況や緊急連絡先等を把握し、相談時の基本情報としての活用や、緊急時の迅速な対応を図るほか、孤立リスクの高い一人暮らし高齢者を把握し、保健師の訪問等必要な支援につなげます。
②包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 【地域包括支援センター】	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジャー等に対する日常的個別指導や相談、支援困難事例への指導・助言、地域でのケアマネジャーのネットワーク構築等を行います。 ・関係機関とのネットワーク構築及びケアマネジャーの実践力向上を支援するための各種研修会を開催します。
③地域ケア個別会議の開催 【地域包括支援センター】	<ul style="list-style-type: none"> ・実務者レベルの地域支援ネットワークの構築、高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援、地域課題の把握などを行います。 ・個別事例の検討を通じて、地域課題等を把握・共有する「地域ケア個別会議（個別事例検討・地域課題抽出型）」、及びケアマネジャー等を対象に「自立支援型ケアマネジメント研修会」を開催した上で、個々のケアプランを多職種で話し合う「地域ケア個別会議（自立支援型）」を開催します。 ・把握した課題や解決策の案を地域ケア推進本部で共有し、対応策や優先順位を協議します。
④認知症対策の取り組み 【地域包括支援センター】	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員を地域包括支援センター内に設置し、認知症の発症初期から状況に応じた支援を行います。 ・「認知症サポーター養成講座」の開催等を通じ、認知症の人を地域で支えていくための啓発に取り組みます。

■主な指標（H30～R1は実績値、R2は見込み値、R3～R5は目標値）

指標	H30	R1	R2	R3	R4	R5
地域包括支援センター・在宅介護支援センター相談件数（件）	2,391	2,454	2,500	2,500	2,500	2,500
地域ケア個別会議の開催（回）	8	11	9	10	15	15

(2) 地域ケア会議の充実

◆現状と課題◆

○住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、地域では解決できない福祉的課題について、地域ケア個別会議や地区センター会議等で議論を重ね地域ケア推進会議で政策形成につなげてきました。また、「医療」「介護」「予防」「生活支援」「住まい」のサービスが一体的に提供できるしくみづくりを目指してきましたが、提供されるサービスを一方的に受けるだけでなく、地域住民一人ひとりを始め、様々な主体が行う「自助」「互助」「共助」「公助」による取り組みと、それらの連携の推進による支え合いの地域づくりが求められていることから、地域ケア会議のあり方について見直しが必要となっています。

◆今後の方針◆

- 個々のケアプランを多職種で話し合う自立支援型の個別ケア会議を開催します。
- 既存の会議体の活用や他会議体との有機的な連携による地区センター会議の開催を推進します。
- 地域包括ケアを実現するために必要な政策、施策を協議、提案します。
- 釜石版地域包括ケアシステムの充実に向けて、「医療」「介護」「予防」「生活支援」「住まい」に関する様々な主体の取り組みと連携を推進します。

■主な事業

事業名・担当部署	事業内容
【再掲】 ①地域ケア個別会議の開催 【地域包括支援センター】	<ul style="list-style-type: none"> ・実務者レベルの地域支援ネットワークの構築、高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援、地域課題の把握などを行います。 ・個別事例の検討を通じて、地域課題等を把握・共有する「地域ケア個別会議（個別事例検討・地域課題抽出型）」、及びケアマネジャー等を対象に「自立支援型ケアマネジメント研修会」を開催した上で、個々のケアプランを多職種で話し合う「地域ケア個別会議（自立支援型）」を開催します。 ・把握した課題や解決策の案を地域ケア推進本部等で共有し、対応策や優先順位を協議します。
②地区センター会議（第2層協議体） 【生活応援センター、高齢介護福祉課、まちづくり課】	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区生活応援センター所長をコーディネーターとし、日常生活圏域ごとに地域の福祉的課題を地域の関係者で協議、共有を行い、地域で解決できることは地域で解決します。 ・8地区の課題のとりまとめを行い、把握した課題や解決策の案を地域ケア推進本部等で共有し、対応策や優先順位を協議します。 ・協議の結果、市全体の課題と捉えるべき課題や解決策の案については、地域ケア推進会議（第1層協議体）へ報告を行います。
③地域ケア推進会議の開催（第1層協議体） 【地域包括ケア推進本部事務局、各担当課】	<ul style="list-style-type: none"> ・釜石版地域包括ケアシステムの充実に向けて、地域ケア個別会議や地区センター会議で把握された課題の共有と解決策について協議します。 ・生活支援分野の専門職会議として、事例検討を通して各委員の所属する団体等が地域包括ケアの担い手として主体的に考える機会とすることで、具体的な取り組みの推進を図ります。

■主な指標（H30～R1は実績値、R2は見込み値、R3～R5は目標値）

指標	H30	R1	R2	R3	R4	R5
地区センター会議（第2層協議体）の開催件数（回）	35	19	15	16	24	32

釜石版地域包括ケアシステムの充実に資する釜石市の福祉圏域と各協議体の役割

福祉圏域	対象エリア	協議体	役割
第1層	市全体	地域ケア推進会議 所管：地域包括ケア推進本部	第2層協議体等から報告された課題解決検討の積み上げにより政策的議論を行う。
第2層	日常生活圏域 (生活応援センターのエリア8地区)	地区センター会議 所管：各地区生活応援センター	地域会議(※1)との連動を念頭に、第3層協議体や関係機関との連携により、地域の課題を把握・共有し、課題解決支援やサービス開発の検討を行う。
第3層	小地域 (町内会等の活動範囲)	町内会や活動グループなど 所管：各町内会や活動グループ	(各団体の設立趣旨のとおり。但し、地域福祉計画においては、地域福祉活動を展開する基礎的なエリアとして期待されている。)
お互い様の層		普段から挨拶や声かけを行うことで「顔の見える関係づくり」を行う圏域	

※1…H21年度から各地区生活応援センターエリアごとに設置された、住民による身近な課題の解決及び地域の特色を生かした魅力ある地域づくりのための会議。各地域会議の事務局は、各地区生活応援センターが担っている。

地域ケア推進会議（第1層協議体）

・地域ケア推進会議は、釜石版地域包括ケアシステムを充実するための最高協議機関であり、各分野の専門家及び住民による政策等検討の場です。

・第2層、第3層だけでは解決できない地域全体の課題(※)を解決するための解決策等について協議を行います。

※地域包括ケアシステム充実に資する課題

《目的》地域包括ケアシステムの充実

《役割》

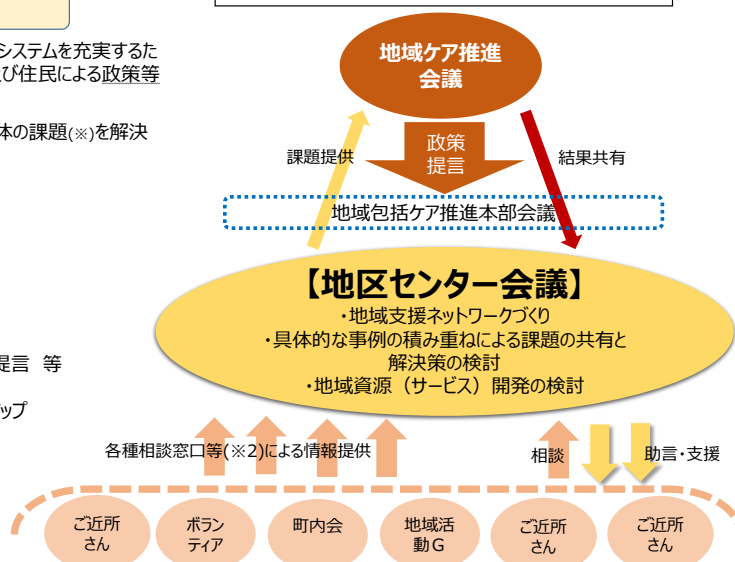
- ①課題の共有
- ②関係者間の情報交換
フォーマル・インフォーマルサービス 等
- ③地域課題解決に向けた協議
サービス開発に向けた意見交換 政策提言 等
- ④進捗確認とフォローアップ
提言内容に関する進捗確認とフォローアップ

地域包括ケア推進本部会議

～地域包括ケアシステムを部局横断的に企画・調整する庁内会議～

- ・課題の共有及び優先事項の整理と担当部署の調整
- ・地域ケア推進会議で提言された政策案等の具現化に向けた検討と進捗管理

釜石版地域包括ケアシステム充実に資する関係会議の位置づけ



※2…地域包括支援センター、子育て世代包括支援センター、生活支援コーディネーター(社協) 等

(3) 医療と介護の連携強化

◆現状と課題◆

- 釜石医師会との連携により設置された「在宅医療連携拠点チームかまいし」により、「①地域の医療・介護資源の把握」「②在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討」「③医療・介護関係者の情報共有支援」「④在宅医療・介護連携に関する相談支援」「⑤医療・介護関係者の研修」「⑥地域住民への普及啓発」「⑦在宅医療・介護連携に関する関係市町の連携」の7つの取り組みを推進してきました。
- また、医療情報ネットワーク（OKはまゆりネット）は事業の構想から10年を迎え、加入機関や利用者も増加していますが、より効果的な利用を進めるためには継続的な周知と関係機関の連携強化が求められています。
- ニーズ調査結果からは、治療中・後遺症のある人は83.3%と多くの人が医療機関を受診している状況がわかります。
- 介護支援専門員調査では、患者や利用者のための多職種連携について、比較的連携が取りやすいといった評価がある一方で、良い事例だけではなく連携がうまくいかなかった事例等も取り上げることによって、連携の質の向上を図ることができるといった意見がでてきます。
- 新型コロナウイルスの流行により、感染症対策の必要性が増加しており、関係機関同士の連携や情報共有、支援体制の構築などが求められています。

◆今後の方針◆

- 釜石医師会との連携により、引き続き、医療・介護・福祉・住民の連携を推進します。
- 医療と介護ニーズを併せ持つ高齢者への対応を充実させるため、医療と介護に関わる多職種の緊密な連携ができるように、情報共有や連携による質の均一化に向けた取り組みを進めます。
- 新たな取り組みとして、新型コロナウイルス対策に取り組めます。

■主な事業

事業名・担当部署	事業内容
①在宅医療・介護連携推進事業 【地域包括ケア推進本部事務局】	<p>「在宅医療連携拠点チームかまいし」の活動推進</p> <p>・釜石医師会との連携により設置された「在宅医療連携拠点チームかまいし」が、切れ目のない在宅医療と在宅介護提供体制の構築を推進するために以下の項目に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地域の医療・介護資源の把握 ② 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 ③ 医療・介護関係者の情報共有支援 ④ 在宅医療・介護連携に関する相談支援 ⑤ 医療・介護関係者の研修 ⑥ 地域住民への普及啓発
②医療情報ネットワーク（OK はまゆりネット）の構築支援 【健康推進課、地域包括ケア推進本部事務局】	<p>・NPO法人釜石・大槌地域医療連携推進協議会（事務局：釜石医師会）が運営する医療情報ネットワークの構築・運営を支援します。</p>
③感染症対策の推進 【高齢介護福祉課、健康推進課】	<p>・高齢者は、感染症に罹患することで重症化するリスクが高くなるため、高齢者への介護サービス提供については、適切な感染防止対策が求められます。医療と介護と連携し、高齢者が安心して生活できるよう感染症対策に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市民を対象とした感染症予防に係る周知・啓発活動の実施 ② 緊急時における高齢者施設等への感染防止衛生資材提供・備蓄等 ③ 医師会との連携による予防接種の実施 ④ 災害時における避難所等での感染対策の推進 ⑤ 感染症に関する相談体制の充実

■主な指標（H30～R1は実績値、R2は見込み値、R3～R5は目標値）

指標	H30	R1	R2	R3	R4	R5
医療従事者、介護従事者の連携に関する満足度（10段階評価平均）	5.9	6.0	6.0	6.1	6.1	6.2
OK はまゆりネットキーコード発行件数（件）	5,062	5,777	6,300	7,000	7,600	8,200

(4) 関係機関との連携推進

◆現状と課題◆

- 各地区生活応援センター8か所のほか、在宅介護支援センターを7か所設置（委託）しており、高齢者の相談体制を整備するとともに、地域包括支援センターを含めた役割分担において、適切な相談対応ができるように努めています。
- 在宅介護支援センターが各地区生活応援センターと並び、十分に機能できるよう「在宅介護支援センターとの連絡会議」において連携を深めていくほか、在宅介護支援センターの在り方について検討を進めることが必要となっています。
- 各地区生活応援センターには地域包括支援センターの保健師が配置されており、連携を図りながら困りごとに対応するなど、住民にとって身近な相談機関として機能しています。
- 介護支援専門員調査では、関係機関との連携推進について、市だけではなく、関係者全員で取り組むことによって、連携の質の向上を図ることができるといった意見がでています。
- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中で、従来の個々の支援体制では対応が困難なケースが見受けられます。

◆今後の方針◆

- 引き続き、住民に身近な相談窓口である生活応援センターや在宅介護支援センターと地域包括支援センター等の関係機関が連携を強化することにより、高齢者が暮らしやすいまちとなるよう取り組みを進めます。
- 地域包括ケアシステムの構築に向け、行政・住民・医療・介護・福祉のあり方について関係機関との検討を進めます。
- 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、関係機関の連携推進に努めます。

■主な事業

事業名・担当部署	事業内容
①在宅介護支援センターとの連携推進(総合相談事業) 【地域包括支援センター】	・総合相談事業として、市内7か所にある在宅介護支援センターは、身近な地域の相談窓口（ランチ）として地域包括支援センターにつなぐ役割を担います。 ・在宅介護支援センターだけでは支援が困難な場合や継続的な関わりが必要な場合、地域包括支援センターにつなぎ、連携して問題解決に努めます。
②生活応援センターとの連携推進 【地域包括支援センター、健康推進課、まちづくり課、地域福祉課、市民課】	・市内8か所（釜石地区・平田地区・甲子地区・小佐野地区・中妻地区・栗橋地区・鶴住居地区・唐丹地区）に設置している「生活応援センター」と連携し、相談・支援、健康づくり活動、介護予防事業を進めます。
③介護サービス事業所との連携推進 【高齢介護福祉課、地域包括支援センター】	・介護サービス事業所との連絡会等を通じて、制度改正等の情報共有や、介護事業の現状把握と課題解決のための意見交換を行い、地域における高齢者の支援体制の充実に努めます。

事業名・担当部署	事業内容
④岩手県・関係団体等との連携 【高齢介護福祉課】	・本計画に基づく施策の推進にあたっては、岩手県のほか保健・医療・福祉関係者、事業者及び市民が連携・協力し合いながら、それぞれ役割を分担し参画していきます。
⑤総合的・包括的な相談支援体制の構築・強化に向けた連携推進 【地域福祉課、高齢介護福祉課、地域包括支援センター、子ども課】	・公的サービスの対象とならない制度の狭間にある人や、個々の相談支援機関では対応できない複合的な課題を抱える世帯・人に対して、重層的な支援体制を構築するため、関係機関の連携推進に努めます。

■主な指標（H30～R1は実績値、R2は見込み値、R3～R5は目標値）

指標	H30	R1	R2	R3	R4	R5
在宅介護支援センター相談窓口対応件数（件）	387	487	500	500	500	500

■地域包括支援センター

センター名	住 所
釜石市地域包括支援センター	大渡町 3-15-26

■在宅介護支援センター

センター名	住 所	担当区域
はまゆり在宅介護支援センター	釜石市小佐野町 3-9-1	野田町、定内町、甲子町第11地割、甲子町第14地割～16地割、小佐野町、小川町、桜木町
あいぜんの里在宅介護支援センター	釜石市大字平田 2-51-7	松原町、嬉石町、大平町、大字平田
鵜住居地区在宅介護支援センター (いきいき指定居宅介護支援センター)	釜石市鵜住居町 2-20-1	鵜住居町、両石町、片岸町、箱崎町、栗林町、橋野町
仙人の里在宅介護支援センター	釜石市甲子町 7-144-4	甲子町代1地割～第10地割、唐丹町鍋倉
東釜石地区在宅介護支援センター (釜石市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所)	釜石市大渡町 3-15-26	新浜町、東前町、浜町、港町、只越町、大只越町、天神町、大町、大渡町
唐丹地区在宅介護支援センター (いきいき指定唐丹居宅介護支援センター)	釜石市唐丹町字小白浜 36-1	唐丹町（鍋倉地区を除く）
ニチイケアセンター釜石在宅介護支援センター	釜石市中妻町 1-12-2	鈴子町、駒木町、千鳥町、中妻町、八雲町、上中島町、源太沢町、住吉町、新町、礼ヶ口町

■生活応援センター

センター名	住 所
釜石地区生活応援センター	釜石市大町 3-8-3 釜石市青葉ビル内
平田地区生活応援センター	釜石市平田町 3-1000
中妻地区生活応援センター	釜石市上中島町 2-6-36
甲子地区生活応援センター	釜石市甲子町 10-255
小佐野地区生活応援センター	釜石市小佐野町 3-4-25
鶴住居地区生活応援センター	釜石市鶴住居町 2-901
栗橋地区生活応援センター	釜石市橋野町 34-16-2
唐丹地区生活応援センター	釜石市唐丹町字小白浜 50

(令和3年3月現在)

(5) 生活支援体制の強化

◆現状と課題◆

- 生活支援コーディネーターと連携し、介護保険の介護予防・日常生活支援総合事業によるサービス B（住民主体による要支援者等への訪問型、通所型サービス）の立上げを行いました。生活支援サービスの充実を図るとともに住民主体による生活支援サービスの登録団体が7団体（令和3年1月現在：訪問1団体、通所6団体）となり地域における支えあいの体制づくりが進められています。
- 復興関連の国の交付金を活用し、「住民による地域課題解決の活動支援」及び「商業施設を活用した居場所づくり・仲間づくり」を支援しました。住民による地域課題解決の活動支援では、ワークショップや勉強会等を通じて、地域における住民間同士の支えあいの重要性を理解していただき、地域住民が主体となって要支援者等の訪問型・通所型サービスを行う方々を対象にした「支えあいサービス養成講座」をこれまでに75人（令和3年1月末現在）が受講し、住民による地域課題解決の活動支援による一定の成果が表れた形となっています。
- 閉じこもり予防戦略に関する勉強会では、各地区で掘り起こした課題を基に、見守り隊の結成や認知症カフェの開催などの取り組みを展開することができました。
- ニーズ調査結果を見ると、地域住民等からの支援意向を持っている高齢者は59.7%となっており、支援内容としては、安否確認や緊急時の手助け、定期的な声掛けなど、見守りに関するニーズが多く、引き続き住民同士の助け合いの必要性が高くなっています。

◆今後の方針◆

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療や介護だけではなく、日々の生活を円滑に行えるようにするサービスの充実が求められており、引き続き高齢者の地域での生活支援に関する多様なニーズに応じたきめ細かな福祉サービスの充実を図ります。
- 今後、ますます生産年齢人口が減少していく中で、高齢者への地域での見守りや生活支援などの需要の高まりが予測されることから、引き続き、地域住民が主体となって要支援者等の介護予防・生活支援サービスを行う方を対象にした「支えあいサービス養成講座」等を開催し、高齢者自身が「支える側」に立てるような取り組みや仕組みづくりに努めます。
- 地域課題解決の活動支援については、復興関連の国の交付金の期間が終了しますが、引き続き生活支援コーディネーター等と連携し継続します。

■主な事業

事業名・担当部署	事業内容
①生活支援体制整備事業 【高齢介護福祉課、各生活応援センター】	<ul style="list-style-type: none"> 生活支援コーディネーターと地区センター会議（第2層協議体）の活動を通じて、生活支援サービスの充実を図るとともに地域における支えあいの体制づくりを推進します。 生活支援コーディネーターは、地域包括支援センター及び生活応援センターと連携し、地域の高齢者の日常生活ニーズ及び地域資源の状況を把握するとともに、次の取り組みを総合的に支援・推進します。 <ol style="list-style-type: none"> ① 地域の高齢者支援のニーズと資源の見える化及び問題提起 ② サービス提供主体間の連携の体制づくり及びネットワークの構築 ③ 生活支援サービスの担い手養成及びサービスの開発 ④ 地域の支援ニーズと事業主体の活動のマッチング 地区センター会議（第2層協議体）は、地域における福祉的課題を解決するために、定期的な情報共有及び連携、協働によるサービス開発等を推進します。
②住民主体による活動の支援 【高齢介護福祉課、地域包括支援センター】	<ul style="list-style-type: none"> 生活支援コーディネーターをはじめとした関係者が、地域と課題を共有し、住民主体による活動の創出・持続・発展を支援します。住民主体による介護予防・生活支援サービス（訪問型・通所型サービスB）補助事業を活用し、一定の基準を満たす要支援者等の日常生活を支える住民主体の活動を支援します。
③多様な主体による多様なサービスの創出 【高齢介護福祉課、地域包括支援センター】	<ul style="list-style-type: none"> 既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO法人、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して、一定の基準を満たす要支援者等の日常生活を支える多様な主体による多様なサービスの創出に努めます。
④支えあいサービス養成講座 【高齢介護福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者を支える地域づくりを推進するため、地域住民が主体となって要支援者等の介護予防・生活支援サービス（サービスB）を行う方を対象にした「支えあいサービス養成講座」を開催します。

■主な指標（H30～R1は実績値、R2は見込み値、R3～R5は目標値）

指標	H30	R1	R2	R3	R4	R5
サービスB登録団体数（団体）	0	6	7	8	9	10
支えあいサービス養成講座修了延べ登録者数（人）	61	69	75	75	80	80

■住民主体による介護予防・生活支援サービス（訪問・通所型サービス B）

生産年齢人口の減少や介護人材の不足などによって介護サービス供給量の低下が心配されています。そこで、要支援者等の生活支援体制を強化するため地域住民が主体となって介護予防や生活支援サービスを実施する介護予防・日常生活支援総合事業がはじまりました。

今までどおり、介護の専門職が提供する訪問型サービス（ホームヘルプサービス）や通所型サービス（デイサービス）もあれば、住民主体の団体が提供する訪問型サービス（ゴミ出しや買い物代行など）や通所型サービス（通いの場）もあります。

釜石市では、この要支援者等の介護予防や生活支援サービスを実施する住民主体の団体に対し、活動に係る費用を補助しています。

この補助を受けようとする団体は、市が主催する「支えあいサービス養成講座」の修了者が一定数所属している必要があります。



買い物代行



草取り



ごみ出し

2. 安心できる生活の実現

(1) 認知症の早期発見と認知症高齢者を支える体制づくり

◆現状と課題◆

- 認知症初期集中支援チームを設置し、チームで相談対応することで、早期の病院受診や要介護認定申請に結びついています。
- 認知症地域支援推進員が中心となり、認知症サポーター養成講座を、幅広い年齢層（小中学生～地域住民）を対象に実施していること及び認知症カフェの開催により、認知症に関する正しい理解が深まっています。
- 認知症ケアパスを養成講座受講者や関係機関等に配布し、普及啓発に努めています。
- 徘徊SOSネットワーク登録者数は増加していないが、岩手県警察で実施している「ぴかぼメール」とともに、周知啓発を進め、行方不明時に早期発見できる環境を整備する必要があります。
- ニーズ調査では、「病気や介護・認知症にならないための予防対策」が34.9%と重点を置くべき高齢者施策の中で2番目に多くなっています。
- 在宅介護実態調査では、「認知症状への対応」が31.4%と今後の在宅生活の継続に向けて介護者が不安に感じる介護の中で最も多くなっています。

◆今後の方針◆

- 認知症は誰もがなり得るものであり、家族や身近な人が認知症になること等を含め、多くの人にとって身近なものとなっています。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会を目指すため、国が令和元年6月にとりまとめた「認知症施策推進大綱」には、①普及啓発・本人発信支援、②予防、③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援、⑤研究開発・産業促進・国際展開、の5つの柱に沿った施策が盛り込まれています。本市においても「認知症施策推進大綱」に基づき、認知症の人ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう取り組みを推進します。
- 認知症への理解や地域でのサポート体制を充実させるために、認知症サポーター養成講座や認知症カフェの普及に努めるとともに、認知症サポーターが活躍し地域で支え合う仕組みを構築します。

■主な事業

事業名・担当部署	事業内容
<p>①認知症総合支援事業 【地域包括支援センター】</p>	<p>＜認知症初期集中支援チーム等による支援＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健師や介護福祉士など複数の専門職が認知症の疑いのある人や認知症の人及びその家族を訪問し、相談や症状の評価を行い、本人や家族への初期支援を包括的・集中的に行い、適切な支援につなげる等自立生活をサポートします。 <p>＜もの忘れ相談会の開催＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民にとって身近な地区集会所等で認知症の個別相談会を開催し、もの忘れチェックを行うなど、認知症の早期発見・早期支援に努めます。 ・また、同会場で認知症初期症状や予防方法等の講話を行い、認知症予防や早期受診の必要性について普及啓発を図ります。 <p>＜認知症カフェ開催支援＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人や家族、医療や介護の専門職、地域の人が気軽に参加できる「集いの場」を、地域のニーズに合わせて開催し、認知症の人が地域で安心して過ごせる環境づくりに努めます。 <p>＜認知症安心ガイド（ケアパス）の普及＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症の発症に伴い起きてくる生活上の支障やその進行状況にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるかを具体的に示した「認知症安心ガイド（ケアパス）」を普及し、認知症に関する医療・介護資源の見える化に努めます。
<p>②認知症高齢者徘徊SOSネットワーク事業 【地域包括支援センター】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人が行方不明（徘徊事故発生時）になった際に早期発見・早期保護するためのシステムで、徘徊が心配される高齢者を介護している家族等から情報を事前登録していただき、釜石警察署と共有します。 ・徘徊事故発生時には、防災無線での捜索協力の呼びかけや、岩手県警が安全安心情報を提供する「ぴかぼメール」の活用のほか、関係機関との連携により、早期発見・早期保護につなげます。 ・認知症高齢者が安心して生活できるよう、徘徊事故発生時における重層的な見守り体制の構築に取り組みます。
<p>③認知症サポーターの養成及びサポーターの活動支援 【地域包括支援センター】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症地域支援推進員が中心となり、地域住民や関係機関などに認知症に関する知識や情報等を伝え、認知症の人を理解し見守るサポーターを養成します。 ・また、サポーター・ステップアップ講座を開催し、受講したサポーターがチームをつくり、認知症の人や家族のニーズに合わせて活動できる体制づくりを進めます。
<p>④認知症高齢者家族介護支援事業 【地域包括支援センター】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者を介護する家族の会「認知症の人とあゆむ会」の活動支援や、認知症高齢者を介護する家族等相互の情報交換、研修会の開催、相談、家族等の心身のケアなどを通して、介護家族や認知症高齢者を支援します。

■主な指標（H30～R1は実績値、R2は見込み値、R3～R5は目標値）

指標	H30	R1	R2	R3	R4	R5
認知症カフェの開設（か所）	1	2	2	2	3	4
認知症サポーターの延人数（人）	2,667	3,126	3,380	3,630	4,030	4,430
活動サポーター実人数（人）	—	—	—	10	20	30

(2) 高齢者の権利擁護及び虐待予防の推進

◆現状と課題◆

- 社会福祉士が中心となり地域包括支援センターの総合相談支援業務の中で、高齢者の虐待を含めた権利擁護について対応しています。
- 虐待防止については、釜石警察署をはじめとする関係機関と連携し、虐待対応や相談支援を行うとともに、住民向けに説明会を開催するなど、高齢者虐待に関する啓発に取り組んでいます。
- 令和1年に2市1町による「釜石・遠野地域成年後見センター」を設置し、成年後見制度の普及啓発や利用促進、市民後見人養成事業に取り組んでいるところですが、制度のわかりにくさや申立手続きの複雑さなどから、利用促進につながらないという課題があります。
- 認知症高齢者、及び単身世帯や身寄りのない高齢者の増加により、成年後見制度の必要性が増していますが、その受け皿である専門職後見人の人材が不足しており、法人後見の体制整備や市民後見人の育成に取り組んでいく必要があります。

◆今後の方針◆

- 引き続き、高齢者の虐待を含めた権利擁護が、地域包括支援センターの総合相談支援業務の中で、必要な高齢者に対して適切に図られるよう取り組むほか、周知啓発、多様な支援機関や専門職種とのさらなる連携強化に取り組みます。
- 釜石・遠野地域成年後見センターと連携を図りながら、成年後見制度が身近なものとなるよう市民後見人養成とその活用に向けた取り組みを推進します。

■主な事業

事業名・担当部署	事業内容
①高齢者権利擁護の推進 【地域包括支援センター】	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症や障がいなどで判断能力が不十分になっても、その人らしく地域で安心して生活ができるよう、高齢者の権利擁護に関する取り組みを推進します。 ・権利擁護に関する具体的な取り組みとして、関係機関と連携を図りながら、成年後見制度の利用促進、高齢者虐待の予防・早期発見・早期対応、特殊詐欺・悪質商法などの被害の未然防止や普及啓発などに努めます。
②成年後見制度利用支援 事業 【地域包括支援センター】	<ul style="list-style-type: none"> ・判断能力の低下により成年後見制度の利用が必要な状態にありながら、申し立てを行う親族等がない場合、老人福祉法の規定に基づいて市長が親族等に代わり申し立てを行うことができます。 ・申し立て費用や後見人等への報酬を支払うことが経済的に困難な人に対して助成を行うことができます。 ・関係機関と連携を図りながら、成年後見制度を必要とする人が制度を適切に活用し、制度の利用が促進されるよう取り組みます。
③釜石・遠野地域成年後見センターの運営 【地域ケア推進本部、高齢介護福祉課、地域包括支	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の利用促進・普及啓発等を図るため、本市、遠野市、大槌町の2市1町の連携により、令和元年7月1日、釜石・遠野地域成年後見センターを設置しました(釜石市社会福祉協議会に業務委託)。引き続き、制度の利用促進及び普及啓発に努めます。

事業名・担当部署	事業内容
援センター、地域福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見センターは、地域包括支援センターをはじめ、関係機関と連携を図りながら、成年後見制度に関する相談対応、利用支援、成年後見人等の担い手の育成などを行い、成年後見制度の利用を必要としている人が、適切に制度を利用できるような体制を構築します。 ・成年後見センターは、成年後見制度に関わる地域連携ネットワークの中核として、広報啓発機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能の4つの機能があります。
④高齢者の虐待防止 【高齢介護福祉課、地域包括支援センター】	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待に関する地域の相談窓口として警察や地域の福祉関係機関などと緊密に連携を図り、高齢者虐待の予防・早期発見・早期対応につなげます。 ・地域住民や民生委員等に対して高齢者虐待防止についての普及啓発活動を行い、高齢者が地域で安心して生活できるよう、緩やかな見守り体制の構築に取り組みます。 ・在宅や施設などで介護を受けている高齢者の虐待に関する通報・相談を受けた際には、速やかに警察や県などの関係機関と連携して適切な対応を行い、早期に虐待が解消できるように努めます。

■主な指標（H30～R1は実績値、R2は見込み値、R3～R5は目標値）

指標	H30	R1	R2	R3	R4	R5
成年後見制度市長申立(件)	0	2	2	2	2	2
地域住民を対象とした高齢者虐待防止に関する普及啓発活動に係る説明会参加者数(人)	72	163	100	100	100	100
成年後見センターの相談支援件数(延べ人数)	—	—	80	80	90	100
市民後見人の後見等受任(件)	—	—	1	1	2	2

釜石・遠野地域成年後見センターの仕事

釜石・遠野地域成年後見センターは、釜石市社会福祉協議会が釜石市・遠野市・大槌町から委託を受けて運営しています。センターでは、認知症や障がいなどで判断能力が不十分になり、自分一人では契約や財産の管理などが難しくなっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるように成年後見制度の活用をお手伝いします。



1 成年後見制度の利用支援

- 成年後見制度についての相談対応
- 制度利用(申立て)のお手伝いなど

2 市民後見人等の育成及び支援

- 市民後見人の育成及びフォローアップ研修等の実施など



3 成年後見人等への支援

- 成年後見人等への助言・相談支援

4 成年後見人制度の普及・啓発

- 出前講座の開催
- 市民セミナーや研修会の開催など



「成年後見制度」ってなに？

- 認知症や障がいなどがあることで、日常生活で困りごとや心配事が起きることがあります。そんな方たちが自分らしく安心して暮らせるよう、本人の気持ちを大切に、生活や財産を守る、契約を行うなど、法的に様々な支援を行う制度です。
- 成年後見制度には、すでに判断能力が低下している場合に利用する「法定後見制度」と判断能力があるうちに将来に備えて契約を結んでおく「任意後見制度」の2つの仕組みがあります。

【成年後見制度】

家庭裁判所によって成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）が選定されます。

【任意後見制度】

判断能力が不十分になったときに備え、誰にどのような援助をしてもらうか決めておきます。手続きは公証役場で公証人立ち会いのもと行います。



(3) 防災・防犯対策の推進

◆現状と課題◆

- 避難行動要支援者避難支援計画に基づき、対象者名簿の作成を行い、関係部署と共有ができていますが、各地区における個別計画の策定が進んでいない状況です。
- 台風や大雨による災害の危険がある場合、在宅介護支援センターや居宅介護支援事業所等福祉関係事業所へ早期に情報を提供し、関わりのある高齢者への対応等を依頼しています。
- 福祉避難所の設置運営に関する協定を社会福祉法人の6法人と締結しています。
- 釜石市防犯協会、釜石市消費生活センターと連携し、特殊詐欺被害防止に係る啓発活動に努めていますが、県内での特殊詐欺被害が確認されており引き続き、関係機関と連携した啓発活動を進めていく必要があります。
- 高齢者単身世帯が増加しており、今後さらに防災や防犯対策の重要性が増してきます。

◆今後の方針◆

- 災害時に要援護高齢者等が適切に避難できるよう、要援護高齢者等の名簿情報を関係機関と共有し、災害発生時において、地域の住民が協力して避難誘導や安否確認が行える支援体制づくりに努めます。
- 引き続き、在宅介護支援センターや居宅介護支援事業所等福祉関係事業所へ台風や大雨等の情報を早期に提供し、関わりのある高齢者への対応等を依頼し、防災に努めます。
- 災害に対する備えについて、介護事業所等と連携し、物資の備蓄・調達状況の確認を行い、訓練の実施等を行います。
- 流行する特殊詐欺等の手口を把握しつつ、釜石警察署をはじめとした関係機関と連携し、より効果的な啓発活動等に取り組み、被害の未然防止に努めます。

■主な事業

事業名・担当部署	事業内容
①防災対策の推進 【地域福祉課、高齢介護福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者避難支援計画に基づき、火災や地震・豪雨などの災害発生時、関係機関や地域住民とともに、支援を必要とする高齢者の避難誘導等の安全確保に取り組みます。 ・在宅介護支援センターや居宅介護支援事業所等福祉関係事業所へ台風や大雨等の情報を早期に提供し、支援が必要な高齢者の防災に努めます。 ・災害時に一般の避難所において避難所生活が困難な高齢者や障がいのある人など、何らかの特別な配慮を必要とする方については福祉避難所を活用し、安心・安全に配慮します。
②防犯対策の推進 【生活環境課、地域包括支援センター】	<ul style="list-style-type: none"> ・多様化している特殊詐欺や悪質商法等から高齢者を守るため、関係機関と連携して啓発活動に取り組み、被害の未然防止に努めます。
③介護事業所の避難確保計画の作成 【高齢介護福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> ・水害・土砂災害のリスクが高い区域に立地している施設等が、非常災害対策計画の策定や避難訓練の実施を徹底し、継続的な改善に取り組んでいくよう、施設等に対し指導・助言を行います。

事業名・担当部署	事業内容
④福祉避難所の設置 【高齢介護福祉課、地域福祉課】	・社会福祉法人等と締結した「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定」に基づき、災害発生時等に一般の避難所において避難生活が困難な高齢者や障がいのある人など、何らかの特別は配慮を必要とする方が避難する二次的避難施設の確保を図ります。

■主な指標（H30～R1は実績値、R2は見込み値、R3～R5は目標値）

指標	H30	R1	R2	R3	R4	R5
特殊詐欺や悪質商法の防止等普及啓発活動に係る説明会参加者数（人）	—	—	—	100	100	100

(4) 高齢者の住まい方の充実

◆現状と課題◆

- 介護が必要な高齢者や一人暮らし高齢者世帯がニーズに応じた住宅改修や養護老人ホーム、小規模多機能型居宅介護等の活用により、住まいの確保に関して充実できるように努めています。
- 相談支援業務の中で、高齢者の住まいの課題に対し支援を行うことができている一方で、高齢者個々に適した住まいを選択できる環境を用意することが難しくなっています。
- 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）入所待機者実態調査では、令和2年4月1日現在の入所申込者は135人で、うち在宅待機者が46人、うち早期入所が必要な方が26人となっています。早期入所が必要な方は、令和元年4月1日現在調査の33人から7人減少していますが、依然として特別養護老人ホームの入所待機者の解消が課題となっています。
- 仮設住宅においてサポートセンターが担ってきた安心した日常生活をサポートする総合相談や生活支援サービス等の一部を東部地区の復興住宅を中心に見守り・傾聴業務として継続実施しています。
- 介護支援専門員調査結果では、在宅生活の継続に必要な支援として「訪問介護」の他に、「見守り」や「配食」など高齢者の安否確認に関する取り組みもあげられています。また、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増えているため、もう少し柔軟な住み替えの仕組みをつくって欲しいといった意見がでています。

◆今後の方針◆

- 高齢者ができる限り住み慣れた地域で、自立した日常生活や社会活動を営むには、高齢者に配慮した住宅の整備や住まいの充実を図ることが重要です。そのため、安心して住み続けることができる高齢者の住まいづくりの支援や情報提供、見守り・傾聴、相談支援を行い、居住・生活環境の整備・充実を図ります。
- 特別養護老人ホームの入所待機者に対しては、個々の状況を把握しながら、ケアマネジャーや介護事業所などの関係者と連携して必要なサービスが提供できるよう取り組みます。

■主な事業

事業名・担当部署	事業内容
①介護保険施設サービスの充実 【高齢介護福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> ・つねに介護が必要で自宅では介護ができない高齢者や病状が安定しリハビリに重点をおいた介護が必要な高齢者、認知症と診断された高齢者に対応した住まい（施設）を供給します。 ・今後も増加が見込まれる認知症高齢者に対応するため、認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）の施設整備を見込みます。
②介護保険の生活環境を整えるサービスの充実 【高齢介護福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> ・住み慣れた生活環境で生活続けることができるよう、介護保険の生活環境を整えるサービス（福祉用具貸与、特定福祉用具購入、居宅介護住宅改修等）を提供します。

事業名・担当部署	事業内容
③相談体制・情報提供の充実 【高齢介護福祉課、地域包括支援センター】	・多様化する高齢者の住まい方について、きめ細かな相談対応や情報提供を行うために相談窓口の対応強化と関係機関との連携強化に取り組みます。
④住宅改修助成事業 【高齢介護福祉課】	・居宅介護支援又は介護予防支援を受けていない被保険者について、介護支援専門員等が、住宅の手すりの取付けや段差の解消など、住環境の改善を図るための「住宅改修理由書」を作成した場合は、その作成費用を助成します。
⑤養護老人ホーム等連携強化事業（老人保護措置） 【高齢介護福祉課】	・経済的または環境上の理由により居宅での生活が困難な高齢者を措置入所させる施設である養護老人ホーム等との連携を密にし、要援護者の住まいの確保の充実を図るとともに、短期入所制度の効果的運用により自立を支援します。
⑥在宅サービスの充実 【高齢介護福祉課】	・可能な限り在宅で生活を続けられることができるよう、介護保険制度外の在宅サービスの充実に努めます。
⑦独居高齢者等見守り・傾聴事業 【高齢介護福祉課、地域包括支援センター】	・復興公営住宅が集中し、様々な地区から転居した方々集まっている東部地区の一人暮らし高齢者等を中心に、総合相談や見守り訪問・アウトリーチ型の傾聴を定期的に行い、一人暮らし高齢者等の生活を支援します。
⑧有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る岩手県との情報連携の強化 【高齢介護福祉課】	・高齢者向け住まいの質の確保、適切な介護基盤整備のために岩手県との連携強化に努めます。

■主な指標（H30～R1は実績値、R2は見込み値、R3～R5は目標値）

指標	H30	R1	R2	R3	R4	R5
住宅改修助成事業件数（件）	9	23	20	21	22	23
養護老人ホームの入退所に関する相談（件）	26	29	20	23	26	29
見守り・傾聴訪問、相談件数（件）	-	1,598	2,000	2,000	3,000	3,500

(5) 在宅福祉サービスの充実

◆現状と課題◆

- 高齢者が在宅で生活できるように、老人福祉事業として「生活管理指導短期宿泊事業」「緊急通報体制等整備事業」「寝具洗濯乾燥消毒サービス事業」「福祉用具貸与事業」「訪問理美容サービス事業」「外出支援サービス事業」を行ってきました。
- 介護支援専門員調査では、充実させるべきサービス及び今後、需要の増加が見込まれるサービスとして「訪問介護」が最も多くなっています。市街地から遠くなると利用できるサービスに限られる。住み慣れた自宅で長く生活ができるよう見守りや声かけがきめ細かくできるようなサービスの充実を希望するといった意見がでています。
- ニーズ調査では、「高齢者の外出を支援する移動手段の確保」が35.2%と重点を置くべき高齢者施策の中で最も多くなっています。また、在宅介護実態調査では、「外出の付添い、送迎等」が23.5%と今後の在宅生活の継続に向けて介護者が不安に感じる介護の中で2番目に多くなっています。

◆今後の方針◆

- 介護保険サービス、介護保険給付以外のサービスについて、住民主体や多様な主体による団体や事業者等の参入を図り、適切なサービス供給量を確保するほか、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるように、市独自の施策として各種サービスを提供し、在宅生活を支援します。
- 在宅サービスの地域格差が生じないよう、相談窓口やアウトリーチ型の相談支援により、個々の状況に応じた支援に努めます。
- 高齢者の移動支援については、公共交通や他の移動支援策等の状況を勘案しながら、継続的に検討を進めます。

■主な事業

事業名・担当部署	事業内容
<p>①介護保険居宅サービスの充実 【高齢介護福祉課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住み慣れた地域を離れずに生活を続けることができるよう、介護保険の居宅サービス（訪問介護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、訪問看護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護等）を提供します。
<p>②老人福祉事業(介護保険制度外サービス) 【高齢介護福祉課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活管理指導短期宿泊事業 要介護認定を受けていない市内在住の高齢者が、体調不良等により居宅での生活が一時的に困難になった場合、もしくは生活習慣の指導や体調管理が必要となった場合に、養護老人ホームに入所して、心身の健康保持及び自立支援を図ります。 ・緊急通報体制等整備事業 高齢者のみの世帯や一人暮らしの重度身体障がい者に対し、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報装置を貸与します。

事業名・担当部署	事業内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・寝具洗濯乾燥消毒サービス事業 おおむね 65 歳以上の心身等の障がいにより常時臥床している寝たきり高齢者及び重度の身体障がい者に対し、使用する寝具の洗濯、乾燥及び消毒のサービスを提供することにより、寝たきり高齢者等の心身の健康保持及び介護者の身体的及び精神的な負担を軽減します。 ・福祉用具貸与事業 おおむね 65 歳以上の高齢者で要介護認定を受けていない人並びに釜石市身体障がい者福祉法施行細則及び釜石市重度身体障がい者日常生活用具給付事業において、福祉用具の給付等を受けることができない人に対し、特殊寝台及びその付属品、車椅子及びその付属品等の福祉用具を提供します。 ・訪問理美容サービス事業 加齢による心身の能力の衰え、心身の障がい及び傷病等の理由により理容所又は美容所を利用することが困難である在宅の高齢者等に対して、理容師又は美容師を派遣し、理容または美容のサービスを提供します。 ・外出支援サービス事業 一般の交通機関を利用することが困難な高齢者等を、自宅から福祉施設や病院等への外出を支援します。
<p>③配食サービス事業 【高齢介護福祉課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らしの高齢者と高齢者のみの世帯及びこれに準ずる人で、傷病等の理由で調理が困難な高齢者に対し、配達員が安否を確認しながら、昼食の弁当を配食するサービスを提供します。
<p>④保険者機能強化推進交付金事業 【高齢介護福祉課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保険者機能強化推進交付金を活用し、市町村特別給付、地域支援事業及び保健福祉事業等の充実に努めます。
<p>⑤高齢者の移動手手段の検討 【高齢介護福祉課、生活環境課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の移動支援については、公共交通や他の移動支援策等の状況を勘案しながら、継続的に検討を進めます。
<p>【再掲】 ⑥住民主体による活動の支援 【高齢介護福祉課、地域包括支援センター】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーターをはじめとした関係者が、地域と課題を共有し、住民主体による活動の創出・持続・発展を支援します。住民主体による介護予防・生活支援サービス（訪問型・通所型サービス B）補助事業を活用し、一定の基準を満たす要支援者等の日常生活を支える住民主体の活動を支援します。 ・高齢者を支える地域づくりを推進するため、地域住民が主体となって要支援者等の介護予防・生活支援サービス（サービス B 等）を行う方を対象にした「支えあいサービス養成講座」を開催します。
<p>【再掲】 ⑦多様な主体による多様なサービスの創出 【高齢介護福祉課、地域包括支援センター】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO 法人、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して、一定の基準を満たす要支援者等の日常生活を支える多様な主体による多様なサービスの創出に努めます。

■主な指標（H30～R1は実績値、R2は見込み値、R3～R5は目標値）

指標	H30	R1	R2	R3	R4	R5
生活管理指導短期宿泊事業利用者数（人）	7	19	12	15	18	21
緊急通報体制等整備事業登録者数（人）	77	86	84	85	87	89
寝具洗濯乾燥消毒サービス事業利用者数（人）	62	31	37	40	42	44
福祉用具貸与事業利用者数（人／延べ）	12	11	6	8	10	12
訪問理美容サービス事業利用者数（人／延べ）	13	5	6	7	8	9
外出支援サービス事業利用者数（人／延べ）	168	72	30	36	42	48
配食サービス事業利用者数（人／延べ）	579	488	478	480	485	490
【再掲】サービスB登録団体数（団体）	0	6	7	8	9	10

※外出支援サービス事業は、R2年度から制度の見直しを実施。

(6) 家族介護者への支援の推進

◆現状と課題◆

- これまで、家族介護教室や認知症高齢者家族介護支援事業を実施し、介護方法を学ぶ機会や介護家族の交流等を支援してきました。
- 令和元年度には家族会による「認知症カフェ」の活動が始まり、今後も継続して取り組めるように支援することが重要です。
- 在宅介護実態調査では、介護を理由に家族が離職・転職した人は7.5%、労働時間や休暇取得、在宅勤務などの働き方の調整を行っている人は58.6%となっており、介護による働き方の調整を必要とされている実態が見られます。
- 在宅介護実態調査では、今後の在宅生活の継続に向けて主な介護者が不安を感じる介護として、「認知症への対応」が31.4%で最も多く、「外出の付き添い、送迎等」が23.5%、「入浴・洗身」が14.5%と上位になっています。

◆今後の方針◆

- 介護サービスを利用していない場合だけでなく利用している場合でも、多くの家族介護者は身体的・心理的・経済的に何らかの負担感や不安感を持っています。そのため、介護知識や技術に関する教室や介護者同士の交流会の開催に加え、相談体制の拡充など、家族介護者に対する相談・支援体制の充実に努めます。

■主な事業

事業名・担当部署	事業内容
①家族介護支援事業 【地域包括支援センター、 高齢介護福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> ・家族介護教室 高齢者を介護している家族等が、介護方法や介護予防等について学ぶ教室を開催します。 ・認知症高齢者家族介護支援事業【再掲】 認知症高齢者を介護する家族の会「認知症の人とあゆむ会」の活動支援や、認知症高齢者を介護する家族等相互の情報交換、研修会の開催、相談、家族等の心身のケアなどを通して、介護家族や認知症高齢者を支援します。 ・家族介護用品支給事業 要介護4または5の在宅要介護者を介護している低所得者の介護者に介護用品を支給し、介護者の経済的負担の軽減と要介護者の在宅生活の向上を図ります。
②家族介護交流支援事業 【高齢介護福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等を介護する家族を対象に、介護者同士の相互交流や情報交換などを通じ、心身のリフレッシュを図ることを目的とした事業を実施します。
【再掲】 ③総合相談事業 【地域包括支援センター】	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者本人、ご家族や関係者等の相談窓口として多種多様な相談に対応します。 ・相談により、どのような支援が必要であるかを把握し、関係機関や必要とする支援につなげます。

II 各論 第1章 施策の展開

事業名・担当部署	事業内容
④介護保険制度等に関する情報提供の充実 【高齢介護福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページや広報、パンフレットの作成等により介護保険制度の周知を図ります。 ・地域包括支援センターや生活応援センター、在宅介護支援センターの相談窓口や各種講座・教室等の場を活用して情報提供を行います。

■主な指標（H30～R1は実績値、R2は見込み値、R3～R5は目標値）

指標	H30	R1	R2	R3	R4	R5
家族介護教室の参加者数 (人)	249	260	100	260	280	280

3. 健康で生きがいのある生活の充実

(1) 健康づくりの推進

◆現状と課題◆

- これまで、健康づくりの必要性に関する普及啓発を行うとともに、自主的に健康づくり活動に取り組めるように健康チャレンジポイントの実施など環境づくりを進めてきましたが、これからは、新型コロナウイルス感染予防のための生活様式の変化や新しい価値観など、これまでとは違う環境の中でも状況の変化に応じた健康づくりに取り組む必要があります。
- 生活習慣病予防として各種健診（検診）の実施や未受診者への勧奨ハガキの発送など、個人に向けたアプローチを行っています。一方、脳血管疾患年齢調整死亡率は、岩手県の中でも本市は高い状態が続いており、引き続き生活習慣の改善や自分自身の健康状態を見つめる機会を持つことが必要となっています。
- 本市の中でも自殺率が高い高齢者への対策として、ゲートキーパー養成講座を開催し、高齢者の活動の中で、お互いに心の変化に気が付くことができるように取り組んでいます。

◆今後の方針◆

- 引き続き、高齢期において健康であり続けるために、若年層からの健康への関心を高め、生活習慣病予防対策やこころの健康づくりを推進します。
- 身体的な健康寿命を延ばしてだけでなく、地域や年齢を越えて、誰もが自分らしく、社会活動や個々の行動の中で健康への関心を高め、脳卒中死亡率ワースト1からの脱却、がんや心疾患の死亡率の低下を目指した取り組みを推進します。
- 新型コロナウイルスの感染状況により、地域での集まりや介護予防の活動の開催が難しい状況が続くことが予測されます。これまでのつながりを保ちながら、感染防止に留意することや、少人数での開催、個人の予防策を普及し、高齢者の居場所の確保、安心して活動ができる環境づくりを行います。

■主な事業

事業名・担当部署	事業内容
①健康づくりの意識啓発 【健康推進課】	・健康チャレンジポイント事業を実施し、各種検診の受診や健康イベントへの参加など、住民の主体的な健康づくりを促進します。
②生活習慣病予防対策 【健康推進課、市民課】	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防（一次予防）を重視し、一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことができるよう適切な情報提供、普及啓発等を実施します。 ・生活習慣病予防を目的とした各種がん検診、特定健康診査、特定保健指導を実施するとともに、受診率の向上に努めます。 ・がんの早期発見、早期治療を目的にがん検診精密検査受診率向上に努めます。
③自殺対策・こころの健康 【健康推進課、高齢介護福祉課、地域包括支援センター】	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の社会参加を通じて、孤立等のリスクを減らし、信頼できる人間関係づくりや自己実現に通じる取り組みを関係課と連携して進めます。 ・相談窓口の周知を図るとともに、関係機関と連携し、必要な人が必要な時に相談できる体制を整えます。 ・悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなげるゲートキーパーの養成を継続し、誰もがゲートキーパーの意識を持ち、つながり、支えあっていくことができるよう取り組みを進めます。

■主な指標（H30～R1は実績値、R2は見込み値、R3～R5は目標値）

指標	H30	R1	R2	R3	R4	R5
特定健診受診率（％）	38.7	37.1	—	46.0	48.0	50.0
ゲートキーパー養成者数（人）	143	78	50	50	50	50

※特定健診受診率のR2年度は、令和2年12月現在未実施（R3,1,2月実施予定）

(2) 介護予防の推進

◆現状と課題◆

- 平成29年度から実施している「いきいき100歳体操」は、令和3年1月末現在で43団体が実施しています。今後も各地区で取り組みが行われるように普及啓発や支援を継続していくことが大切です。
- フレイルを予防するため、「認知症予防」「運動機能向上」「口腔機能向上」「低栄養予防」等の介護予防に資する健康教室・相談会を開催しています。
- ニーズ調査結果では、介護予防の取り組み意向として、「筋力低下予防」「認知症予防」のニーズが多くなっています。
- 住民などを主体とした介護予防や生活支援サービスについては、訪問型サービス、通所型サービスともに登録団体が生まれてきています。今後も需要の高まりが予測されることから、元気な高齢者をはじめ住民が担い手として参加する住民主体の活動やNPO、社会福祉法人などの多様な主体による多様なサービスを創出し、高齢者を支える地域づくりを推進する必要があります。
- ニーズ調査結果からは、年齢が上がるとともに、気分が沈むことやゆううつな気持ちになること、関心の低下がみられます。閉じこもり予防に関する取り組みの実施や参加しやすい環境づくりが大切となっています。
- 高齢者の自立した生活を実現し、健康寿命の延伸を図るためには、生活習慣病等の重症化を予防する取り組みと、生活機能の低下を防止する取り組みの双方を一体的に実施する必要があります。

◆今後の方針◆

- 「いきいき100歳体操」については、地域づくりを図りながら、今後も普及啓発や支援を継続してきます。
- 高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を図るため、「保健事業と介護予防の一体的取り組み」を実施していきます。
- 地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支えあいの体制づくりを推進します。
- 引き続き、住民など多様な主体が地域におけるサービスを担うことができるように研修等を通じて、担い手の育成やサービスの質の向上に取り組み、利用者の自立促進・重度化防止に努めます。

■主な事業

事業名・担当部署	事業内容
①一般介護予防事業 【地域包括支援センター、健康推進課、まちづくり課】	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が住み慣れた地域で自立した生活ができるように、生活応援センターや関係機関と連携して、健康づくりや介護予防の必要性を地域に周知するとともに、住民主体による介護予防（いきいき100歳体操等）の取り組みを支援するなど、普及啓発を図ります。 ・加齢とともに進む心身の虚弱（フレイル）を予防するため、関係機関と連携し、住民ニーズの高い「認知症予防」「口腔機能向上」「低栄養予防」等の介護予防に資する健康教室・相談会を開催し、高齢期の健康づくりを進めます。
②介護予防ケアマネジメント事業 【地域包括支援センター】	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が要介護状態になることをできる限り予防し、自立した日常生活を送ることができよう支援します。 ・高齢者の状況に応じて、介護予防のための事業又はサービス等が包括的、かつ効果・効率的に提供されるよう介護予防マネジメントを実施し、生活の質の向上を図ります。
③閉じこもり等予防事業 【地域包括支援センター】	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の閉じこもりの防止、及び要支援・要介護状態になることの予防を図るために、各地域の集会所等で介護予防の知識の講義、ニュースポーツ、軽運動などの「ふれあい教室」を開催します。
④スポーツ教室による高齢者等健康支援事業 【地域包括支援センター、スポーツ推進課】	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等が「健康で生きがいを持ち」生活出来るよう、市民体育館を拠点として、ニュースポーツや軽体操等の健康教室を開催するとともに、地域住民のコミュニティ形成につなげます。
⑤保健事業と介護予防の一体的取り組み 【地域包括支援センター、市民課、健康推進課】	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を図るため、国保データバンクシステム（KDB）を活用し、フレイルに結び付く可能性のある（または既にフレイル）高齢者などを抽出し、保健事業と介護保険の地域支援事業を一体的に実施します。
⑥地域介護予防活動支援事業 【地域包括支援センター】	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防等に資する活動を実施する地域住民グループに対し、グループの育成及び活動を支援します。
⑦介護予防の普及啓発 【高齢介護福祉課、地域包括支援センター】	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度説明会と併せて介護予防やロコモ予防、認知症予防、運動、社会参加、栄養改善、閉じこもり予防等の効果的な啓発を行います。

※ロコモ：ロコモティブシンドローム（運動器症候群）のことで、身体の運動器を長く使い続けるために(社)日本整形外科学会が提唱している新しい概念。

■主な指標（H30～R1は実績値、R2は見込み値、R3～R5は目標値）

指標	H30	R1	R2	R3	R4	R5
住民主体による通いの場「いきいき100歳体操」取り組み団体数（団体）	27	39	43	48	53	58
閉じこもり等予防事業参加者（人／延べ）	1,896	1,807	1,000	1,500	1,800	1,800

フレイルを予防し元気に過ごしましょう

新型コロナウイルス感染症予防のために、外出を控えて、運動や人とふれあう機会が減少してしまった方も多いのではないのでしょうか。

今の状態が長く続いてしまうことで、こころやからだの健康への影響が心配されます。外出自粛の中でも、ご自宅ですることによってみんなで取り組み、元気に過ごしましょう。



ウイルスへの感染を予防しましょう！

- ・感染が流行している地域への移動、感染が流行している地域からの移動は控えましょう。
- ・外出時は、咳エチケットや手洗いの徹底に努めましょう。
- ・「密閉」、「密集」、「密接」の“3つの密”を避けましょう。

※3つの密とは、

「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声をする密接場所」



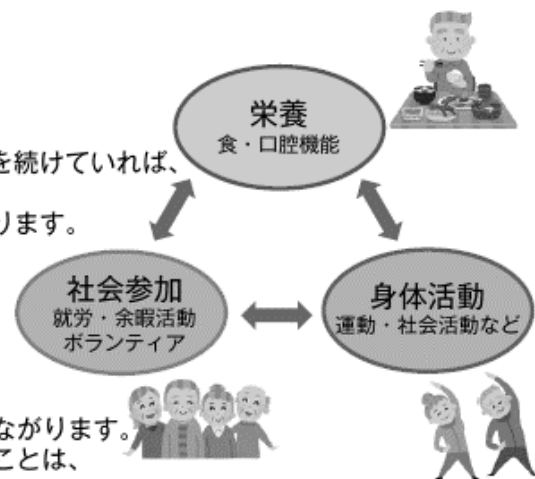
フレイルを予防しましょう！

○フレイルとは？

こころやからだの活力が低下し、このままの生活を続けていけば、介護が必要になる可能性が高い状態のことです。いわば「健康」と「介護が必要な状態」の間になります。

○フレイルを予防するために・・・

フレイルの予防には、3つの柱があります。「栄養」「運動」「社会参加」です。十分な栄養摂取と適度な運動で体力づくり、積極的な社会参加がフレイルを予防することにつながります。地域で集まり、体操やおしゃべりを楽しんでいたことは、自然とフレイル予防につながっていました。集まる事が難しい時は、自宅で行う運動等を取り入れ、フレイル予防に努めましょう。



※各地区生活応援センターで「フレイル予防リーフレット」を配布しています



できる運動はつづけましょう！

- ①人ごみを避けて散歩しましょう。
- ②家事や軽作業などで身体を動かしましょう。(畑仕事、庭掃除、片づけ)
- ③普段している体操を自宅につづけましょう。(テレビ体操、ストレッチ体操)



(3) 高齢者の社会参加推進と地域活動の支援

◆現状と課題◆

- 敬老事業や老人クラブ活動に参加することにより、閉じこもり予防や生きがいの創出が図られていますが、課題として参加者の減少や新型コロナウイルスの感染防止などによる活動縮小があり、事業や活動の周知や安全に配慮した社会活動を行えるように支援することが重要です。
- 令和元年度には、ラグビーワールドカップ2019 釜石開催年として、釜石開催での対戦国の言語（英語、スペイン語、フランス語）やラグビーに関する講座を開催し、時季に合わせた学習機会を提供できています。また、世代間交流を図る取り組みや、文化や健康に関する事業等を行い、地域コミュニティ形成の推進や、地域住民の教養や福祉の向上を図っています。
- 各種講座の受講者からは、満足度が高い感想や、継続を希望する声が寄せられていますが、受講者の固定化が見られることや、学習による成果を還元する機会がなく、成果を十分に生かできていない状況が見られます。

◆今後の方針◆

- 引き続き、関係団体と連携しながら各種講座を開催し、多様な学習機会の充実を図るとともに、新たな受講者を増やせるように周知方法や講座内容を検討します。
- 知識や学習による成果を還元することができるよう、機会の提供を検討し、また、地域リーダーの育成を目指した内容の講座開催に努めます。
- ボランティア養成講座等を開催して支える側の高齢者の活動を促進します。

■主な事業

事業名・担当部署	事業内容
①敬老事業 【高齢介護福祉課】	・多年にわたり郷土の発展に尽くした高齢者に対し、敬老の意を表し長寿を祝うため、敬老会を開催するとともに、敬老祝金等を支給します。
②老人クラブ活動への支援（老人クラブ補助事業） 【高齢介護福祉課】	・仲間づくりや趣味活動、スポーツ活動等を通じた健康と生きがいづくりの取り組みを支援します。 ・友愛活動や奉仕活動など高齢者の社会参加・生きがい対策の推進組織である老人クラブの活動を支援します。
③学習機会の充実と成果の還元 【まちづくり課】	・保健、医療、福祉などの日常生活にかかわる内容や文化、教養に関する内容など、高齢者が主体的に学べるよう適切な学習機会を提供します。また、その知識や学習による成果を地域やさまざまな活動に還元する取り組みを推進します。
④老人福祉センター運営事業 【高齢介護福祉課】	・高齢者が健康で明るい生活を送ることができるように、生活や健康などの各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの活動支援を行います。
【再掲】 ⑤住民主体による活動の支援 【高齢介護福祉課、地域包括支援センター】	・生活支援コーディネーターをはじめとした関係者が、地域と課題を共有し、住民主体による活動の創出・持続・発展を支援します。住民主体による介護予防・生活支援サービス（訪問型・通所型サービスB）補助事業を活用し、一定の基準を満たす要支援者等の日常生活を支える住民主体の活動を支援します。

事業名・担当部署	事業内容
【再掲】 ⑥地域介護予防活動支援事業 【地域包括支援センター】	・介護予防等に資する活動を実施する地域住民グループに対し、グループの育成及び活動を支援します。
【再掲】 ⑦支えあいサービス養成講座 【高齢介護福祉課】	・高齢者を支える地域づくりを推進するため、地域住民が主体となって要支援者等の介護予防・生活支援サービス（サービスB等）を行う方を対象にした「支えあいサービス養成講座」を開催します。

■主な指標（H30～R1は実績値、R2は見込み値、R3～R5は目標値）

指標	H30	R1	R2	R3	R4	R5
老人クラブ数（団体）	35	33	32	35	35	35
老人福祉センター利用者数（人／延べ）	3,941	3,808	2,184	3,808	3,808	3,808
市民一人当たり生涯学習関連講座への参加回数（回／年）	0.7	0.6	0.5	0.7	0.7	0.7
市民一人当たり公民館利用回数（回／年）	2.6	2.3	1.9	2.3	2.3	2.3
【再掲】 支えあいサービス養成講座修了延べ登録者数（人）	61	69	75	75	80	80

(4) 高齢者の就労支援の充実

◆現状と課題◆

- 高齢者が培ってきた知識・経験・技能などを活かし、就労を通じて社会貢献できるよう、高齢者の雇用促進など、事業者への普及啓発を進めるとともに、高齢者に短期的または軽易な仕事を提供するシルバー人材センターの運営を支援しています。
- ニーズ調査結果では、重点を置くべき高齢者施策の中で、「雇用・就業機会の確保」が65～69歳の層において他の年齢層よりも多くなっています。
- 総合相談の中で就労に関する相談も増えています。

◆今後の方針◆

- シルバー人材センター事業を通じて、高齢者の就業を支援する一方、ボランティア等の社会活動、地域活動などへの参加を促進し、地域社会で活躍できる機会を提供します。
- また、就労的活動支援として、仕事の提供ができる事業者等と就労を希望する高齢者等のマッチングを行い、就労機会の拡大に努めます。

■主な事業

事業名・担当部署	事業内容
①釜石市シルバー人材センター運営費補助事業【高齢介護福祉課】	・日常生活に合わせた臨時的、短期的な就業機会を高齢者に提供するシルバー人材センターへの支援を行います。
②就労的活動支援体制の構築【高齢介護福祉課】	・就労的活動ができる場所と就労的活動を提供したい方とをマッチングし、役割がある形で高齢者等の社会参加・就労の促進を図るための検討を進めます。 ・地域包括支援センターの総合相談支援の中で、就労支援機関へのつなぎを行います。 ・釜石市社会福祉協議会に運営委託している「くらし・しごと相談所」との連携や、就労に係る活動団体との連携を推進します。

■主な指標（H30～R1は実績値、R2は見込み値、R3～R5は目標値）

指標	H30	R1	R2	R3	R4	R5
シルバー人材センター登録者（人）	338	330	330	335	335	335
就労的活動相談件数（件）	—	—	—	10	20	30

4. 介護保険事業の円滑な運営と専門性の向上

(1) 介護保険制度の適正運用

◆現状と課題◆

- 介護給付費等の適正化を図ることにより介護保険制度への信頼を高め、介護保険運営の持続可能性を確保できるように努めています。
- 要介護認定事業では、申請相談時から地域包括支援センターと連携し、介護予防・日常生活支援総合事業希望者への対応を行うなど高齢者のニーズや状態にあったサービスを提供できるように取り組んでいます。

◆今後の方針◆

- 引き続き、限られた資源を効率的・効果的に活用するためにも、介護給付の適正化事業に取り組み、介護保険制度の持続可能性の確保に努めます。

■主な事業

事業名・担当部署	事業内容
①要介護認定事業 【高齢介護福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定または要支援認定に該当するか否か、また、その程度はどのくらいかを判定します。 ① 要介護認定申請受付 ② 要介護認定調査 ③ 介護サービス計画作成に関する事務 ④ 受給者台帳整備 ⑤ 要介護認定システム管理
②介護認定審査会事業 【高齢介護福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護または要支援の認定申請があった被保険者の要介護度を審査・判定する介護認定審査会の運営を大槌町と共同で実施します。
③介護給付費等適正化事業 【高齢介護福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> ・介護給付の適正化を図り、利用者に対する適切な介護サービスを確保することにより、介護保険の信頼性を高めます。 ① 要介護認定の適正化 ② ケアプラン点検 ③ 住宅改修等の点検 ④ 縦覧点検、医療費との突合 ⑤ 介護給付費通知
④事業所への適切な指導・監査の実施 【高齢介護福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス事業所の適正な運営とサービスの質を確保し、より良いケアを実現するために、効果的な指導を実施します。 ・不適切事例の情報を得た際は、関係機関との情報交換及び連携により、迅速に適正化への措置を講じます。 ・改善が必要な事案に対し、公正かつ適切な措置をとることを目的に監査を実施します。
⑤基本チェックリストの実施 【高齢介護福祉課、地域包括支援センター】	<ul style="list-style-type: none"> ・必ずしも要介護認定を受けなくても必要なサービス（介護予防・生活支援サービス事業、訪問型サービス、通所型サービス等）が利用できるよう、日常生活に必要な機能が低下していないかを確認する基本チェックリストを実施してサービス利用につなげます。

■主な指標（H30～R1は実績値、R2は見込み値、R3～R5は目標値）

指標	H30	R1	R2	R3	R4	R5
介護認定審査会開催件数 （回）	97	95	91	91	91	91
介護サービス事業所実地 指導件数（件）	6	7	8	8	8	8
基本チェックリスト実施 による介護予防・生活支援 サービス事業対象者数 （人）	—	—	20	40	60	80

(2) 介護保険制度等に関する情報提供の充実

◆現状と課題◆

- 高齢者等にわかりやすい介護保険制度の各種パンフレットを作成し、相談窓口等で情報提供を行っています。また、市のホームページにおいても介護予防・日常生活支援総合事業の概要や介護保険に係る各種申請書類のダウンロードサービスの提供を行っており、市役所等に来所しなくても申請書類を作成できるようにしています。
- 65歳を迎え、介護保険の第1号被保険者になった人向けに介護保険制度及び介護予防についての説明会を開催していますが、参加人数が少ない状況です。
- 介護支援専門員調査では、市のホームページを更に充実し、情報の発信に力を入れて欲しいといった意見が出ています。

◆今後の方針◆

- 高齢者が自立に資するサービスを適切に利用するためには、各種サービスの内容を理解することが重要であることから、介護保険をはじめとする各種サービス等についての周知を図るとともに、高齢者やその家族が安心してサービスを利用できるように、引き続き、身近な地域での相談支援体制の充実や窓口の周知に努めます。

■主な事業

事業名・担当部署	事業内容
【再掲】 ①介護保険制度等に関する情報提供の充実 【高齢介護福祉課】	・市ホームページや広報、パンフレットの作成等により介護保険制度の趣旨の普及を図ります。 ・地域包括支援センターや生活応援センター、在宅介護支援センターの相談窓口や各種講座・教室等の場を活用して情報提供を行います。
②介護保険制度説明会 【高齢介護福祉課】	・65歳を迎え、介護保険の第1号被保険者になった人向けに介護保険の説明会を開催します。

■主な指標（H30～R1は実績値、R2は見込み値、R3～R5は目標値）

指標	H30	R1	R2	R3	R4	R5
介護保険制度説明会参加者数（人）	15	22	12	18	20	25

※令和2年度の介護保険制度説明会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点により9月から開催

(3) 介護人材育成と介護保険事業者への支援

◆現状と課題◆

- 福祉人材確保型奨学金返還補助金や福祉人材確保型定住奨励金、医療・福祉等従事者奨学資金貸付を通して医療・福祉人材の確保に努めています。
- 介護サービス事業参入意向等調査では、職員・スタッフの充足状況について令和2年度調査と平成29年度調査を比較すると、「十分確保されている」が増加している一方、「支障があり受け入れを制限している」も増加しており、事業所により状況が異なっていることも見受けられます。
- 介護に携わる人材の確保だけでなく、すでに就労している人材の定着や離職防止に向けた取り組みが重要です。

◆今後の方針◆

- 増大する介護ニーズに対応し、質の高いサービスを安定的に提供するため、引き続き、奨励金等の給付事業を行うとともに、経済的な支援だけでなく事業所や関係機関と連携を図りながら、事業所等のニーズを確認し総合的な人材確保に関する取り組みを行います。
- 人材の定着や離職防止に向けた取り組みの検討など、必要な支援について精査を行います。

■主な事業

事業名・担当部署	事業内容
①介護人材確保等事業 【高齢介護福祉課】	・介護サービス事業所や関係機関と連携を図りながら、持続可能で有効な介護人材の確保に努めます。 ・多様な人材の参入、就職後の定着促進及び職場環境の改善やキャリアアップなど介護人材確保に寄与する取り組みを推進します。
②福祉人材確保型奨学金返還補助金 【地域福祉課】	・介護福祉士の資格を取得するために、奨学金の貸与を受け修学した人が、市内において介護福祉業務に就労した場合、奨学金の返還金額の一部を補助します。
③福祉（医療）人材確保型定住奨励金 【地域福祉課】	・市外から転入及び民間の賃貸住宅に居住し、市が指定する医療・福祉関係の事業所等で働く人を対象に定住奨励金を支給します。
④医療・福祉等従事者奨学資金貸付 【健康推進課、子ども課、高齢介護福祉課】	・医療・福祉等人材の養成及び確保を図ることを目的に、学校等に在学し、医療・福祉等の資格の取得を目指す学生を支援するために無利子での修学資金の貸付けを行います。
【再掲】 ⑤包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 【地域包括支援センター】	・ケアマネジャー等に対する日常的個別指導や相談、支援困難事例への指導・助言、地域でのケアマネジャーのネットワーク構築等を行います。 ・関係機関とのネットワーク構築及びケアマネジャーの実践力向上を支援するための各種研修会を開催します。
⑥自立支援型ケアマネジメント研修事業 【地域包括支援センター】	・ケアマネジャー等を対象とした自立支援型ケアマネジメントスキルを修得するための研修会を実施します。
【再掲】 ⑦就労的活動支援体制の	・就労的活動ができる場所と就労的活動を提供したい方とをマッチングし、役割がある形で高齢者等の社会参加・就労の促進を図

事業名・担当部署	事業内容
構築 【高齢介護福祉課】	<p>るための検討を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの総合相談支援の中で、就労支援機関へのつなぎを行います。 ・釜石市社会福祉協議会に運営委託している「くらし・しごと相談所」との連携や、就労に係る活動団体との連携を推進します。
⑦介護ロボット・ICTの導入支援 【高齢介護福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> ・介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化を目的とした介護ロボット・ICTの導入や普及に向けて国や岩手県と連携を図りながら情報提供に努めます。

■主な指標（H30～R1は実績値、R2は見込み値、R3～R5は目標値）

指標	H30	R1	R2	R3	R4	R5
介護サービス事業所の職員・スタッフの充足状況「十分確保されている」と回答した割合	—	—	45%	—	—	50%以上
福祉人材確保型奨学金返還補助金利用者数（人）	28	33	17	17	17	17
福祉（医療）人材確保型定住奨励金利用者数（人）	—	1	2	5	5	5
医療・福祉等従事者奨学資金貸付利用者数（人）	—	4	4	9	9	9
自立支援型ケアマネジメント研修開催数（回）	—	—	—	8	8	8
【再掲】 就労的活動相談件数（件）	—	—	—	10	20	30

第2章 介護サービスの見込み量と介護保険料の算出

1. 目標年次までの将来推計

(1) 人口推計

計画最終年の令和5年における本市の総人口は、初めて3万人を切り 29,973 人になると予測されています。

年齢階層別に見ると、各階層で減少しており令和5年の生産年齢人口は 15,141 人(50.5%)、高齢者人口は 12,247 人(40.9%)となっています。

一方、高齢者人口の内訳を見ると、75歳以上の後期高齢者数は横ばいとなっており、高齢者人口に占める割合は年々増加しています。

■人口推計値

	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年
総人口	31,570	30,764	29,973	28,400
年少人口(0~14歳)	2,859	2,728	2,585	2,335
総人口に占める割合	9.1%	8.9%	8.6%	8.2%
生産年齢人口(15~64歳)	16,027	15,582	15,141	14,248
総人口に占める割合	50.8%	50.7%	50.5%	50.2%
高齢者人口(65歳以上)	12,684	12,454	12,247	11,817
総人口に占める割合	40.2%	40.5%	40.9%	41.6%
前期高齢者	5,655	5,430	5,171	4,650
高齢者人口に占める割合	44.6%	43.6%	42.2%	39.4%
後期高齢者	7,029	7,024	7,076	7,167
高齢者人口に占める割合	55.4%	56.4%	57.8%	60.6%

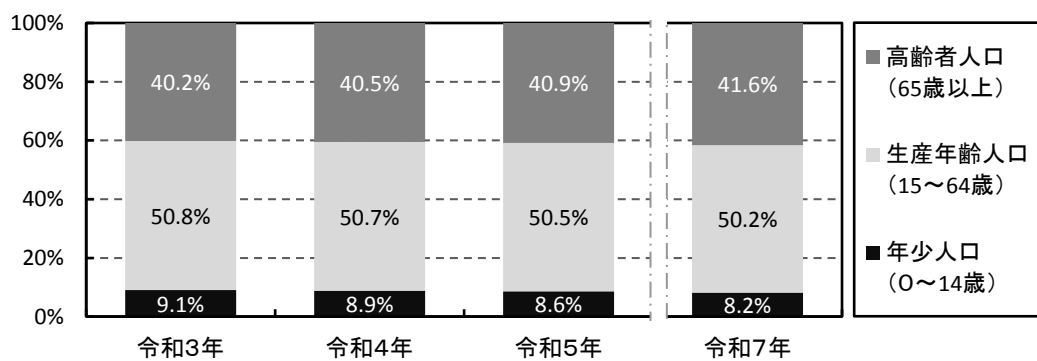
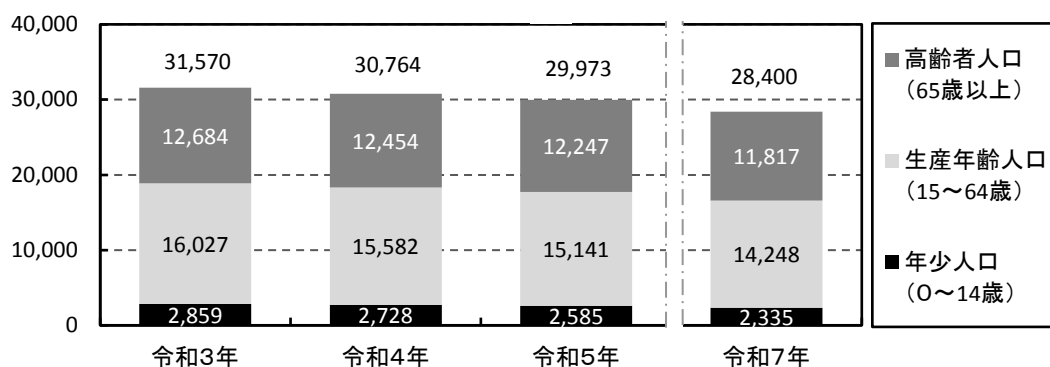
※平成30年と令和元年、令和元年と令和2年の実績をもとにコーホート変化率法により推計しています。

※コーホート変化率法：コーホートとは、同年（または同期間）に出生した集団のことを言い、コーホート変化率法とは、その集団ごとの過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

※本計画の上位計画である「第六次釜石市総合計画」では、釜石市人口ビジョンによる人口推計と将来展望を示していますが、本計画では、介護保険料の算定にあたり独自推計を行っています。

◆(参考)釜石市人口ビジョンによる目標値

	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
人口ビジョン目標値	36,628人	34,518人	32,388人	30,481人	28,702人	27,094人



2. 被保険者数と要介護認定者数の推計

(1) 被保険者（第1号、第2号）の推計

被保険者数は減少を続け、計画最終年の令和5年には21,635人になると見込まれます。被保険者に占める割合は、第1号被保険者は56%台、第2号被保険者数は43%台で推移する見込みとなっています。

■第1号・第2号被保険者数の推計

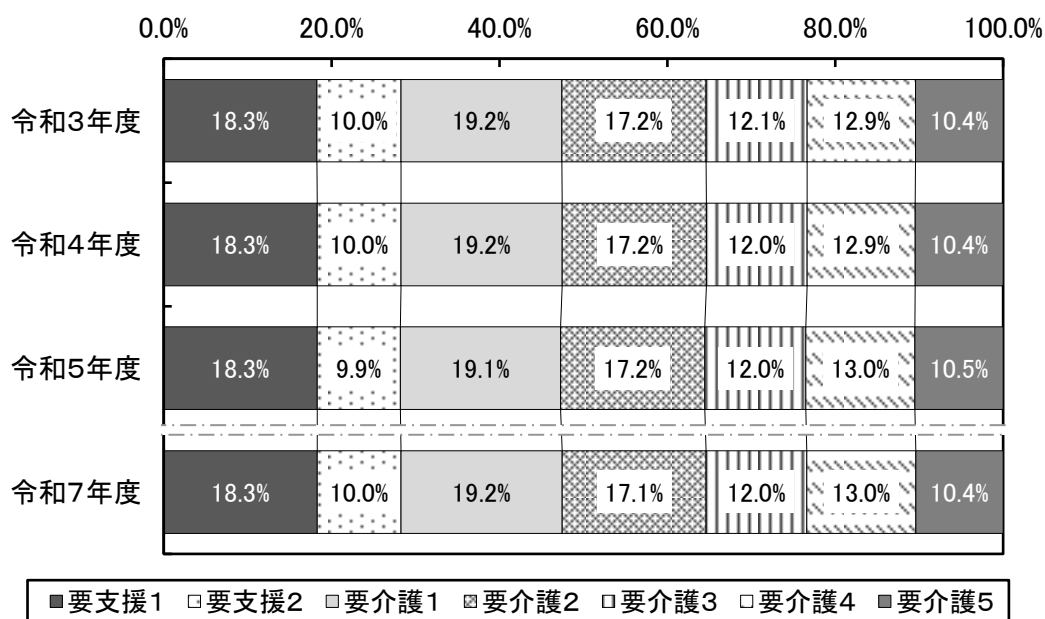
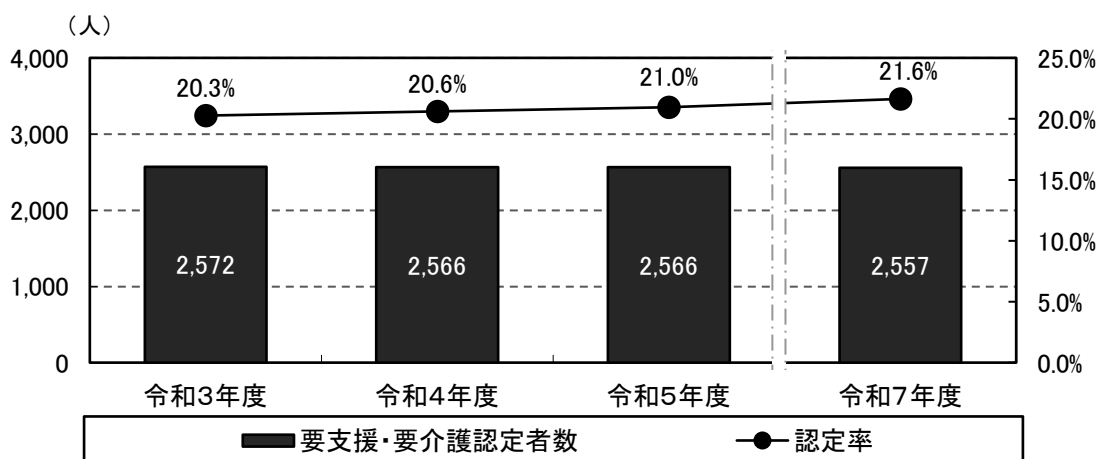
	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年
被保険者数	22,542	22,096	21,635	20,674
第1号被保険者	12,684	12,454	12,247	11,817
被保険者数に占める割合	56.3%	56.4%	56.6%	57.2%
65歳～74歳	5,655	5,430	5,171	4,650
被保険者数に占める割合	44.6%	43.6%	42.2%	39.4%
75歳以上	7,029	7,024	7,076	7,167
被保険者数に占める割合	55.4%	56.4%	57.8%	60.6%
第2号被保険者	9,858	9,642	9,388	8,857
被保険者数に占める割合	43.7%	43.6%	43.4%	42.8%

(2) 要支援・要介護認定者数の推計

本市の人口推計結果及び要支援・要介護認定者の認定率の実績などを踏まえ、令和3年度以降の要支援・要介護認定者数を推計した結果、令和3年度は2,572人、令和4年度は2,566人、令和5年度は2,566人とほぼ横ばいで推移する込みですが、高齢者の減少幅の方が大きいため令和7年度の認定率は増加する見込みです。

■要支援・要介護認定者数の推計

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
第1号被保険者数 A	12,684	12,454	12,247	11,817
要支援・要介護認定者数 B	2,572	2,566	2,566	2,557
第2号被保険者数	49	49	47	44
第1号被保険者数	2,523	2,517	2,519	2,513
認定率 B/A	20.3%	20.6%	21.0%	21.6%



3. 各サービス量の見込み

(1) 基本的事項

- 第8期計画期間となる令和3年度から令和5年度までの要介護認定者数に応じたサービス別需要量を見込みます。
- サービス別需要量の算定にあたっては、これまでの利用実績を基に、今後のサービス提供事業者による基盤整備の動向や利用者数の伸び等を考慮して算出しています。

●施設・居住系サービスの整備状況（令和3年1月末現在）

区分	施設数	定員数
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	3	206
介護老人保健施設	2	192
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2	49
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	9	108

●小規模多機能型居宅介護の整備状況（令和3年1月末現在）

区分	施設数	定員数 登録／宿泊
小規模多機能型居宅介護 ※うち1施設(登録25人／宿泊9人)休止中	4	108／29

●短期入所生活介護の整備状況（令和3年1月末現在）

区分	施設数	定員数
短期入所生活介護（ショートステイ）	4	64

●有料老人ホームの整備状況（令和3年1月末現在）

区分	施設数	定員数
有料老人ホーム（住宅型）	3	55

(2) 基盤整備に関する考え方

- 認知症高齢者の増加が予測されることから、本計画において、認知症対応型共同生活介護2施設の整備を見込みます。

●地域密着型サービスの基盤整備計画（新設分）

※設置数（ ）内は定員

施設	圏域	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症対応型共同生活介護	未整備の圏域を優先します。	1（9）	1（9）	—

(3) 介護保険サービス量の見込み

1) 居宅サービス

①訪問介護・介護予防訪問介護

ホームヘルパーが介護を要する高齢者等の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や調理、清掃等の生活支援を行うサービスです。

	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	合計	介護	予防	合計	介護	予防	合計	介護	予防
必要量(回/年)	101,176	101,176		99,848	99,848		99,848	99,848	
利用者数見込み(人/年)	4,140	4,140		4,092	4,092		4,092	4,092	

②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

訪問入浴車により利用者宅を訪問し、入浴の介助をするサービスです。

このサービスは、基本的には重度認定者を中心に提供されるサービスです。

	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	合計	介護	予防	合計	介護	予防	合計	介護	予防
必要量(回/年)	2,587	2,587	0	2,587	2,587	0	2,587	2,587	0
利用者数見込み(人/年)	636	636	0	636	636	0	636	636	0

③訪問看護・介護予防訪問看護

訪問看護ステーション等から看護師などが家庭を訪問し、医師の管理下において療養上の世話や診療の補助をするサービスです。

	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	合計	介護	予防	合計	介護	予防	合計	介護	予防
必要量(回/年)	11,113	8,207	2,906	11,013	8,207	2,806	11,013	8,207	2,806
利用者数見込み(人/年)	1,644	1,260	384	1,632	1,260	372	1,632	1,260	372

④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士が家庭を訪問し、心身機能の維持回復や日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行うサービスです。

	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	合計	介護	予防	合計	介護	予防	合計	介護	予防
必要量(回/年)	7,019	5,251	1,768	6,903	5,135	1,768	6,903	5,135	1,768
利用者数見込み(人/年)	744	552	192	732	540	192	732	540	192

⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科衛生士等が家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。

	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	合計	介護	予防	合計	介護	予防	合計	介護	予防
必要量(人/年)	3,156	3,024	132	3,120	2,988	132	3,096	2,964	132

⑥通所介護・介護予防通所介護

デイサービスセンターなどに通い、施設で食事や入浴の提供など日常生活の世話や機能訓練等を受けるサービスです。

	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	合計	介護	予防	合計	介護	予防	合計	介護	予防
必要量(回/年)	41,225	41,225		40,952	40,952		40,775	40,775	
利用者数見込み(人/年)	5,436	5,436		5,400	5,400		5,376	5,376	

⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

心身機能の維持回復のため、医療施設や介護老人保健施設等に通い、理学療法士等によるリハビリテーションを受けるサービスです。

	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	合計	介護	予防	合計	介護	予防	合計	介護	予防
必要量(回/年)	7,096	7,096	-	7,038	7,038	-	6,964	6,964	-
利用者数見込み(人/年)	1,692	1,188	504	1,680	1,176	504	1,668	1,164	504

⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

家族介護者等が疾病や介護疲れ、旅行等により一時的に介護が困難になった場合に、介護老人福祉施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護やその他の日常生活上の世話及び機能訓練などを受けるサービスです。

	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	合計	介護	予防	合計	介護	予防	合計	介護	予防
必要量(日/年)	22,658	22,118	540	22,363	21,823	540	22,268	21,728	540
利用者数見込み(人/年)	2,232	2,112	120	2,208	2,088	120	2,196	2,076	120

⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、必要な看護や医学的管理下での介護・機能訓練等を受けるサービスです。

	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	合計	介護	予防	合計	介護	予防	合計	介護	予防
必要量(日/年)	875	875	0	875	875	0	875	875	0
利用者数見込み(人/年)	96	96	0	96	96	0	96	96	0

⑩特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームやケアハウス等の施設が介護保険事業者の指定を受け、介護サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の世話や機能訓練を行うサービスです。

	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	合計	介護	予防	合計	介護	予防	合計	介護	予防
必要量(人/年)	288	288	0	288	288	0	288	288	0

⑪福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

車いすや特殊ベッド等、国が定める種目の福祉用具を貸し出すサービスです。

	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	合計	介護	予防	合計	介護	予防	合計	介護	予防
利用者数見込み(人/年)	8,892	7,236	1,656	8,832	7,200	1,632	8,796	7,164	1,632

⑫特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

福祉用具のうち入浴又は排せつに使用するもの等を販売するサービスで、費用の一部を支給します。

	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	合計	介護	予防	合計	介護	予防	合計	介護	予防
必要量(千円/年)	8,026	5,057	2,969	8,026	5,057	2,969	8,026	5,057	2,969
利用者数見込み(人/年)	228	144	84	228	144	84	228	144	84

2) 住宅改修・介護予防住宅改修

住宅の手すりの取付けや段差の解消など、住環境の改善を図るための費用の一部を支給します。

	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	合計	介護	予防	合計	介護	予防	合計	介護	予防
必要量(千円/年)	22,660	15,491	7,169	22,660	15,491	7,169	22,660	15,491	7,169
利用者数見込み(人/年)	192	132	60	192	132	60	192	132	60

3) 居宅介護支援・介護予防支援

介護支援専門員(ケアマネジャー)が、要介護認定者の心身の状況やその置かれている環境等に応じて居宅サービスなどを適切に利用できるように、居宅介護サービス計画(ケアプラン)を作成し、利用するサービスを確保するために、指定居宅介護サービス事業者等との連絡調整を行うサービスです。

	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	合計	介護	予防	合計	介護	予防	合計	介護	予防
必要量(人/年)	13,932	11,460	2,472	13,800	11,352	2,448	13,740	11,304	2,436

4) 地域密着型サービス

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

利用者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。

	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	合計	介護	予防	合計	介護	予防	合計	介護	予防
必要量(人/年)	12	12		12	12		12	12	

②夜間対応型訪問介護

夜間に定期的に巡回または随時の通報により、訪問看護師が居宅を訪問し、入浴・排泄などの介護などの日常生活上の世話、緊急時の対応などを行うサービスです。

	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	合計	介護	予防	合計	介護	予防	合計	介護	予防
必要量(人/年)	0	0		0	0		0	0	

③認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

利用者が、できるだけ居宅で能力に応じた日常生活が営めるように、「通い」ながら入浴など日常生活上の世話、機能訓練を行うサービスです。

	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	合計	介護	予防	合計	介護	予防	合計	介護	予防
必要量(回/年)	53	53	0	53	53	0	53	53	0
利用者数見込み(人/年)	12	12	0	12	12	0	12	12	0

④小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心としながら、随時、利用者の希望に応じ、「訪問」や「泊まり」を組み合わせ提供するサービスです。1事業所当たりの登録者数は25人程度とし、「通い」の利用者は15人程度、「泊まり」の利用者は5～9人程度となります。

	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	合計	介護	予防	合計	介護	予防	合計	介護	予防
必要量(人/年)	888	756	132	888	756	132	876	744	132

⑤認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

比較的軽い認知症の人が、入浴、排せつ、食事等の介護やその他の日常生活上の世話を受けながら共同生活を行い、機能の維持や回復を図るサービスです。

	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	合計	介護	予防	合計	介護	予防	合計	介護	予防
必要量(人/年)	1,200	1,200	0	1,308	1,308	0	1,416	1,416	0

⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

要介護（要介護1～5）認定を受けた人を対象とする定員29人以下の小規模特別養護老人ホームで、圏域内の利用者を中心に入所サービスを提供する施設です。

	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	合計	介護	予防	合計	介護	予防	合計	介護	予防
必要量(人/年)	624	624	/	624	624	/	624	624	/

⑦地域密着型通所介護

利用定員が18人以下の小規模のデイサービスで、食事や入浴の提供など日常生活の世話や機能訓練を受けるサービスです。

	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	合計	介護	予防	合計	介護	予防	合計	介護	予防
必要量(回/年)	8,597	8,597	/	8,510	8,510	/	8,510	8,510	/
利用者数見込み(人/年)	1,236	1,236	/	1,224	1,224	/	1,224	1,224	/

⑧看護小規模多機能型居宅介護

利用者の状況に応じて、小規模な住居型の施設への「通い」、自宅に来てもらう「訪問」（介護と看護）、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられるサービスです。

	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	合計	介護	予防	合計	介護	予防	合計	介護	予防
必要量(人/年)	12	12	/	12	12	/	12	12	/

5) 介護保険施設サービス

①介護老人福祉施設

特別養護老人ホームのことであり、自宅で介護サービスを受けながら生活を続けることが困難な要介護者等を対象とし、入浴、排せつ、食事等の介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話等のサービスを提供する施設です。

	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	合計	介護	予防	合計	介護	予防	合計	介護	予防
必要量(人/年)	2,868	2,868	/	2,868	2,868	/	2,868	2,868	/

②介護老人保健施設

症状が安定した要介護者等に対し、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の世話を行う施設です。

	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	合計	介護	予防	合計	介護	予防	合計	介護	予防
必要量(人/年)	2,616	2,616	/	2,616	2,616	/	2,616	2,616	/

③介護療養型医療施設

入院医療を必要とする要介護者等に対し、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の世話をを行う施設です。

	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	合計	介護	予防	合計	介護	予防	合計	介護	予防
必要量(人/年)	0	0	/	0	0	/	0	0	/

④介護医療院

慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に行う新たなサービスです。

	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	合計	介護	予防	合計	介護	予防	合計	介護	予防
必要量(人/年)	0	0	/	0	0	/	0	0	/

(4) 地域支援事業の見込み

高齢者が要介護状態になることを予防し、要介護状態になった場合でもできるだけ地域において自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防・日常生活支援総合事業や任意事業など地域支援事業に取り組みます。

4. 介護保険事業の費用見込み

(1) 介護サービスの給付費見込み

介護保険サービス量の見込みに基づき、介護サービスの給付費を推計しています。

■介護給付費推計

(単位：千円)

サービス項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
(1)在宅サービス	1,579,058	1,567,265	1,558,858	4,705,181
(2)居住系サービス	358,677	386,584	414,293	1,159,554
(3)施設サービス	1,659,205	1,660,125	1,660,125	4,979,455
介護サービス給付費計(Ⅰ)	3,596,940	3,613,974	3,633,276	10,844,190

(2) 介護予防サービスの給付費見込み

前述の介護保険サービスの必要量に基づき、介護予防サービスの給付費を推計しています。

■介護予防給付費推計

(単位：千円)

サービス項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
(1)在宅サービス	73,513	72,965	72,911	219,389
(2)居住系サービス	0	0	0	0
介護予防サービス給付費計(Ⅱ)	73,513	72,965	72,911	219,389

(3) その他の給付費見込み

■その他給付費推計

(単位：千円)

サービス項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
(1)その他給付費(Ⅲ)	197,893	183,832	184,185	565,909
①特定入所者介護サービス費等	134,318	120,846	121,079	376,243
②高額介護サービス費等	56,584	56,014	56,121	168,719
③高額医療合算サービス費等	2,828	2,820	2,826	8,473
④審査支払手数料	4,163	4,152	4,160	12,474

標準給付費見込額 (Ⅳ) = (Ⅰ) + (Ⅱ) + (Ⅲ)	3,868,346	3,870,771	3,890,372	11,629,488
-----------------------------------	-----------	-----------	-----------	------------

(4) 地域支援事業費見込み

■地域支援事業費の見込み

(単位：千円)

サービス項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
地域支援事業費見込額	238,010	243,100	242,063	723,173
介護予防・日常生活支援総合事業費	124,978	125,569	125,569	376,116
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	84,543	83,989	82,852	251,384
包括的支援事業(社会保障充実分)	28,489	33,542	33,642	95,673

(5) 介護保険事業の総事業費見込み

■総事業費の見込み

(単位：千円)

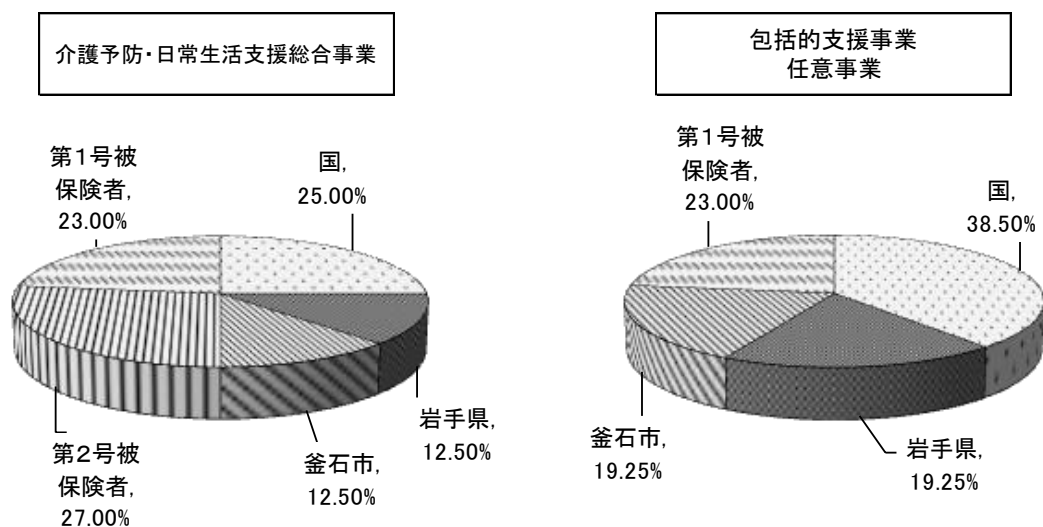
サービス項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
総事業費見込額	4,106,356	4,113,871	4,132,434	12,352,661
標準給付費見込額	3,868,346	3,870,771	3,890,372	11,629,488
地域支援事業費見込額	238,010	243,100	242,063	723,173

5. 第1号被保険者の保険料見込

(1) 介護保険料算定に係る諸係数

①地域支援事業の財源構成

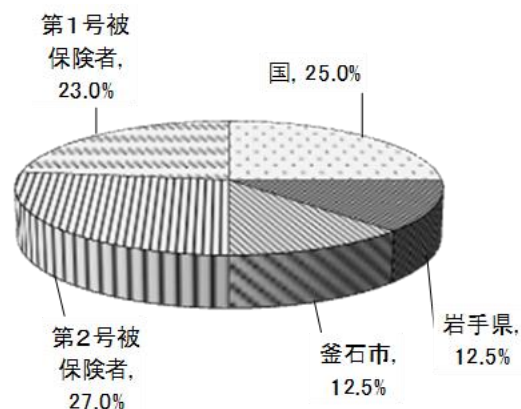
地域支援事業の財源構成では、介護予防・日常生活支援総合事業は、費用の50%を第1号被保険者の保険料と第2号被保険者の保険料で賄い、残りの50%を国25%、岩手県12.5%、釜石市12.5%の割合で、公費で賄います。一方、包括的支援事業、任意事業については、費用の23.0%が第1号被保険者の保険料で賄い、残りの77%を国38.5%、岩手県19.25%、釜石市19.25%の割合で、公費で賄います。



②介護給付費の財源構成

介護給付費の利用者負担を除いた財源構成は、「第1号被保険者の保険料」「第2号被保険者の保険料」「公費（国、岩手県、釜石市）」で分担する仕組みになっています。

第8期計画では、第7期計画に引き続き、第1号被保険者が23.0%、第2号被保険者が27.0%の割合で保険料から賄い、残りを国が25.0%、岩手県が12.5%、釜石市が12.5%の割合で公費から賄います。



(2) 第1号被保険者の介護保険料

- 第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料は、各保険者（市町村）が、計画の策定を通じて、3年ごとに算定・見直しを行います。
- 保険料基準額は、保険料収納必要額を予定保険料収納率と被保険者数（所得階層補正後）、月数（12か月）で割ったものが、第1号被保険者の基準額（月額）となります。
- 保険料の推計に当たっては、令和3年度から令和5年度までの事業期間内の給付費を見込み、介護給付費準備基金の繰り入れなどを勘案して推計します。

介護保険料算定の基本的考え方

第7期（平成30年度～令和2年度） 現行保険料 月額標準額 5,329円/月

○現行の事業量を基に令和3年度～令和5年度の給付費等を算定

- 保険料を賄う第1号被保険者数の減少
- 受給者1人あたり給付費の増加
- 介護報酬の改定



保険料の増額を抑制するため、介護給付費準備基金を繰入れ

○介護給付費準備基金取崩額 213,300千円



月額基準額 5,329円/月

●保険料算出式

項 目	金 額	備 考
介護保険標準給付費見込額	11,629,488 千円	A (3年分)
地域支援事業費見込額	723,173 千円	B (3年分)
計	12,352,661 千円	C = A + B
第1号被保険者負担分相当額	2,841,112 千円	D = C × 23%
調整交付金相当額	600,280 千円	E = (A + Bの介護予防・日常生活支援総合事業費) × 5%
調整交付金見込額	990,849 千円	F
財政安定化基金拠出金見込額	0 千円	G
財政安定化基金償還金	0 千円	H
介護給付費準備基金取崩額	213,300 千円	I
保険料収納必要額	2,237,243 千円	J = D + E - F + G + H - I
予定保険料収納率	99.00%	K
第1号被保険者数	37,385 人	L (3年分)
所得段階補正後の被保険者数	35,339 人	M (3年分)
保険料基準額	63,947 円	N ≐ J / K / M
月額	5,329 円	O = N / 12

(3) 保険料段階の設定と段階別保険料

令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの所得段階別保険料は、基準月額
5,329円(年額63,900円)をもとに次の通り設定します。

●第1号被保険者の保険料区分

保険料区分	区 分	保険料率	月(円)	年額(円)
第1段階	生活保護を受給している方及び老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.50	2,664	31,900
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	0.75	3,996	47,900
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の方	0.75	3,996	47,900
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、本人の合計所得額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.90	4,796	57,500
第5段階 (基準段階)	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の方で、本人の合計所得額と課税年金収入額の合計が80万円超の方	1.00	5,329	63,900
第6段階	本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が120万円未満の方	1.20	6,394	76,700
第7段階	本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30	6,927	83,100
第8段階	本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	7,993	95,900
第9段階	本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が320万円以上の方	1.70	9,059	108,700

※保険料年額＝基準月額(5,329円)×保険料率×12月(100円未満切り捨て)

※低所得者層の介護保険料

第8期介護保険事業計画の計画期間において、第1段階から第3段階までの低所得者層については、次のとおり介護保険料を軽減します。

第1段階 年額31,900円を19,100円に軽減

第2段階 年額47,900円を31,900円に軽減

第3段階 年額47,900円を44,700円に軽減

(軽減分の公費負担割合 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)

釜石市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画

かまいし“ほっ”とプラン8

発行 釜石市 保健福祉部 高齢介護福祉課
〒026-0025 釜石市大渡町3丁目15番26号
電話:0193-22-0178 FAX:0193-22-6375